

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

【ミッション I】 巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない

| No. | アクション名 | 内 容 (新APより抜粋) | 令和7年度の目標   |   | 令和7年度の実績                             |   | 進捗評価                                 | 担当部署                      | 令和8年度の取組み予定   |                                      | 分類  |
|-----|--------|---------------|--|---|--------------------------------------|---|--------------------------------------|---------------------------|---|--------------------------------------|-----|
|     |        |               | 取組み指標  | 取組み指標   | 取組み指標                                | 取組み指標   |                                      |                           | 取組み指標   | 取組み指標                                |     |
| I   | 1      | 防潮堤の津波浸水対策の推進 | ○津波による浸水を防ぐため、先行取組みとして、 <b>H26年度</b> から既に防潮堤の液状化対策を実施している。 <b>H28年度</b> までの3年間(集中取組期間中)で、第一線防潮堤のうち、「満潮時に地震直後から浸水が始まる危険性のある防潮堤」の対策を完了させる。<br>○続いて、 <b>H30年度</b> までの5年間に第一線防潮堤(津波を直接防御)の対策を順に完了させ、 <b>R5年度</b> までの <b>10年間</b> で全対策の完了をめざす。  | ・R5年度で対策完了  | 左記の取組みの達成状況を <b>R5年度</b> 末に評価        | ・R5年度で対策完了  |                                      | 環境農林水産部<br>都市整備部<br>大阪港湾局 | ・R5年度で対策完了  |                                      | I   |
| I   | 2      | 水門の耐震化等の推進    | ○地震発生後に、津波を防御する水門機能を確保するため、先行取組みとして、 <b>H26年度</b> から三大水門を始めとする水門の耐震補強工事や、遠隔自動操作化などの水門の高度化を実施しており、必要な対策を計画的に推進する。<br>○老朽化が進んでいる三大水門(安治川水門・尻無川水門・木津川水門)は、高潮への対策に加え、南海トラフ巨大地震による津波にも対応できる水門として更新を行う。  | ・木津川水門、安治川水門の更新工事を推進<br>・旧猪名川水門、芦田川水門、王子川水門の自動化に着手  | ・水門の高度化<br>遠隔操作化：10/10基<br>自動化：7/10基 | ・木津川水門の更新工事を推進<br>・安治川水門の更新工事を推進<br>・旧猪名川水門、芦田川水門、王子川水門の自動化に向けた詳細設計発注   | ・水門の高度化<br>遠隔操作化：10/10基<br>自動化：7/10基 | 都市整備部                     | ・木津川水門の更新工事を推進<br>・安治川水門の更新工事を推進<br>・旧猪名川水門、芦田川水門、王子川水門の自動化に向けた工事発注   | ・水門の高度化<br>遠隔操作化：10/10基<br>自動化：7/10基 | I   |
| I   | 3      | 長期湛水の早期解消     | ○地震発生後に、一部の地域では津波浸水による長期湛水の可能性があることから、集中取組期間中に、関係機関と連携し、防潮堤の仮締切、ポンプ場の機能確保やポンプ車等による排水等、長期湛水の早期解消のための手順を予め定め、不測の事態に備える。<br>○防災訓練の中で対応手順の点検を行い、必要な対応の充実を図る。   | ・津波浸水想定の見直しによる長期湛水解消の検討範囲の整理を行う。<br>・氾濫水の排水計画を作成する市町村があれば協力を図る。   | 左記の取組み達成状況を <b>R7年度</b> 末に評価         | ・新たな津波浸水想定を公表した。  | 取組み実績は左記のとおり                         | 危機管理室<br>都市整備部<br>大阪港湾局   | ・津波浸水想定に係る被害想定を公表する。  | 左記の取組み達成状況を <b>R8年度</b> 末に評価         | II  |
| I   | 4      | 密集市街地対策の推進    | ○地震発生時に、人的被害や建物被害を軽減するため、「大阪府密集市街地整備方針」及び各市作成の「アクションプログラム」に基づき、大阪の成長を支えるまちづくりをめざし、「災害に強いまちづくり」と「活力と魅力あふれるまちづくり」の両輪で取組を展開。「地震時等に著しく危険な密集市街地」を令和7年度末までに9割以上を解消、令和12年度末までに全域を解消する。<br><3本柱の取組><br>(1) まちの防災性の向上<br>(2) 地域防災力のさらなる向上<br>(3) 魅力あるまちづくり<br><br>【対象地区】(大阪市) 優先地区、(堺市) 新湊、(豊中市) 庄内、豊南町、(守口市) 東部、大日・八雲東町、(門真市) 門真市北部、(寝屋川市) 島島東、池田・大和、香里、(東大阪市) 若江・岩田・瓜生堂   | (1) まちの防災性の向上<br>1) 建物の不燃化の促進<br>・老朽建築物の除却・建替え等の促進<br>2) 燃え広がらないまちの形成<br>・延焼遮断帯の整備<br>・延焼危険性を低減する地区内道路等の重点整備<br>・延焼経路となる老朽建築物の重点除却<br>3) 避難しやすいまちの形成<br>・避難路等の整備、沿道建築物・ブロック塀の安全対策<br>・公園、防災空地等の整備推進<br>(2) 地域防災力のさらなる向上<br>(3) 魅力あるまちづくり<br>・まちの危険性の一層の見える化<br>・地域特性に応じた防災活動への支援の強化<br>・消防、大学、民間等と連携した防災啓発<br>(3) 魅力あるまちづくり<br>・まちの将来像の検討・提示<br>・道路等の基礎整備及び整備を契機としたまちづくりの推進<br>・民間主体による建替えが進む環境の整備<br>・地域ニーズに応じた空地の柔軟な活用によるみどりの創出 | 左記の取組みの達成状況を <b>R7年度</b> 末に評価        | (1) まちの防災性の向上<br>・老朽建築物等除却 204戸、道路整備 5,855m<br>・延焼遮断空間の確保(寝屋川大東線) 道路用地の取得 560m<br>・技術者等の派遣による市の事業執行体制の強化 4市8名を派遣<br>(2) 地域防災力のさらなる向上<br>・延焼危険性の違いを5段階で示し、GISを用いてより分かりやすく解説したマップを更新<br>・土木事務所や市等と連携した防災講座、ワークショップ等を実施 3市3地区<br>(3) 魅力あるまちづくり<br>・駅周辺整備構想策定 1市1地区<br>・防災街区整備事業 事業計画認可 1市1地区<br>・除却跡地を活用したコミュニティ農園整備 1市1地区<br><br>「地震時等に著しく危険な密集市街地」の解消状況<br>2,248ha (H24設定時) → 218ha (R7年度末)<br>※R7年度・・・207ha解消 | 取組み実績は左記のとおり                         | 都市整備部<br>(旧住宅まちづくり部)      | (1) まちの防災性の向上<br>1) 建物の不燃化の促進<br>・老朽建築物の除却・建替え等の促進<br>2) 燃え広がらないまちの形成<br>・延焼遮断帯の整備<br>・延焼危険性を低減する地区内道路等の重点整備<br>・延焼経路となる老朽建築物の重点除却<br>3) 避難しやすいまちの形成<br>・避難路等の整備、沿道建築物・ブロック塀の安全対策<br>(2) 地域防災力のさらなる向上<br>・まちの危険性の一層の見える化<br>・地域特性に応じた防災活動への支援の強化<br>・消防、大学、民間等と連携した防災啓発<br>(3) 民間活動を誘発するまちづくり<br>・まちの将来像の検討・提示<br>・道路等の基礎整備及び整備を契機としたまちづくりの推進<br>・民間主体による建替えが進む環境の整備<br>・地域ニーズに応じた空地の柔軟な活用によるみどりの創出 | 左記の取組みの達成状況を <b>R8年度</b> 末に評価        | I   |
| I   | 5      | 防火地域等の指定促進    | ○都市の不燃化を促進するため、市町村に対し、防火・準防火地域の指定を働きかける。さらに、密集市街地においては、戸建住宅等の小規模な建築物の不燃化を促進するための防火規制(防災街区整備地区計画等)の導入を働きかける。  | ・引き続き、市町村に対して、防火・準防火地域の指定について働きかけを行う。   | 左記の取組みの達成状況を <b>R7年度</b> 末に評価        | ・府内全市町村に対し、研修会を開催し、防火・準防火地域の指定について働きかけを行った。   | 取組み実績は左記のとおり                         | 大阪都市計画局                   | ・引き続き、市町村に対して、防火・準防火地域の指定について働きかけを行う。   | 左記の取組みの達成状況を <b>R8年度</b> 末に評価        | III |
| I   | 6      | 消防水の確保        | ○地震発生時に、火災による被害を軽減するため、消防水の確保に向けた以下の取組を市町村に働きかける。<br>・耐震性防火水槽の整備促進<br>・ため池や農業用水路の水を消火用水や生活用水への活用   | ①耐震性貯水槽をはじめとする消防水利について、国庫補助金の活用等による整備促進を市町村に働きかける。<br>②市町村や各地域の土地改良区等と連携して、防災利活用協定の締結を促進、防災利活用協定に基づく防災訓練を実施する。<br>③市町村に対して農業用水の防災利活用協定の締結の促進を働きかける。(15回/年(対象市町村))   | 左記の取組みの達成状況を <b>R7年度</b> 末に評価        | ①国庫補助金の活用等による整備促進を市町村に働きかけた結果、3市町村からの要望を4件受理し、審査完了した。<br>②令和7年度は防災利活用協定の締結には至らなかったが、1市(1地区)において防災利活用協定に基づく防災訓練を実施した。<br>③29市町村に対して資料提供により農業用水の防災利活用協定締結を促進。(1回/年)   | 取組み実績は左記のとおり                         | 危機管理室<br>環境農林水産部          | ①耐震性貯水槽をはじめとする消防水利について、国庫補助金の活用等による整備促進を市町村に働きかける。<br>②市町村や各地域の土地改良区等と連携して、防災利活用協定の締結を促進、防災利活用協定に基づく防災訓練を実施する。<br>③市町村に対して農業用水の防災利活用協定の締結を促進。(10市町村/年)  | 左記の取組みの達成状況を <b>R8年度</b> 末に評価        | III |
| I   | 7      | 地下空間対策の促進     | ○津波浸水想定区域内に地下街等を有する全ての市町、地下街等の所有者又は管理者と連携して、水防法に準拠した、避難確保・浸水防止計画の作成や避難誘導等の訓練、地下出入口の止水対策等の着実な実行を施設管理者に働きかける。  | ・改訂した「地下空間浸水対策計画」をもとに各管理者が避難確保・浸水防止計画を改訂するよう大阪府地下空間浸水対策協議会(事務局：大阪市)を通じて施設管理者へ働きかける。   | 左記の取組みの達成状況を <b>R7年度</b> 末に評価        | 大阪府地下空間浸水対策協議会(事務局：大阪市)を通じて避難確保・浸水防止計画の充実を管理者等に働きかけを行った。  | 取組み実績は左記のとおり                         | 危機管理室                     | 引き続き、大阪府地下空間浸水対策協議会(事務局：大阪市)を通じて避難確保・浸水防止計画の充実を管理者等に働きかけを行う。  | 左記の取組みの達成状況を <b>R8年度</b> 末に評価        | IV  |
| I   | 8      | ため池防災・減災対策の推進 | ○地震発生後に、ため池下流への影響を軽減するため、先行取組みとして、ため池の耐震診断の実施(H23から実施中)を進めており、H27年度に「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」を策定する。<br>○同プランに基づき、対象ため池の耐震診断を計画的に実施するとともに、診断結果を踏まえ必要な耐震対策を実施する。<br>○また、ソフト対策も含めた総合的な減災対策を推進するため、対象ため池の所在市町村に対して、ため池ハザードマップの作成、住民周知及び活用を働きかける。<br><br>・地震発生後、ため池の決壊防止のために、ため池管理者が水位低下を実施した際、防災テレメータを設置しているためでは、現場へ赴くことなく水位を確認できるため、ため池管理者などの負担軽減につながった。市町村、ため池管理者に対し、防災テレメータの設置促進を図る。<br><br>・地震発生後、ため池の決壊防止のために、府や市町村職員によるため池の点検を実施した際、事前に損傷状況等の情報を把握できていれば、下流への影響を踏まえた効率的な点検を実施することが可能であった。地震発生後、下流への影響を踏まえた効率的な点検をするため、ため池管理者による簡易な点検実施とその結果の府・市町村への迅速な報告について、ため池管理者を対象とする研修会等を通じて指導していく。 | ①ため池防災、減災アクションプランに基づく耐震診断の実施(診断結果を踏まえた、低水位管理や耐震補強等の必要な対策の実施)<br>②対象ため池の所在市町村において、ハザードマップ作成、住民周知及び活用<br><br>・ため池管理者を対象に、簡易な点検実施と府・市町村への迅速な報告等に関する研修会を実施  | ①20箇所<br>②30箇所<br><br>4回             | ①ため池防災、減災アクションプランに基づく耐震診断の実施(診断結果を踏まえた、低水位管理や耐震補強等の必要な対策の実施)<br>②対象ため池の所在市町村において、ハザードマップ作成、住民周知及び活用<br><br>・ため池管理者を対象に、簡易な点検実施と府・市町村への迅速な報告等に関する研修会を実施  | ①27箇所<br>②34箇所<br><br>5回             | 環境農林水産部                   | ①ため池防災、減災アクションプランに基づく耐震診断の実施(診断結果を踏まえた、低水位管理や耐震補強等の必要な対策の実施)<br>②対象ため池の所在市町村において、ハザードマップ作成、住民周知及び活用<br><br>・ため池管理者を対象に、簡易な点検実施と府・市町村への迅速な報告等に関する研修会を実施  | ①10箇所<br>②11箇所<br><br>4回             | I   |

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

【ミッション I】 巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない

| No. | アクション名 | 内 容 (新APより抜粋)                | 令和7年度の目標  | 取組み指標  | 令和7年度の実績             |  | 進捗評価   | 担当部署 | 令和8年度の取組み予定                                 |   | 分類   |     |
|-----|--------|------------------------------|---|--|----------------------|--|--|------|---|---|--|-----|
|     |        |                              |   |  | 取組み指標                | 取組み実績  |  |      | 取組み指標                                       | 取組み実績   |  |     |
| I   | 9      | 防災農地の登録促進                    | ○地震発生時に、避難地を確保するため、防災上の役割が期待できる農地について、市町村と連携し、「防災農地」の登録を促進する。   | ・各市の危機管理部局に対し、制度導入を働きかける(概ね8市/年)   | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | ・大阪府農業会議と意見交換を実施。資料提供を通じて43市町村に対して制度導入を促進。   | 取組み実績は左記のとおり   | ①    | 環境農林水産部                                     | ・各市の危機管理部局に対し、制度導入を働きかける。(10市町村/年)。   | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価   | IV  |
| I   | 10     | 府有建築物の耐震化の推進                 | ○地震発生時に、府有建築物の被害を軽減し、府民・利用者の安全と府庁業務の継続性を確保するため、「住宅建築物耐震10か年戦略・大阪(大阪府耐震改修促進計画H28～R7)」において示す耐震化への取組の基本的な考え方を踏まえ策定した、「新・府有建築物耐震化実施方針」(H28.8策定、R4.3改定)に基づき、耐震化対策を実施する。<br><br>・府有建築物では、外装材等の脱落、破損の被害があり、業務継続は可能であったものの、発災直後は、施設運営に混乱が生じた施設があったため、「新・府有建築物耐震化実施方針」に基づき、構造体の耐震安全性の確保はもとより、天井、外装材等の2次構造部材の耐震化を推進する。  | 「新・府有建築物耐震化実施方針」に基づき耐震化を推進<br>①府営住宅<br>「大阪府営住宅ストック活用事業計画」に基づき耐震化を推進(建替事業等)<br>②その他の一般建築物<br>「府有建築物耐震化事業計画」により個別の進捗管理を行い、耐震化を推進             | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | 「新・府有建築物耐震化実施方針」に基づき耐震化を推進した。<br>①府営住宅<br>「大阪府営住宅ストック活用事業計画」に基づき耐震化を推進(建替事業等)<br>②その他の一般建築物<br>「府有建築物耐震化事業計画」により個別の進捗管理を行い、耐震化を推進  | R7年度末耐震化率<br>①98.2%(R7:97.7%)<br><戸数ベース><br>98.2%(R6:97.8%)<br>(R7目標:98%以上)<br>R12目標:概ね解消<br>②97.5%(R6:97.0%)<br>府有建築物全体<br>98.8%(R6:98.5%)<br>R2目標:95%以上<br>R7目標:概ね解消 | ①    | 都市整備部<br>(旧宅まちづくり部)                         | 「第3期府有建築物耐震化実施方針」を策定し、耐震化を推進する。<br>①府営住宅<br>「大阪府営住宅ストック活用事業計画」に基づき耐震化を推進(建替事業等)<br>②その他の一般建築物<br>「府有建築物耐震化事業計画」により個別の進捗管理を行い、耐震化を推進   | 左記の取組の達成状況をR8年度末に評価  | III |
| I   | 11     | 学校の耐震化<br>(府立学校、市町村立学校、私立学校) | ○地震発生時に、児童・生徒の安全確保と学校の建物被害を軽減するため、「大阪府住宅・建築物耐震10か年戦略プラン(H18～27)」に基づき、耐震化対策を実施中であり、平成27年度までに、府立学校(高等学校、支援学校)については、耐震化率100%をめざした。<br>○また、平成28年度以降については、「住宅建築物耐震10か年戦略・大阪(大阪府耐震改修促進計画H28～R7)」に基づき、以下の取組を進める。<br>○市町村立学校(小中学校等)については、令和7年度までに耐震化が完了するよう、市町村教育委員会に対して、耐震化の完了を働きかける。<br>○私立学校については、特に対応方針が決まっていない未耐震の学校施設について、未使用化を含めた検討を促すなど、継続的な指導を行い、耐震化率の向上をめざす。<br>○府立学校においては、体育館の吊天井、柔剣道の天井や照明器具などの耐震化工事を行い、平成30年度に完了した。市町村立学校、私立学校についても改修を働きかける。<br><br>○地震によるブロック塀の倒壊で死亡事故が発生し、ブロック塀の安全性が問われることとなったため、調査の結果を踏まえ、不適合のあったブロック塀について優先順位付けを行い、順次撤去等を行う。<br><br>○地震・台風によりほぼすべての府立学校で被害が発生した。今後、起こりうる大規模災害に備え、府立学校の安全点検について、学校職員による日常の点検に加え、建築基準法第12条に基づき、設計事務所等に委託して、点検を実施しているが、今後、今回の被災状況等を踏まえた調査内容を追加し、点検を行うことなどについて検討していく。また、より速やかな業務実施に向け、専門家との連携を検討する。<br><br>○被害の中には、施設の老朽化が原因の一つと考えられるものがあつたため、府立学校の老朽化対策について、令和元年度に「府立学校施設の長寿命化に関する方針」を策定予定としており、方針の策定にあたっては、この度の地震・台風による被災状況等をふまえ、検討していく。 | (市町村立学校)<br>・市町村立学校(幼稚園)について、市町村教育委員会に対して、耐震化の完了に向けての働きかけを実施する。<br><br>(私立学校)<br>・学校に対して、耐震化の取り組み状況や対応方針などをヒアリングする等、耐震化率の向上に向けての働きかけを実施する。 | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | (市町村立学校)<br>・市町村立学校(幼稚園)について、市町村教育委員会に対して、耐震化の完了に向けての働きかけを実施<br><br>(私立学校)<br>・耐震化が未了の学校から、耐震化の取り組み状況や今後の方針等をヒアリングした。<br>・施設(2次構造部材を含む)の耐震対策が未了の学校に対し、国庫補助金の活用等の相談にも応じながら、耐震化率の向上に向けて働きかけた。<br>・未耐震化建物をリスト化し、耐震化方針と併せて公表する。<br>・耐震化未了の学校法人等に対して、R6の調査報告で確認した各法人等の対応方針や課題等を踏まえ、国の補助制度の活用を促すとともに、未耐震化建物の未使用化、耐震化済みの園舎校舎への集約化等に取り組むよう働きかけた。 | (市町村立学校)<br>○耐震化率 R7.4.1<br>(市町村立学校)<br>・小中学校 100%<br>・幼稚園 99.5%<br><br>(私立学校)<br>○耐震化率 R7.4.1現在<br>(私立学校)<br>・小中学校 100%<br>・高校 99.4%<br>・幼稚園 94.7%<br>・専修学校 100%      | ①    | 都市整備部<br>(旧宅まちづくり部)<br><br>教育庁              | (市町村立学校)<br>・市町村立学校(幼稚園)について、市町村教育委員会に対して、耐震化の完了に向けての働きかけを実施する。<br><br>(私立学校)<br>・学校に対して、耐震化の取り組み状況や対応方針などをヒアリングする等、耐震化率の向上に向けての働きかけを実施する。<br><br>(府立学校)<br>・令和4年度に大阪市から移管された高等学校施設のブロック塀について、改修計画を策定し、予算措置を図る。<br>・令和7年度に策定した「府立学校施設の長寿命化に関する方針」(第2期:令和8～12年度)に基づき、引き続き、府立学校施設長寿命化事業を実施する。 | (市町村立学校)<br>左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価<br><br>(私立学校)<br>左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価<br><br>(府立学校)<br>左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価 | III |
| I   | 12     | 病院・社会福祉施設の耐震化                | ○地震発生時に、入院患者や入所者の安全を確保し、病院・社会福祉施設等の建物被害を軽減するため、「新住宅建築物耐震10か年戦略・大阪(大阪府耐震改修促進計画R8～R17)」に基づき、耐震化対策を進め、補助制度のさらなる活用を図る等、建物所有者に耐震化を働きかける。<br><br>・一部の老朽化した病院の施設一部破損等により、医療提供に支障が生じたことから、国庫補助制度の周知や活用を図りながら、病院の耐震化促進に向けた取組みを支援する。  | ・国補助制度の周知や活用を図りながら、社会福祉施設の耐震化の促進を図る。<br>・R7年の病院耐震化率においては、耐震化率75%を目標に促進を図る。<br>・災害医療協力病院に対する耐震診断補助制度を創設する。                                  | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | ・社会福祉施設の耐震化率 90.1%(令和3年3月31日時点)<br><br>・5病院に対して補助金を交付し耐震改修工事を実施した。<br>・1病院に対して補助金を交付し耐震診断を実施した。  | 社会福祉施設の取組み実績<br>(H31.3.31 86.9%、→<br>R2.3.31 89.7%、→R3.3.31<br>90.1%)<br><br>病院耐震化率の向上<br>(R7:77.0%)   | ①    | 福祉部<br><br>健康医療部<br><br>都市整備部<br>(旧宅まちづくり部) | ・国補助制度の周知や活用を図りながら、社会福祉施設の耐震化の促進を図る。<br><br>・国補助制度の周知や活用を図りながら、病院の耐震化の促進を図る。<br>・災害医療協力病院に対する耐震診断補助を行う。   | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価   | III |

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

【ミッション I】 巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない

| No.  | アクション名               | 内容 (新APより抜粋)   | 令和7年度の目標   |                             | 令和7年度の実績  |                     | 進捗評価 | 担当部署                          | 令和8年度の取組み予定   |                             | 分類  |
|------|----------------------|--|--|-----------------------------|---|---------------------|------|-------------------------------|---|-----------------------------|-----|
|      |                      |  | 取組み指標  | 取組み指標                       | 取組み指標   | 取組み指標               |      |                               | 取組み指標   | 取組み指標                       |     |
| I-13 | 民間住宅・建築物等の耐震化の促進     | <p>○地震発生時に、民間住宅・建築物の被害等を軽減するため、「新住宅建築物耐震10年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画R8～R17）」に基づき、耐震改修に加え、建替え、除却、住替え等さまざまな取組みにより木造住宅、分譲マンション及び多数の者が利用する建築物等の耐震化を建物所有者等に働きかける。</p> <p>○また、民間住宅・建築物の所有者が耐震化の重要性を理解し、取組みが進められるよう、確実な普及啓発を進める。</p> <p>&lt;空き家対策&gt;<br/>・北部地震など度重なる災害による被害を受けて、周辺に危険を及ぼす恐れのある状態まで一気に悪化した空家が生じた。<br/>・所有者への迅速な連絡など、対応する市町村の課題が明らかになり、災害時の空家対策の強化が求められる。<br/>・災害時の空家対策の強化を図るため、災害時の業務円滑化に向けた対応方策や事例等をまとめた技術的助言を策定し、市町村に対する支援を行うとともに、相談窓口の周知等、意識啓発の取組みを進めていく。（参考）「空家総合戦略・大阪2019」</p> | <p>住宅</p> <p>①木造住宅の耐震化<br/>・市町村及び事業者等と連携し、所有者に対し個別訪問やダイレクトメール等により直接的に働きかけるとともに、リフォームの機会を捉えた普及啓発を進める。<br/>②分譲マンションの耐震化<br/>・市町と連携し、管理組合に対してダイレクトメールや個別訪問等により耐震化を働きかけるとともに、セミナー等の開催により、耐震化の重要性について普及啓発を行う。<br/>・市町に対して補助制度の創設を働きかける。</p> | <p>左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価</p> | <p>住宅</p> <p>①木造住宅の耐震化<br/>・耐震性が不足する木造戸建住宅に対し、市町村及び民間事業者（まちな事業者等）と連携し、個別訪問やDM等により確実な普及啓発を行った。また、リフォームとあわせた耐震改修の啓発チラシを不動産事業者等に配布し、事業者から所有者への働きかけを促す取組みを行った。<br/>②分譲マンションの耐震化<br/>・市町と連携し、管理組合に対してダイレクトメールや個別訪問等により756件に対し、耐震化を働きかけるとともに、耐震化サポート事業者と連携して、WEBセミナーや対面での耐震化フォーラム（府、茨木市、吹田市、高槻市、豊中市共催）の開催により、耐震化の重要性について普及啓発を行った。（WEBセミナー視聴回数：518回、耐震化フォーラム参加者：第1回15人、第2回29人、第3回21人、第4回16人）<br/>・市町に対して補助制度の創設を働きかけた。</p> | <p>取組み実績は左記のとおり</p> | ①    | 都市整備部<br>(旧住宅まちづくり部)          | <p>住宅</p> <p>①木造住宅の耐震化<br/>・市町村及び事業者等と連携し、所有者に対し個別訪問やダイレクトメール等により直接的に働きかけるとともに、リフォームの機会を捉えた普及啓発を進める。<br/>・市町村と連携し、旧耐震木造住宅の所在の把握を行う。<br/>②分譲マンションの耐震化<br/>・市町と連携し、管理組合に対してダイレクトメールや個別訪問等により耐震化を働きかけるとともに、セミナー等の開催により、耐震化の重要性について普及啓発を行う。<br/>・耐震診断の合意形成を促進させるため、耐震化に向けた初期の支援を行う。<br/>・市町に対して補助制度の創設を働きかける。</p> | <p>左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価</p> | III |
| I-14 | 民間ブロック塀等の安全対策        | <p>○ブロック塀所有者等に対して、建築基準法の規定の遵守の周知徹底などにより、耐震化について普及啓発する。<br/>○民間のブロック塀等の所有者に除却費用の補助を行う市町村に対し、期限を設けて緊急に補助（H30-R1）を行い、危険なブロック塀等の除却を促進する。<br/>○既存の危険なブロック塀や新設するブロック塀等に対して、建築基準法に基づき指導等を行う。</p> <p>・北部地震では、ブロック塀等の転倒や倒壊が多数生じ、死傷者が出た。ブロック塀等の危険性や安全対策等について、所有者等への確実な普及啓発の強化や、所有者の負担軽減等への支援策、行政等の指導等により、総合的な安全対策を強力に進めていく。</p>  | <p>・市町村と連携し、民間の危険なブロック塀等の所有者に対し、普及啓発等を行うことにより、安全対策を推進する。</p>   | <p>左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価</p> | <p>・民間の危険なブロック塀等の所有者に対し、市町村と連携し安全対策の普及啓発を行った。</p>   | <p>取組み実績は左記のとおり</p> | ①    | 都市整備部<br>(旧住宅まちづくり部)          | <p>・市町村と連携し、民間の危険なブロック塀等の所有者に対し、普及啓発等を行うことにより、安全対策を推進する。</p> <p>・引き続き、改善されていないブロック塀について、危険性が高いものに対しては、勧告等も視野に指導を強化する。<br/>・引き続き、新設するブロック塀について、リーフレットで安全確保の周知・啓発を行っていく。<br/>・府内の特定行政庁と連携し、危険なブロック塀の安全性確保につながる取組を行う。</p>  | <p>左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価</p> | I   |
| I-15 | 住宅の液状化対策の促進          | <p>○地震発生時に、液状化による建物被害を軽減するため、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会に府民相談窓口を設置している。</p>  | <p>・地震発生時の液状化に関する情報をホームページで周知・啓発するとともに、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会、大阪建築防災センターに設置した相談窓口において、相談を実施する。</p>  | <p>左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価</p> | <p>・地震発生時の液状化に関する情報をホームページで周知・啓発するとともに、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会、大阪建築防災センターに設置した相談窓口において、相談を実施した。</p>   | <p>取組み実績は左記のとおり</p> | ①    | 危機管理室<br>都市整備部<br>(旧住宅まちづくり部) | <p>・地震発生時の液状化に関する情報をホームページで周知・啓発するとともに、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会、大阪建築防災センターに設置した相談窓口において、相談を実施する。</p>   | <p>左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価</p> | IV  |
| I-16 | 的確な避難勧告等の判断・伝達支援     | <p>○河川氾濫、土砂災害、高潮や津波が想定される市町村において、的確な避難指示等の判断及び住民への情報伝達を行うためのマニュアルの策定・充実が図られるよう、情報提供を行うなど、市町村の取組みを支援する。</p> <p>・大阪府北部を震源とする地震など、度重なる災害により各市町村では、マニュアル等に基づき避難勧告、指示を行った。その際の課題や問題点について検証を行い、必要に応じマニュアルの改定を行う。</p> <p>・各市町村の防災担当者に対する各種の防災気象情報を適切に理解・活用し、適切なタイミングでの体制強化、避難に関する判断を行うなど防災対応力の向上を図る。</p>  | <p>・引き続き、新たな避難情報の発令基準マニュアル策定について市町村支援を行う。</p> <p>・あらゆる主体に向けた「わかる・伝わる」ハザードマップ作成について、市町村に働きかけを行う。</p>  | <p>左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価</p> | <p>・新たな避難情報の発令基準マニュアル策定状況について、新たに1自治体においてマニュアルの策定がされた。（40市町村→41市町村）</p> <p>・新たな地震・津波に関する被害想定について、市町村説明会の場などで情報共有を行ったうえで、ハザードマップ更新時の留意点を説明するなど、分かりやすいハザードマップ作成を市町村に働きかけた。</p>  | <p>取組み実績は左記のとおり</p> | ①    | 危機管理室                         | <p>・引き続き、新たな避難情報の発令基準マニュアル策定について市町村支援を行う。</p> <p>・引き続き、あらゆる主体に向けた「わかる・伝わる」ハザードマップ作成について、市町村に働きかけを行う。</p>  | <p>左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価</p> | IV  |
| I-17 | ハザードマップ等の作成（改訂）支援・活用 | <p>○地震発生時に起こりうる建物倒壊、火災延焼や津波等の危険性について、住民が正確な知識・情報を持ち、的確な避難行動につながるよう、市町村に対して、各種災害に対応するハザードマップの作成・改定を働きかける。</p> <p>○地震・津波ハザードマップを活用した防災訓練の実施を働きかける。<br/>○地震・津波ハザードマップを活用した府民の防災意識向上や住宅の耐震化意欲等の向上を図る。</p> <p>・西日本豪雨では、岡山県倉敷市の真備町において、洪水ハザードマップが策定されているにもかかわらず、これを知らない住民に被害が出るなど、ハザードマップ周知の重要性が再認識された。市町村に対して、各種災害に対応するハザードマップの作成・改定及びそれを活用した避難訓練の実施について、更なる働きかけを行う。</p>  | <p>・様々な啓発ツール（防災講演、防災エクス（旧ツイッター）、府のホームページ等）を用い、継続的にハザードマップの有効性を伝え、府民の適切な避難行動につながるよう働きかける。</p>   | <p>左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価</p> | <p>・様々な啓発ツール（防災講演、防災エクス（旧ツイッター）、府のホームページ等）を用い、継続的にハザードマップの有効性を伝え、府民の適切な避難行動につながるよう働きかけた。<br/>・地震・津波による液状化、震度分布、津波浸水想定を公表し、ハザードマップ更新のためのGISデータ等を府内市町村に共有した。</p>  | <p>取組み実績は左記のとおり</p> |      | 危機管理室<br>都市整備部<br>(旧住宅まちづくり部) | <p>・様々な啓発ツール（防災講演、防災エクス（旧ツイッター）、府のホームページ等）を用い、継続的にハザードマップの有効性を伝え、府民の適切な避難行動につながるよう働きかける。</p>  | <p>左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価</p> | IV  |

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

【ミッション I】 巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない

| No. | No. | アクション名                 | 内 容 (新APより抜粋)  | 令和7年度の目標  |                      | 令和7年度の実績  |  | 進捗評価 | 担当部署           | 令和8年度の取組み予定  |                      | 分類  |
|-----|-----|------------------------|--|---|----------------------|---|--|------|----------------|--|----------------------|-----|
|     |     |                        |  | 取組み指標   | 取組み指標                | 取組み指標   | 取組み指標  |      |                |  |                      |     |
| I   | 18  | 堤外地の事業所の津波避難対策の促進      | ○津波発生時に、堤外地にある事業所関係者が迅速に避難できるよう、津波により浸水が想定される事業所等に対し、津波避難計画の作成や避難訓練の実施を働きかける。  | ・津波避難計画に基づく訓練の実施を働きかける。   | 堤外地の事業者を含む津波避難訓練を実施  | ・堤外地にある港湾事業者及び港湾労働者と合同の津波避難訓練を、泉大津市助松地区で実施した。<br>・沿岸市町に対し、堤外地を含んだ総合防災訓練の実施を働きかけた結果、高石市、岸和田市のうちで訓練を実施した<br>・泉佐野市の防潮施設等操作訓練において、同市等と連携し、事前調整や訓練当日の協力等を行った。  | 取組み実績は左記のとおり   | ①    | 大阪港湾局          | ・津波避難計画に基づく訓練の実施を働きかける。  | 堤外地の事業者を含む津波避難訓練を実施  | IV  |
| I   | 19  | 沿岸漁村地域における防災対策         | ○地震発生時に、沿岸漁村地域における人的被害や火災被害を軽減するため、集中取組期間中に、住民が広域避難を行うための一時避難地となる広場等や耐震性防火水槽を整備するとともに、一時避難地を活用した避難訓練の実施を継続して働きかける。   | ・一時避難地を活用した避難訓練等の実施を継続して働きかける。  | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 |   | 取組み実績は左記のとおり   | ①    | 環境農林水産部        | ・一時避難地を活用した避難訓練等の実施を継続して働きかける。   | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価 | II  |
| I   | 20  | 船舶の津波対策の推進             | ○港内に停泊中の船舶等の津波被害の軽減を図るため、集中取組期間中に船舶の動揺シミュレーションの結果等を踏まえ、船舶の港外避難や避難できなかった場合の係留強化の手順などを関係機関とともに検討することで、民間事業者に対しこれらを取りまとめた対応マニュアル策定を支援する。また、関係機関と連携した訓練に参画する。  | ・年1回の関係機関と連携した訓練に参画する。  | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | ・年1回の関係機関と連携した訓練に参画した。  | 取組み実績は左記のとおり   | ①    | 危機管理室<br>大阪港湾局 | ・年1回の関係機関と連携した訓練に参画する。   | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価 | IV  |
| I   | 21  | 石油コンビナート防災対策の促進        | ○「大阪府石油コンビナート等防災計画」に基づき、ハード・ソフト対策が進むよう、事業者への働きかけ・必要な支援を行う。<br><ハード対策例><br>・油類流出抑制のための緊急遮断弁の設置<br>・危険物タンクの津波による移動抑制のための管理油高（下限）の見直し<br>・泡消火薬剤の計画的な備蓄 など<br><ソフト対策例><br>・津波避難計画の作成・見直し<br>・防災訓練の充実<br>・津波避難情報の提供 など<br><br>・被災した特定事業者から、被害の報告が得られなかったため、連絡体制の再度の周知徹底を図る。<br><br>・大阪府石油コンビナート等防災計画に、台風の高潮、強風による災害について、情報収集、応急活動の具体的方法を定めていなかったため、地域防災計画に基づき対応とも連携した情報収集、応急活動等を行う。 | 特定事業者による災害対策の取組の進捗管理<br>・ガイドラインに基づくR6年度実績を取りまとめ、公表する。<br>・ガイドラインに基づき、緊急遮断弁の設置及びその代替措置、重要施設等の浸水対策、津波避難計画の見直しなどの取組を引き続き促進する。<br>・ガイドラインに基づき、特定事業者による防災訓練内容の充実化を図る。<br>・訓練実施内容については府ホームページに掲載する等して取組PRを行う。<br>・地域連携強化のため立地市町や管轄消防との情報共有を行う。<br><br>津波避難に関する啓発<br>・災害時に区域内従業員等が避難できるよう、先行事例の紹介を行う等して取組を促進する。<br><br>・泡消火薬剤の計画的な更新に取り組み。<br>・高石大橋のアクセス情報提供に係る周知・広報の実施  | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | 特定事業者による災害対策の取組の進捗管理<br>・ガイドラインに基づくR6年度実績を取りまとめ、公表した。<br>・ガイドラインに基づき、緊急遮断弁の設置及びその代替措置、重要施設等の浸水対策、津波避難計画の見直しなどの取組を引き続き促進した。<br>・ガイドラインに基づき、特定事業者による防災訓練において市危機管理課及び管轄消防と連携した現地連絡所設置訓練を行い、災害時の情報収集及び発信等に係る役割や手順を確認するなど、訓練内容の充実を図った。<br>・訓練実施内容については府ホームページに掲載する等して取組のPRを行った。<br>・地域連携強化のため立地市町や管轄消防との情報共有を行った。<br><br>津波避難に関する啓発<br>・災害時に区域内従業員等が安全に避難できるよう、津波避難に関する資料をホームページ上で公開するとともに、事業者に対して定期的に避難訓練を実施し避難計画の検証や見直しを行うよう働きかけた。加えて、6月には堺市のコンビナート区域において、堺市・事業者と連携し、事業者の構内道路を避難経路として開放し、複数の事業者が同時に避難する訓練を行った。<br><br>・泡消火薬剤については、1.3キロリットル分を購入し計画的な更新を行った。<br><br>・高石大橋のアクセス情報システムの運営管理と、事業所向け研修資料にシステムの紹介を掲載し、周知・広報を行った。 | 取組み実績は左記のとおり   | ①    | 危機管理室          | 特定事業者による災害対策の取組の進捗管理<br>・ガイドラインに基づくR7年度実績を取りまとめ、公表する。<br>・ガイドラインに基づき、緊急遮断弁の設置及びその代替措置、重要施設等の浸水対策、津波避難計画の見直しなどの取組を引き続き促進する。<br>・ガイドラインに基づき、特定事業者による防災訓練内容の充実化を図る。<br>・訓練実施内容については府ホームページに掲載する等して取組PRを行う。<br>・地域連携強化のため立地市町や管轄消防との情報共有を行う。<br><br>津波避難に関する啓発<br>・災害時に区域内従業員等が避難できるよう、先行事例の紹介を行う等して取組を促進する。<br><br>・泡消火薬剤の計画的な更新に取り組み。<br>・高石大橋のアクセス情報提供に係る周知・広報の実施 | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価 | IV  |
| I   | 22  | 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援 | ○地域防災力の向上に向け、自主防災組織のリーダー育成研修等を市町村と連携して、津波浸水想定区域にある、すべての自主防災組織のリーダーが研修を受講する機会を設ける他、地域の自主防災組織の中核となる人材の育成に努める。<br>○先行取組みとして、H26年度からの3年間で、沿岸市町が行う自主防災組織への災害時避難用資機材の配備を支援する。<br>○自主防災組織による避難所運営の仕組みが未整備であったため、市職員が長期にわたり運営に従事したことから、他の災害対応業務要員が不足する事態が生じた。また、高齢化により、従来のような「共助」の仕組みが機能しないことが考えられる。避難所運営など共助の取組みを推進するため、企業、NPO、ボランティアや消防団、自主防災組織等との連携促進を図る。                           | ・市町村との共催により自主防災組織リーダー育成研修を府内8カ所で行い、自主防災組織の中核を担う人材の育成及び資質向上を図ることを目的に、リーダーの育成を支援する。<br>・市町村が単独実施する自主防災組織リーダー育成研修について、実施前に府・市町村共催の同研修の研修カリキュラムとの整合（女性・要配慮者の視点等）について、働きかけるとともに、実績を把握し、府トータルでの進捗管理を行う。<br>・「自主防災組織活動取組事例集」について、自主防災組織の活性化につながる事例（女性防災リーダー、ジュニア防災リーダー等）を追記する等充実し、周知・活用により市町村の取組を促進する。<br>・「防災士養成講座による資格取得者」や「女性防災リーダー（男女共同参画）研修受講者」情報を市町村の意向を踏まえ提供する取組を継続し、地域防災活動に参画した好事例の展開等により、市町村の防災人材育成を支援する。 | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | ・令和6年度の受講者アンケート結果を踏まえ、自主防災組織リーダー育成研修におけるワークショップ講義の時間をより確保する等、内容の充実を図り、府内8カ所で行った。<br>・大阪市の自主防災組織リーダー育成研修会場において、津波・高潮ステーションの見学会を併せて開催した。<br>・府内市町村を対象として自主防災リーダー育成研修等の実施状況について調査し、市町村独自開催の研修(女性視点含む)について、実施状況の把握に努めた。<br>・R5年度末に制作した自主防災組織の活動を支援するため作成した取組事例集や動画について、市町村との共催で実施している研修にて活用することで、市町村による自主防災組織への活動支援をサポートした。<br>・R5年度より大学と共催で実施する防災士養成講座による資格取得者や、R4年より実施する女性防災リーダー（男女共同参画）研修受講者のうち、情報提供に同意する方については、希望がある市町村と情報を共有した。<br>・市町村におけるジュニア防災や地区防災計画の取組みについて府のポータルサイトで掲載し、事例の共有を図った。   | 受講者413名<br>(web聴講含む)   | ①    | 危機管理室          | ・自主防災組織の活性化に向け、市町村との共催による自主防災組織リーダー育成研修だけでなく、女性視点の防災セミナー、若者向けの防災セミナーなど多面的な切り口での支援を実施する。<br>・将来の地域防災を担う世代に防災・減災への興味関心をもってもらえるように、大学や企業と連携し、防災に関する出前講座や講義を実施する。  | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価 | II  |
| I   | 23  | 地域防災力強化に向けた消防団の活動強化    | ○消防団が、災害時の避難誘導、救助活動等の役割を一層果たせるよう、先行取組みとして、平成26年度からの3年間で、消防団の救急救助等のための装備の整備補助等により、地域防災力の強化につながる消防団組織の活動強化を支援する。また、平成29年度以降は、地域防災基金を活用して大阪府消防大会に出場する消防団の訓練資機材整備補助を行い、消防団活動を支援する。<br>○あわせて、地域防災力の強化に向けた先行取組みとして、府立消防学校における中堅幹部団員の教育訓練内容の改定に取り組んでおり、平成26年度に試行実施、平成27年度から本格実施する。<br>○また、全ての市町村で消防団と住民、自主防災組織が連携した地域防  | ①地域防災基金の活用による消防団訓練活動の充実<br>②消防学校における教育訓練の実施<br>③消防団と住民・自主防災組織が連携した地域防災訓練の継続的実施に向けた働きかけ  | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | ①地域防災基金を活用した大阪府消防団訓練活動支援事業補助金により消防団訓練活動の充実を図った。<br>②消防学校において、R7年度消防団員教育訓練実施計画に基づき、「基礎教育」「幹部科」「機関科」の教育訓練を実施した。<br>③消防団と住民・自主防災組織が連携した地域防災訓練を働きかけた結果、各市町村で実施された。  | ②R7年度消防団員教育訓練実施計画に基づき「基礎教育」「幹部科」「機関科」の教育訓練を実施した。<br>○「基礎教育」……769名<br>○「幹部科」……335名<br>○「機関科」……72名 | ①    | 危機管理室          | ①地域防災基金の活用による消防団訓練活動の充実<br>②消防学校における教育訓練の実施<br>③消防団と住民・自主防災組織が連携した地域防災訓練の継続的実施に向けた働きかけ   | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価 | IV  |
| I   | 24  | 地域防災力強化に向けた女性消防団員の活動支援 | ○消防団において、今後より大きな役割が期待される女性消防団員の活動支援に向け、H27年度からの3年間（集中取組期間中）に、女性が扱いやすい資機材の整備補助や救命処置等の能力向上のための講習等を実施する。<br>○また、H29年度以降は、地域防災基金を活用して全国女性消防操法大会に出場する女性消防団の訓練資機材整備補助を行い、その活動を支援する。  | ①女性団員の活躍PR等による女性消防団員の加入促進<br>女性消防団連絡会議や女性消防団員研修会等の開催により、女性消防団員の活性化を図る。<br>②地域防災基金や消防庁の事業活用などによる訓練活動の充実  | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | ①府内市町村において女性消防団員数が91名増加した。また、女性消防団連絡会議や女性消防団員研修会の開催により、女性消防団員の活性化を図った。<br>②大阪府消防協会から女性消防団員を採用している団体に、消防団員の活動支援として助成した。  | 女性消防団員：R6.4.1 301人<br>⇒R7.4.1 332人（対前年比：+31人）  | ①    | 危機管理室          | ①女性団員の活躍PR等による女性消防団員の加入促進<br>女性消防団連絡会議や女性消防団員研修会等の開催により、女性消防団員の活性化を図る。<br>②地域防災基金や消防庁の事業活用などによる訓練活動の充実   | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価 | III |

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

【ミッション I】 巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない

| No.                | アクション名                       | 内 容 (新APより抜粋)  | 令和7年度の目標  |                      | 令和7年度の実績  |  | 進捗評価      | 担当部局               | 令和8年度の取組み予定  |                      | 分類        |      |       |              |   |     |   |                      |   |
|--------------------|------------------------------|--|---|----------------------|---|--|-----------|--------------------|--|----------------------|-----------|------|-------|--------------|---|-----|---|----------------------|---|
|                    |                              |  | 取組み指標   | 取組み指標                | 取組み指標   | 取組み指標  |           |                    | 取組み指標  | 取組み指標                |           |      |       |              |   |     |   |                      |   |
| I-25               | 地域防災力の強化に向けた消防団に対する府民理解・連携促進 | ○消防団に対する府民理解を促進するため、H27年度からの3年間(集中取組期間中)に、消防団活動のPR(映像制作やポスター・コンクール)等の普及啓発・理解促進事業を実施するとともに、市町村と連携して消防団への加入促進を働きかける。   | ①消防団活動への府民理解の促進<br>②大阪府消防団充実強化研究会で消防団の充実強化策を協議  | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | ①消防団活動への府民理解の促進を図るため、各市町が実施する地域消防フェアに年間3回参加し、消防団入団促進チラシや広報グッズを配布した。<br>②令和7年度大阪府消防団充実強化研究会において、若い世代、女性をテーマに取組みを検討し、消防団による事例発表や基調講演のシンポジウムの開催などの取組みを行った。シンポジウム参加者にアンケートをとった結果、回答者のうち90%以上の方から今回のイベントは「非常に満足」又は「満足」の回答を得た。  | ①地域消防フェアへの参加：3回、広報グッズの市町村への貸出：6回<br>②イベント来場者満足度調査結果：90%以上「非常に満足」又は「満足」 | ①         | 危機管理室              | ①消防団活動への府民理解の促進<br>②大阪府消防団充実強化研究会で消防団の充実強化策を協議   | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価 | III       |      |       |              |   |     |   |                      |   |
| I-26               | 地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化        | ○風水害への対応をはじめ、地域の防災に大きな役割を果たしている水防団が津波等の水防活動を円滑に行えるよう、資機材の充実を図ると、水防団組織の活動強化を支援するとともに、市町村と連携し、加入促進を働きかける。<br>○また、全ての水防団で住民・自主防災組織と連携の下、地域防災訓練が行われるように働きかける。  | ・水防団等と連携した津波防衛施設等の閉鎖訓練・操作確認等の実施(1回)   | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | ・水防団等と連携し防溺ポイント検操作訓練を実施(1回)   | 取組み実績は左記のとおり   | ①         | 都市整備部              | ・水防団等と連携した津波防衛施設等の閉鎖訓練・操作確認等の実施(1回)  | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価 | IV        |      |       |              |   |     |   |                      |   |
| I-27               | 津波防衛施設の閉鎖体制の充実               | ○津波による浸水を防ぐとともに、津波防衛施設(水門・陸開等)の操作に従事する現場操作員の安全を確保するため、沿岸市町と連携した訓練の実施により、操作の確実性・迅速性の向上を図り、あわせて操作・退避ルールが実態に即したものととなっているか検証を行う等、津波防衛施設の閉鎖体制の充実に努める。   | ・市町村と連携した訓練の実施及び操作・退避ルールの充実   | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | ・市町村と連携した訓練を実施し、操作・退避ルールの検証を行った。  | 取組み実績は左記のとおり   | ①         | 都市整備部<br>大阪港湾局     | ・市町村と連携した訓練の実施及び操作・退避ルールの充実  | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価 | II        |      |       |              |   |     |   |                      |   |
| I-28               | 学校における防災教育の徹底と避難体制の確保        | ○児童・生徒が自ら命を守る行動をとることができるよう、先行取組みとして、「学校における防災教育の手引き」を改訂し、府立学校及び市町村立学校において、発達段階に応じた総合的な防災教育の実施及び充実に努めている。<br>○引き続き、集中取組期間中に、府立学校において地域の実態に応じ、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練及び防災教育を実施するとともに、市町村立学校についても、市町村教育委員会に実施を働きかける。<br>○とりわけ、津波浸水想定区域にある府立学校においては、各校が策定した「津波発生時対応シミュレーション」を活用し、避難訓練を実施するとともに、同地域内の市町村立学校についても該当市町教育委員会に実施を働きかける。<br>○私立学校については、府の取組みを積極的に情報提供し、私学の自主性を活かした防災教育の取組みの徹底を働きかける。<br>○大規模な災害の発生時に府立学校において、一定期間、避難所運営の協力を可能な限り行うことが想定されるため、各市町村の危機管理部局と連携して作成した大規模災害時初期対応マニュアルについて、定期的に見直し、改善を図る。<br>○各学校が作成している防災計画や大規模災害時初期対応マニュアル等については、各学校において、今後も、各市町村の危機管理部局と連携し、定期的に見直しなど、その内容の改善を図る。<br>○今回の地震で、交通途絶により登校できなかった児童生徒に対する安否確認について、電話等がつながりにくかったこともあり、すべてを確認するのに夕方までかかったケースもあった。安否確認や情報伝達にSNS等を活用するなど、災害時に有効に利用できる連絡方法について研究していく。<br>○府内での大規模災害発生時に学校再開に向けてリードできる教職員等の育成 | ・府立学校において地域の実態に応じた避難訓練の実施及び市町村立学校において避難訓練の実施等の防災教育の取組みの徹底<br>・私立学校については、引き続き、私学の自主性を活かした防災教育の取組みの徹底を働きかける。<br>・「学校における防災教育の手引き 改訂2版」(令和3年3月補訂版)の内容、及び、「第3次学校安全の推進に関する計画」について、府内教職員を対象とした学校安全に関する研修等での内容の周知を行う。  | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | ・府立学校及び市町村立学校における訓練実績<br>令和7年度 防災訓練実績(実績/対象)<br><table border="1"> <tr> <td>府立</td> <td>213 / 213</td> </tr> <tr> <td>小学校(義務教育学校前期課程を含む)</td> <td>588 / 588</td> </tr> <tr> <td>中学校(義務教育学校後期課程を含む)</td> <td>285 / 285</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>3 / 3</td> </tr> </table><br>・市町村の地域防災計画において浸水想定区域または土砂災害警戒区域かつ要配慮者利用施設に位置づけられている学校やSPS(セーフティプロモーションスクール)取得をめざす学校、配慮を要する生徒が多く在籍する学校などに対して、学校安全総合支援事業の学校防災アドバイザー派遣事業を活用し、防災アドバイザーを派遣し、実践的な避難訓練等に対して、指導助言いただいた。<br>・私立学校については、私立学校校長会等で私学の自主性を活かした防災教育の取組・教職員向け研修や、市町村教育委員会担当指導主事の会議において、「学校における防災教育の手引き 改訂2版補訂版」の活用を促すとともに、「第3次学校安全の推進に関する計画」の内容の周知を行った。<br>・教育庁内において、大阪府災害時学校支援チーム検討チームを立ち上げ、先進県の事例分析を踏まえ、学校支援に必要な研修内容、教職員を学校支援チーム員として派遣した場合の学校運営の課題等について議論しているところ。まずは教育庁内においてチーム員の募集などを進めていき、令和8年4月に大阪府災害時学校支援チームを立ち上げ、学校再開に向けた支援活動に備えていく。 | 府立   | 213 / 213 | 小学校(義務教育学校前期課程を含む) | 588 / 588  | 中学校(義務教育学校後期課程を含む)   | 285 / 285 | 高等学校 | 3 / 3 | 取組み実績は左記のとおり | ① | 教育庁 | ・府立学校において地域の実態に応じた避難訓練の実施及び市町村立学校において避難訓練の実施等の防災教育の取組みの徹底<br>・私立学校については、引き続き、私学の自主性を活かした防災教育の取組みの徹底を働きかける。<br>・「学校における防災教育の手引き 改訂2版」(令和3年3月補訂版)の内容、及び、「第3次学校安全の推進に関する計画」について、府内教職員を対象とした学校安全に関する研修等での内容の周知を行う。<br>・大阪府災害時学校支援チームを立ち上げるとともに、チーム員養成のための研修を実施し、チーム員の養成を図る。 | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価 | I |
| 府立                 | 213 / 213                    |  |   |                      |   |  |           |                    |  |                      |           |      |       |              |   |     |   |                      |   |
| 小学校(義務教育学校前期課程を含む) | 588 / 588                    |  |   |                      |   |  |           |                    |  |                      |           |      |       |              |   |     |   |                      |   |
| 中学校(義務教育学校後期課程を含む) | 285 / 285                    |  |   |                      |   |  |           |                    |  |                      |           |      |       |              |   |     |   |                      |   |
| 高等学校               | 3 / 3                        |  |   |                      |   |  |           |                    |  |                      |           |      |       |              |   |     |   |                      |   |
| I-29               | 府民の防災意識の啓発                   | ○府民の防災意識の向上を図るため、地震発生時に府民一人ひとりが自ら命を守る行動「自助」をとるとともに、自身の安全を確保の上で地域での「共助」による防災活動が取り組めるよう、熊本地震の教訓なども加え、防災に関する講習会や府のホームページ等により広報を充実する。<br>○また、府民の自助・共助の取組みを促進するため、効果的な方策を検討する。<br><br>・府民の防災意識は高まってきているが、災害への備えなど、行動に結びついていないため、繰り返し継続した啓発活動の実施。  | 【主に府民】<br>①広域的な防災啓発の充実(防災エクス(旧ツイッター)、動画配信、サイネージ、テレビ・ラジオ、大規模イベント等)<br>②重点テーマ「ハザードマップ・避難経路・場所(防災アプリ)」「家具の転倒防止」「家庭備蓄」の選定・周知<br>③若い世代向け防災啓発(園児から高校生等)<br>④女性・要配慮者等向け防災啓発<br>⑤包括連携協定企業等と連携した啓発<br>⑥防災学習教材の貸出、その他<br>【主に企業・団体】<br>①「一斉帰宅抑制」の周知<br>②「企業のためのガイド(備蓄、訓練、地域との共助含む)等の周知。<br>③啓発機会(イベント・講演会等)の確保<br>④経済団体等と連携した取組(状況把握・啓発アプローチ等) | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | 府民や企業の防災意識の向上を図り、自助・共助の取組みを促進するため、繰り返し継続した防災啓発活動として、下記の取組みを実施した。<br>【主に府民】<br>①広域的な防災啓発(防災エクス(旧ツイッター)、動画配信、サイネージ、テレビ・ラジオ、大規模イベント等)を実施した。<br>②重点テーマ「ハザードマップ・避難経路・場所(防災アプリ)」「家具の転倒防止」「家庭備蓄」について、様々な機会(防災エクス(旧ツイッター)・イベント等)を通じて周知した。<br>③企業と連携し、幼稚園の出前授業やセミナーを実施し、啓発を行った。<br>④女性向け防災セミナーを実施した。<br>⑤包括連携企業と協力し、セミナーやイベントを実施し、啓発を行った。<br>⑥企業や自治体等に防災学習教材を貸出した。(DVD:実績42団体、100本)<br>【主に企業・団体】<br>①各種イベントでの啓発に加え、震災対策技術展において、「一斉帰宅抑制」を題材に講演を実施した。<br>②「社員と会社を守る防災ガイド」について、HPIにおいて周知するとともに、震災対策技術展での講演で企業に向けて紹介した。<br>③企業・団体からの依頼に基づき、講演を実施した。<br>④保険会社と連携し、「大阪防災アプリ」のチラシを配布いただくなどの連携を行った。  | 取組み実績は左記のとおり   | ①         | 危機管理室              | 【主に府民】<br>①広域的な防災啓発の充実(防災エクス(旧ツイッター)、動画配信、サイネージ、テレビ・ラジオ、大規模イベント等)<br>②重点テーマ「ハザードマップ・避難経路・場所(防災アプリ)」「家具の転倒防止」「家庭備蓄」等の選定・周知。<br>③女性・若い世代向けの防災啓発<br>④包括連携協定企業等と連携した啓発<br>⑤防災学習教材の貸出、その他<br>【主に企業・団体】<br>①「一斉帰宅抑制」の周知<br>②「企業のためのガイド(備蓄、訓練、地域との共助含む)等の周知。<br>③啓発機会(イベント・講演会等)の確保<br>④経済団体等と連携した取組(状況把握・啓発アプローチ等) | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価 | II        |      |       |              |   |     |   |                      |   |
| I-29-2(旧36)        | 「逃げる」防災訓練等の充実                | ○地震発生時に、府民等が津波を含め、さまざまな自然災害から迅速に「逃げる」ことで命を守ることができるよう、国・市町村や防災関係機関等と連携し、防災訓練や防災イベントを充実に、府民の防災意識の向上を図る。  | ①近畿府県及び国と連携した総合訓練の実施<br>②市町村や防災関係機関等と連携した訓練の実施  | ①年3回以上<br>②年2回以上     | ①大阪府地域防災総合演習、孤立集落状況把握・支援訓練、関西広域応援訓練、大阪府地震・津波災害対策訓練などを実施した。<br>②大阪府地域防災総合演習、大阪880万人訓練、キッチンカーによる炊き出し訓練、大阪府地震・津波災害対策訓練、物資輸送訓練、部隊展開訓練などを実施した。   | 取組み実績は左記のとおり   | ①         | 危機管理室<br>都市整備部     | ①近畿府県及び国と連携した総合訓練の実施<br>②市町村や防災関係機関等と連携した訓練の実施   | ①年3回以上<br>②年2回以上     |           |      |       |              |   |     |   |                      |   |
| I-30               | 津波・高潮ステーションの利活用              | ○津波・高潮災害に関する府民への普及啓発拠点として整備した「津波・高潮ステーション」を活用し、府民の防災意識の向上を図ると、関係機関と連携したイベントの開催、民間等と連携したコンテンツの充実に努める等、災害への備えについてさらに普及啓発に取り組む。   | ①関係機関と連携した小中学校への普及啓発の取組の充実<br>②イベント等を通じて防災啓発活動の実施<br>③民間等と連携したコンテンツの充実に努める等の実施  | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | ①普及啓発活動<br>・防災・河川環境学習を実施(計1回)した。<br>・府内の全小中学校などへの来館PR資料およびポスターの送付した。<br>②防災啓発活動<br>・教員研修等において、職員による講義を実施した。<br>③コンテンツの充実に努める等の実施<br>・新聞、雑誌、教科書、テレビ等で津波・高潮ステーションの紹介した。   | 取組み実績は左記のとおり   | ①         | 都市整備部              | ①関係機関と連携した小中学校への普及啓発の取組の充実<br>②イベント等を通じて防災啓発活動の実施<br>③民間等と連携したコンテンツの充実に努める等の実施   | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価 | II        |      |       |              |   |     |   |                      |   |

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

【ミッション I】 巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない

| No.                | アクション名                           | 内 容 (新APより抜粋)   | 令和7年度の目標   | 取組み指標                | 令和7年度の実績  | 取組み指標  | 進捗評価 | 担当部局                      | 令和8年度の取組み予定   | 取組み指標                                     | 分類 |
|--------------------|----------------------------------|---|--|----------------------|---|--|------|---------------------------|---|---|----|
| I<br>31            | 防災情報の収集・伝達機能の充実                  | ○地震発生時に、防災情報を迅速かつ的確に収集し、初動期における応急対策を適切に行うため、大阪府防災情報システムを運用するとともに、機能の充実を図っていく。<br>○あわせて、おおさか防災ネットを活用するとともに、SNS等の府民からの情報の活用方法を検討する等、情報収集手段の多様化に取り組みることにより、防災情報の収集・伝達体制の充実を図る。<br>○南海トラフ地震では通話ができないことも想定され、SNS等のツールを利用して情報収集することが大切である。また、「おおさか防災ネット」は災害に関するあらゆる情報が網羅されており、実際に府民の方が欲しい情報を探してもなかなか見つけることができないとの声があった。災害時の行政間、住民等への情報発信方法の検討や見せ方の改善を行う。  | ・防災情報システムを運用していく中で出てきた課題や市町村からの要望について検討し、必要に応じて改善を行う。<br>・「大阪防災アプリ」の管理・運用を行うとともに、広く周知を図る。  | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | ・防災情報システムを運用していく中で出てきた課題や市町村からの要望へ抜本的に対応するため、新しいシステムへの更新について検討した。<br>・「大阪防災アプリ」について、2025大阪・関西万博においてメディア関係者へ周知を行った。また「大地震編」「弾道ミサイル編」「外国人観光客向け紹介」のテーマでアプリを活用する動画を作成し、Youtubeへ掲載した。  | ・新しいシステムへの更新について、市町村の了承を得た。<br>・大阪防災アプリのDL数：約34.5万件 (R8.3月末現在) | ①    | 危機管理室                     | ・現在のシステムで生じている課題等に対応するため、令和8年度に新しいシステムを調達し、令和9年度の更新を目指す。<br>・「大阪防災アプリ」の管理・運用を行うとともに、動画をを用いた広報やSNS広告など、引き続き広く周知を図る。  | ・R8年度に新しいシステムを調達する。<br>・大阪防災アプリのDL数：約40万件 | II |
| I<br>32            | メディアとの連携強化                       | ○防災情報を迅速かつ的確に収集し、府民に正確に伝えるため、国や地方公共団体、報道事業者、通信事業者等で構成されるマルチメディア振興センターと協力し、放送局・防災アプリ等の多様なメディアへ情報を伝達する「Lアラート」との連携を強化する。   | ・引き続き、Lアラートの今後について情報収集を行い、方向性が示された場合には検討を行う。   | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | ・Lアラートについては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定)において、「令和8年度中に、国においてLアラートを運用する」旨が決定され、本府において今後の対応方針を検討した。  | 取組み実績は左記のとおり   | ①    | 危機管理室                     | ・Lアラートのシステムの安定性・信頼性・継続性の向上が期待されることから、今後の連携強化及び情報の充実化等を検討する。   | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価                      | II |
| I<br>32-2<br>(旧33) | ライフライン事業者等との連携推進                 | ○平成30年台風第21号では、暴風雨による飛来物や電柱等の倒壊により府内広域に停電が発生した。電力事業者のHPシステム障害や、コールセンターに電話が繋がらず、停電に関する情報提供が停止状態となり、住民から市町村へ停電の問い合わせが集中し本来の台風対応に支障が生じた。自治体に対する情報提供の在り方について、電力事業者と協議を進める。  | ・R2年度にて対策完了  |                      | ・R2年度にて対策完了   |  | -    | 危機管理室<br>都市整備部            |   |   |    |
| I<br>33<br>(旧34)   | 津波防災情報システムの整備・運用による津波情報の確実・迅速な伝達 | ○地震発生時に、津波から迅速に避難することができるよう、港湾、漁港、河川の観水緑地など、不特定多数が利用するエリアを対象に、津波情報伝達施設(スピーカー)をH28年度中に整備し、沿岸市町における確実・迅速な津波情報の伝達につなげる。  | ・津波情報の伝達が確実・迅速に行われるよう、定期点検を実施するなど、適切な運用を図る。  | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | 津波情報の伝達が確実・迅速に行われるよう、定期点検を実施するなど、適切な運用を図った。   | 取組み実績は左記のとおり   | ①    | 環境農林水産部<br>都市整備部<br>大阪港湾局 | 津波情報の伝達が確実・迅速に行われるよう、定期点検を実施するなど、適切な運用を図る。  | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価                      | II |
| I<br>34<br>(旧35)   | 大阪880万人訓練の充実                     | ○地震発生時に、府民等が津波を含め、さまざまな自然災害から迅速に「逃げる」ことで命を守ることができるよう、「大阪880万人訓練(災害伝達訓練)」の実施とその検証を毎年行い、検証結果を踏まえて、訓練のさらなる充実を図り、的確な避難行動につなげる。<br>・例年、訓練に参加した割合が2割程度であり、一人でも多く参加してもらえよう取組みを行う。  | ①小中学生に対する防災教育の充実<br>②多様な情報発信ツールを活用した訓練情報の発信  | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | ①学校園に対する広報活動を推進した結果、学校関係の参加登録団体数が大幅に増加した(R6年169件、R7年482件)<br>①訓練当日に大阪府知事が西淀川区姫島小学校の避難訓練に参加し、子どもに対する防災教育の充実を図った。<br>②訓練の事前周知のため、大阪府の公式SNS(X、LINE、Facebook)や大阪防災アプリ、防災情報メール、デジタルサイネージ等により情報発信を行った。<br>②訓練当日は各携帯キャリアのエリアメール/緊急速報メールに加え、大阪防災アプリやYahoo!防災速報アプリ等により訓練情報の発信を行った。   | 取組み実績は左記のとおり   | ①    | 危機管理室                     | ①府民一人一人が自助・共助を含めた発災時の行動を想定・実践するよう促進する。<br>②企業及び団体のさらなる訓練への参画を促進する。  | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価                      | II |
| I<br>35<br>(旧37)   | 「避難行動要支援者」支援の充実                  | ○地域の高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備が図られるよう、その方を市町村とともに検討の上、全市町村において、「避難行動要支援者支援プラン」の策定及び避難行動要支援者名簿の作成が完了するよう支援する。<br>○市町村における避難行動要支援者名簿の更新や活用を働きかけるとともに、個別計画の策定など避難行動要支援者の支援体制の確立が図られるよう支援する。<br>○府が平時から支援を行っている高度医療機器を要する難病患者(児)については、電話やシステムを用いた迅速な安否確認を行うための取組を進めるとともに、市町村、医療機関、訪問看護ステーション、地域住民、ボランティア等と連携し、災害時の地域での療養の継続に向けた支援体制の構築を図る。<br>・在宅で人工呼吸器等高度医療機器を使用する難病患者(児)に対して、発災時における共助による支援の重層化を図る。<br>・大阪府北部を震源とする地震では、名簿情報の提供について、避難行動要支援者の同意が得られていない、また、市町と避難支援等関係者との間で安否確認の認識に相違があり、確認に時間を要した。避難行動要支援者名簿の更新と活用にかかる取組みを推進する。<br>・個別計画の策定も含め、避難行動要支援者の支援体制を確立する。 | ・国の方針(各市町村において1人以上の計画作成に着手)達成に向けた支援。(残り1町へのヒアリングの継続や個別支援等)<br>市町村の個別避難計画作成数がさらに増加するための支援<br>・市町村において関心の高い「庁内連携」「作成優先度の考え方整理」を含む研修会や個別支援等。<br>・自主防災組織のリーダー育成研修を活用し、市町村における避難支援等関係者の確保等を支援。<br>・「市町村向け作成支援ガイド」の充実、ガイドを活用した研修を実施。<br>・難病患者(児)への災害対策の重要性の啓発に加え、市町村、関係機関と連携し支援体制を充実・発展させる。<br>・保健所における在宅人工呼吸器装着難病患者に対する非常用電源確保について、民間企業等への働きかけにより支援の充実を図る。<br>・各保健所及び危機管理室と連携のうえ、市町村において難病患者の個別避難計画策定が進むよう、必要な支援、情報共有を行う。 | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | ・未策定町への訪問ヒアリングを実施し、未策定市町村を解消した。(4月)<br>・地域包括支援センター職員及び市町村担当職員を対象とした、個別避難計画作成支援について研修を実施した。(1回)<br>・自主防災組織リーダー育成研修において、避難行動要支援者の支援に関する講義や避難支援に係る実技を実施した。(8回)<br>・市町村地域福祉担当課長に対し、策定推進のための課題に応じた研修を実施した。(1回)<br>・市町村危機管理担当者会議にて、個別避難計画の現状課題を共有した。<br>・各保健所より医療費助成申請に未所された難病患者(児)へ災害の備えに関するリーフレットを用いて災害対策の重要性の啓発を実施した。<br>・在宅人工呼吸器装着難病患者に対する非常用電源確保について、ダイハツ工業株式会社及び大阪ダイハツ販売株式会社と事業連携協定締結し、各保健所において対象者への周知を実施。また、保健所管轄地域内の企業等と連携し非常用電源確保の取組を推進した。<br>・市町村において難病患者の個別避難計画策定が進むよう、保健所より市町村へ働きかけを実施し、難病事業検討会議にて、課題と好事例の共有を行った。 | 取組み実績は左記のとおり   | ①    | 危機管理室<br>福祉部<br>健康医療部     | 市町村の個別避難計画作成数がさらに増加するための支援<br>・市町村個別ヒアリングによる課題と抽出と解決事例の提示<br>・自主防災組織のリーダー育成研修を活用し、市町村における避難支援等関係者の確保等を支援。<br>・難病患者(児)への災害対策の重要性の啓発に加え、市町村、関係機関と連携し支援体制を充実・発展させる。<br>・保健所における在宅人工呼吸器装着難病患者に対する非常用電源確保について、民間企業等への働きかけにより支援の充実を図る。<br>・各保健所及び危機管理室と連携のうえ、市町村において難病患者の個別避難計画策定が進むよう、必要な支援、情報共有を行う。 | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価                      | IV |
| I<br>36<br>(旧38)   | 医療施設の業務継続体制の確保                   | ○地震等の大規模災害時に、入院患者や施設利用者等が、津波等から迅速かつ円滑に避難することができるよう、また安全確保を行ういつく医療提供が継続してできるよう、津波等の被害を想定した災害対策マニュアルの作成及びBCP(業務継続計画)の策定と災害対応訓練の実施等を医療施設に働きかける。<br>○また、市町村からの報告、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)及び大阪府防災行政無線等を用いて、医療機関の被災状況や患者受け入れ情報を一元的に把握し、速やかに市町村など関係機関及び府民に提供するための情報収集・伝達体制の充実を図る。<br>・台風による停電が長期化したことから、医療施設の業務継続計画(BCP)の重要性が再認識された。国の手引書等の周知を図りながら、全病院BCP策定や見直しが進むよう働きかけを行う。   | ・引き続き、医療機関等に入力情報訓練を実施し、入力に関する知識の向上を図るほか、積極的な入力の働きかけを行う。  | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | ・入力訓練を実施するとともに、災害時の病院支援に必要な施設情報の事前入力について積極的に医療機関への働きかけを行った。   | 取組み実績は左記のとおり   | ①    | 健康医療部                     | ・引き続き、医療機関等に入力情報訓練を実施し、入力に関する知識の向上を図るほか、積極的な入力の働きかけを行う。   | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価                      | IV |
|                    |                                  | ・台風による停電が長期化したことから、医療施設の業務継続計画(BCP)の重要性が再認識された。国の手引書等の周知を図りながら、全病院BCP策定や見直しが進むよう働きかけを行う。<br>・災害情報を正確に伝達できるためには、普段から入院の状況把握の必要性を踏まえ、BCP策定の重要性について、研修及びホームページにて情報提供するなど積極的な発信を行う。特に災害医療協力病院に対し、病院個別の災害リスク等の状況に応じたBCP策定や、策定後の訓練等を踏まえたBCP見直しを働きかけていく。   | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価   | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | ・専門家に研修を依頼し、BCPのひな型提供や具体的なBCP作成手法を学ぶ研修を2回にわたって開催した。また研修資料及び動画をホームページにて掲載し、病院におけるBCP策定を支援した。<br>・BCP策定率70.8%(R8.1時点)   | 取組み実績は左記のとおり   | ①    |                           | ・引き続き、医療機関等に入力情報訓練を実施し、入力に関する知識の向上を図るほか、積極的な入力の働きかけを行う。   | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価                      | IV |

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

【ミッション I】 巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない

| No.                  | アクション名              | 内容 (新APより抜粋)   | 令和7年度の目標  | 取組み指標   | 令和7年度の実績   | 取組み指標                                   | 進捗評価 | 担当部署               | 令和8年度の取組み予定  | 取組み指標                       | 分類 |
|----------------------|---------------------|--|---|---|--|---|------|--------------------|--|-----------------------------|----|
| I<br>37<br>(旧<br>39) | 社会福祉施設の避難体制の確保      | <p>○社会福祉施設入所者や通所サービス等の施設利用者が、津波から迅速かつ円滑に避難できるよう、津波被害を想定した災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施を津波浸水想定区域内の社会福祉施設及びサービス提供事業所に働きかける。</p> <p>○また、社会福祉施設が万一、被災した場合に、その入所者や利用者の処遇を確保できるよう、府社会福祉協議会マニュアルに基づく社会福祉施設間における連携が強化されるよう支援する。</p> <p>□平成30年台風第21号による停電等の被害の際における社会福祉施設の利用者支援を確保するための方策に課題があった。施設の防災力強化のため、社会福祉施設間における連携強化を進めるとともに、BCP (事業継続計画) の策定を進める。</p> | <p>・BCPの策定及び当該BCPに基づく研修・訓練等の実施について、障がい福祉サービス事業所等に対する集団指導等において啓発を実施する。</p> <p>・社会福祉施設の集団指導等において、BCPと防災・防災リーダーの役割・自施設の災害リスク (津波等) の把握・被害想定・事前の防災対策、災害発生時の対応について、施設管理者等へ啓発を実施する。</p> <p>・介護施設等における防災リーダー養成等支援業務として、リスクマネジメントに精通した専門家による、各施設において策定しているBCPを基にした訓練等の実践研修を14回実施する予定。</p> | <p>左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価</p> <p>左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価</p> | <p>・BCPの策定及び当該BCPに基づく研修・訓練等の実施について、障がい福祉サービス事業所等に対する集団指導等において啓発を実施した。</p> <p>・社会福祉施設の集団指導等において、BCPと防災・防災リーダーの役割・自施設の災害リスク (津波等) の把握・被害想定・事前の防災対策、災害発生時の対応について、施設管理者等へ啓発した。</p> <p>・高齢者施設における自家発電機等にかかる費用の一部補助を1件実施した。</p> <p>・介護施設等における防災リーダー養成等支援業務として、リスクマネジメントに精通した専門家による各施設で策定したBCPを基にした訓練等実践研修を14回実施した。</p>               | <p>取組み実績は左記のとおり</p> <p>取組み実績は左記のとおり</p> | ①    | 福祉部                | <p>・BCPの策定及び当該BCPに基づく研修・訓練等の実施について、障がい福祉サービス事業所等に対する集団指導等において啓発を実施する。</p> <p>・介護施設等における防災リーダー養成等支援業務として、リスクマネジメントに精通した専門家による、各施設において策定しているBCPを基にした訓練等の実践研修を14回実施する予定。</p>                                    | <p>左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価</p> | IV |
| I<br>38<br>(旧<br>40) | 在住外国人への情報発信充実       | <p>○地震発生時に、在住外国人の安全を確保するため、集中取組期間中に、在住外国人にわかりやすい各種ハザードマップや防災の手引き等の多言語化等の充実、在住外国人への配付や市町村ホームページでの掲載等を市町村に働きかける。</p> <p>○大阪府北部を震源とする地震の際、在住外国人に対して、情報発信等を行ったが、十分に情報が伝わったかどうか不明であったため、関係機関が連携し、多言語による情報発信の実施体制を検討する。</p> <p>○さらに外国人旅行者等に向けたフラッシュ型の情報発信に関する効果的な手法等の検討を行う。</p> <p>○災害時多言語ボランティアの拡充を図る。</p>  | <p>・「大阪防災アプリ」の管理・運用を行うとともに、広く周知を図る。</p> <p>・ホームページを多言語対応するための自動翻訳サービスを引き続き契約</p>  | <p>左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価</p> <p>左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価</p> | <p>・市町村等が参加する会議の場で、避難情報に関するポスター・チラシの外国語版や大阪防災アプリなどを在住外国人に周知を図るよう市町村に働きかけを行った。</p> <p>・ホームページを多言語対応するための自動翻訳サービスを引き続き契約した。</p> <p>・携帯サイズの防災カードを、府内市町村や国際交流協会、府内日本語学校や夜間中学校等に配布し、大阪防災アプリを随時周知した。</p> <p>・災害時通訳・翻訳ボランティアについて、大学の留学生向け入学オリエンテーションの機会を捉えて広報・登録促進し、登録ボランティアに向けた研修を実施した。また、既存ボランティアについては、実働できる方にボランティア登録を更新いただいた。</p> | <p>取組み実績は左記のとおり</p>                     | ①    | 危機管理室<br><br>府民文化部 | <p>・引き続き、「大阪防災アプリ」の管理・運用を行うとともに、広く周知を図る。</p> <p>・ホームページを多言語対応するための自動翻訳サービスを引き続き契約する。</p> <p>・携帯サイズの防災カードを活用するなど、引き続き大阪防災アプリを周知する。</p> <p>・災害時通訳・翻訳ボランティアについて、大学と協力し、より広報に努めるとともに、研修により引き続きボランティアの育成に努める。</p> | <p>左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価</p> | II |
| I<br>39<br>(旧<br>41) | 外国人旅行者の安全確保         | <p>○地震発生時に、大阪に観光等で来訪している外国人がその安全を確保できるよう、集中取組期間中に、滞在外国人が地震発生時に身の安全を守る上で必要な情報の提供や対応方法等について、市町村や関係団体とともに検討を行い、順次、対策を実施する。</p> <p>○訪日外国人に対する情報提供に際し、国をはじめとする各関係機関との連携が図られず、必要とする情報が発信できなかったことから、関係機関と連携した多言語による情報発信の実施体制を検討する。</p> <p>○関係機関が連携し、多言語による情報発信の実施体制を検討する。</p> <p>○さらに外国人旅行者に向けたフラッシュ型の情報発信に関する効果的な手法等の検討する。</p>                     | <p>・「大阪防災アプリ」の管理・運用を行うとともに、広く周知を図る。</p> <p>・観光関連事業者を対象に「支援フロー (案)」及び「ガイドライン」の普及啓発を行うとともに、新規許可宿泊施設等に多言語防災リーフレットを配架し、外国人旅行者自身が災害時に自身の身を守る体制を整備する。</p>   | <p>左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価</p>                             | <p>・災害時に、宿泊施設を旅行者の一時滞在スペースとして活用できるよう、大阪市と連携して市内の宿泊施設と旅行者の受入れに関する協定を締結し、連携体制の構築に取り組んだ。(新規協定締結：3施設)</p> <p>・災害等における外国人旅行者安全確保についての普及啓発のため、追加配布を希望する府内の宿泊施設等に対し、「外国人旅行者の安全確保・帰国支援に関するガイドライン」「外国人旅行者のための防災ガイド (リーフレット)」を送付した。</p>  | <p>取組み実績は左記のとおり</p>                     | ①    | 危機管理室<br>府民文化部     | <p>・外国人旅行者安全確保に関する全国調査を実施し、本府で策定している「支援フロー (案)」、「ガイドライン」及び「リーフレット」の改定を行う。さらに、改定後の「ガイドライン」及び「リーフレット」を印刷し、関係機関へ配布することで、災害等における外国人旅行者安全確保について普及啓発を行うとともに、外国人旅行者自身が災害時に自身の身を守る体制を整備する。</p>                       | <p>左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価</p> | II |
| I<br>40<br>(旧<br>42) | 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発  | <p>○文化財の所有者及び管理者の防災意識を啓発するため、文化財耐震診断や文化財保存活用計画の策定を働きかける。また、消火栓等の設置・改修や消火・避難訓練等の実施を働きかける。</p> <p>○また、地震発生時に人的被害を軽減するため、市町村及び文化財所有者に対して、地震発生時の情報伝達や避難誘導に取り組むよう働きかける。</p> <p>○文化財の中でも特に建造物の被害が多く見られ、耐震対策の重要性が改めて浮き彫りとなったため、耐震診断や対策の方法というハード面、適切な活用方法等のソフト面の両面から耐震対策を検討していく。</p>   | <p>・文化財の所有者等に、文化財耐震対策の実施、保存活用計画の策定、消火栓等の設置・改修、文化財防火デー等における消火・避難訓練等の実施について働きかけを行う。国指定文化財について防災設備の設置状況にかかる現地調査を実施する。</p>  | <p>左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価</p>                             | <p>・市町村の文化財行政職員に対し、文化庁・消防庁より発出された通知文に基づき、文化財の耐震・防災対策の必要性を周知した。そのうえで文化財の所有者等に対して文化財耐震対策の実施、保存活用計画の策定、消火栓等の設置・改修、文化財防火デー等における消火・避難訓練等の実施を推進するよう伝達をした。</p> <p>・国指定文化財について防災設備の設置状況にかかる現地調査を行い、適宜指導を行った。(5か所)</p>  | <p>取組み実績は左記のとおり</p>                     | ①    | 教育庁                | <p>・文化財の所有者等に、文化財耐震対策の実施、保存活用計画の策定、消火栓等の設置・改修、文化財防火デー等における消火・避難訓練等の実施について働きかけを行う。国指定文化財について防災設備の設置状況にかかる現地調査を実施する。</p>   | <p>左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価</p> | IV |
| I<br>新41             | 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応強化 | <p>○南海トラフ地震臨時情報に関する平時からの周知・広報の強化</p> <p>○臨時情報発表時の呼びかけの充実及び予め防災対応を定める</p>   | <p>・南海トラフ地震臨時情報の対応に関する周知を図るとともに、国のガイドラインで統一的な判断基準等が示された場合、速やかに府のガイドライン等の改訂を行う。</p>  | <p>左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価</p>                             | <p>令和7年8月に国ガイドラインにより統一的な判断基準等が示されたことから、検討の上、令和8年3月に府ガイドラインを改訂した。</p>   | <p>取組み実績は左記のとおり</p>                     | ①    | 危機管理室              | <p>引き続き、南海トラフ地震臨時情報の対応に関する周知を図るとともに、国のガイドラインで統一的な判断基準等が示された場合、速やかに府のガイドライン等の改訂を行う。</p>   | <p>左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価</p> | IV |

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理（PDCA）シート

## 【ミッションⅡ】地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない

| No.                   | アクション名                               | 内容（新APより抜粋）   | 令和7年度の目標  | 取組み指標  | 令和7年度の実績   | 取組み指標   | 進捗評価 | 担当部署                 | 令和8年度の取組み予定   | 取組み指標  | 分類 |
|-----------------------|--------------------------------------|---|---|--|--|---|------|----------------------|---|--|----|
| II<br>42<br>(旧<br>43) | 災害医療体制の整備                            | <p>○厚生労働省通知やR6近畿地方DMATブロック訓練をはじめとする災害医療に係る訓練の結果等を踏まえ、地震等の大規模災害時の本部体制を見直し、機能の充実・強化を図る。</p> <p>○地震等の大規模災害時の医療救護活動において、適切な医療が提供できるようにするため、災害拠点病院（18病院）での傷病者の受入れ体制の整備、災害現場での応急処置やトリアージ、医療機関等への支援等を行うDMATの出動態勢の確保に万全を期す。</p> <p>○また、医療救護活動が初動期から中長期に及ぶ場合においても、適切な医療が提供できるよう、他府県からの医療救護班（保健医療活動チーム）の円滑な受入れ体制やコーディネーター機能の整備・充実を図る。</p> <p>・中長期の災害医療や、小児周産期・透析等の多分野での調整に対応できる災害医療コーディネーターの養成を行う。</p> <p>・地域の医療事情を熟知した災害医療コーディネーターの養成を行う。</p> <p>・薬事分野については、市町村と連携可能な災害薬事コーディネーターを養成することにより、医薬品確保供給体制の強化を図る。</p> <p>・医療機関の自家発電設備の整備、浸水対策などの施設整備を促進する。またDMATの活動範囲の変化に対応できるよう、災害拠点病院の資機材等の整備・充実を図る。</p> <p>・医薬品供給体制をより強化するため、モバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）やコンテナファーマシー（災害対策医薬品供給コンテナ）といった手段について、災害薬事コーディネーター等と連携し、大阪府の要請に応じて調整可能な体制を構築していく。</p> | <p>・災害医療訓練を年1回以上実施し、関係機関等との連携や災害時の対応強化、本部機能の充実・強化を含めた体制の整備を行う。</p> <p>・基幹災害拠点病院等と連携し、DMATの養成・技能向上や災害医療コーディネーター・災害支援ナースの養成、災害時における病院支援等に関する研修会を実施する。</p> <p>・薬事分野に特化した研修を行い、災害薬事コーディネーターを養成する。</p>                                 | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価   | <p>・府内に従事する医師、看護師等を対象に、災害時に円滑で適正な医療活動ができるよう、災害医療基礎研修や災害医療コーディネーター研修等を実施し、体制の充実を図った。</p> <p>・府内医療機関及び保健所職員を対象にEMIS入力訓練を実施し、EMISの重要性の周知を図った。</p> <p>・大阪府保健医療調整本部訓練やSCU運営訓練を開催し、府内医療機関やDMAT、関係団体、ドクターヘリといった多数の機関の参加を得て、災害対応力の向上を図った。</p> <p>・災害時における災害支援ナースの円滑な派遣のため、災害支援ナース養成研修を4回開催し、200人養成した。また、新たに27病院と協定締結し体制の充実を図った。</p> <p>・地域の保健所や市町村等と連携して活動する災害薬事コーディネーターを新たに128人委嘱した。委嘱にあたり、災害薬事に関する基礎研修を実施した。</p> | <p>取組み実績は左記のとおり</p> <p>・46病院に対して補助金を交付し浸水対策に必要な資材整備を実施した。</p> <p>・浸水対策の専門家、浸水被害を経験した病院、簡易止水板メーカー等による浸水対策に係る研修会を実施した。（R7実績：2回）</p> <p>・災害拠点病院17病院に補助金を交付し資機材整備を実施した。</p> <p>・災害時に救護所での調剤や医薬品の供給拠点等として活用するコンテナファーマシーを整備し、運用に関する協定を締結した。</p> | ①    | 健康医療部                | <p>・災害医療訓練を年1回以上実施し、関係機関等との連携や災害時の対応強化、本部機能の充実・強化を含めた体制の整備を行う。</p> <p>・基幹災害拠点病院等と連携し、DMATの養成・技能向上や災害医療コーディネーター・災害支援ナースの養成、災害時における病院支援等に関する研修会を実施する。</p> <p>・災害薬事コーディネーターを対象とし、薬事分野に特化した研修を行い、保健所や市町村等との連携体制の充実や市町村の医薬品確保の充実に向けた取組みを行う。また、災害対応医薬品供給コンテナに関する訓練等を実施する。</p> | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価   | II |
| 新43                   | 府管轄保健所の機能強化                          | <p>○地域の保健衛生活動の拠点となる府管轄の保健所において、災害時、初動から応急対策活動が迅速に実施できるよう機能を強化する。</p>  | <p>・各保健所に災害時に必要となる資機材（ポータブル電源・寝袋・衛生用品等）を整備する。</p> <p>・他府県からの応援派遣チームが円滑に活動できるよう環境整備（執務室や駐車場等の確保）を行う。</p> <p>・発災から3日程度、保健所機能を維持できるようにするため、自家発電設備を設置する。</p>  | <p>・R7年度中の整備を進める</p> <p>・各保健所で環境整備を実施</p> <p>・3カ年を目途に府内6保健所へ整備（池田は移転時に整備。守口・岸和田は他の手法を検討）</p>                                 | <p>・災害時における所内での活動や避難所等の支援活動に必要な資機材を調達し、各保健所に整備した。</p> <p>・他府県からの応援派遣チームが円滑に活動できるスペースの確保（執務室や駐車場等）の取り組みとして、近隣の高等学校を訪問し協議を重ね、協定書を締結した。</p> <p>・自家発電設備を茨木保健所・藤井寺保健所に設置した。</p> <p>・検討の結果、岸和田保健所にも自家発電設備を設置することとし、計7保健所への設置を計画している。</p>   | <p>・資機材の整備を実施</p> <p>・各保健所で受援時に必要となる環境整備を実施</p> <p>・府保健所保健所に整備（2保健所）</p>  | ①    | 健康医療部                | <p>・発災から3日程度、保健所機能を維持できるようにするため、自家発電設備を2保健所に設置する。</p>   | <p>・4カ年を目途に府内7保健所へ整備（池田は移転時に整備。守口は他の手法を検討）</p>   | I  |
| II<br>44              | SCU<br>(広域搬送拠点臨時医療施設)<br>の運営体制の充実・強化 | <p>○地震等の大規模災害時に、傷病者を被災地外に航空機を使って搬送するなど、広域医療搬送機能を確保するため、八尾空港に既に整備したSCUにおいて、運営マニュアルの整備等により運営体制の確保を図る。</p> <p>○関西国際空港や大阪国際空港においても、訓練等を通じ、SCUの設置を想定し、訓練等を通じ体制強化を図る。</p> <p>○また、空港ごとにSCU運営協議会を定期的に開催し、管理運営ルールを作成するなど、関係機関の連携体制の強化を図る。</p>  | <p>・関西国際空港、大阪国際空港、八尾の各SCU協議会を開催し、SCU展開場所に応じた運営マニュアルを策定を推進する。</p> <p>・各SCUにおける必要な資機材を協議会等の中で議論し、必要な資機材の更新や導入を行う。</p>   | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価   | <p>・関西国際空港、大阪国際空港、八尾の各SCU協議会を開催し、運営マニュアルを策定した。（R8.3完成）</p> <p>・各SCUにおける必要な資機材を協議会等の中で議論し、必要な資機材の更新や導入を行った。</p> <p>・R8.2.4に八尾SCUを使用し、DMAT、消防、自衛隊等と連携した、航空医療搬送訓練を実施した。</p>   | 取組み実績は左記のとおり  | ①    | 健康医療部                | <p>・関西国際空港、大阪国際空港、八尾の各SCU協議会やSCU運営訓練の開催により、有事におけるSCU運営体制の確保及び関係機関との連携強化を図る。</p>   | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価   | II |
| II<br>45              | 医薬品、医療用資器材の確保                        | <p>○地震発生後に、安定して医薬品、医療用資器材を確保するため、災害拠点病院では発災直後概ね3日間において、患者を救命・治療するために必要となる医療物資を備蓄し、府薬剤師会及び府医薬品卸協同組合では7日分の流通備蓄を行っている。</p> <p>○引き続き、医療関係機関と協力し、必要品目と必要量について点検を行いながら、必要量を確保する。</p>  | <p>・災害発生時に必要となる医薬品等について、備蓄体制を確保するよう推進する。</p> <p>・備蓄品の品目、数量の点検と確保を行う。</p>  | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価   | <p>・災害発生時の傷病者に対して医薬品等の提供が行えるよう災害拠点病院及び府内卸売販売業者等を対象とした医薬品等の備蓄・管理に関する業務委託を行った。</p> <p>・備蓄品の品目、数量の点検と確保を行った。</p>  | 災害拠点病院における災害発生時に使用する医薬品の備蓄を進め充実を図った。  | ①    | 健康医療部                | <p>・災害発生時に必要となる医薬品等について、備蓄体制を確保するよう推進する。</p> <p>・備蓄品の品目、数量の点検と確保を行う。</p>  | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価   | II |
| II<br>46              | 広域緊急交通路等の<br>通行機能確保<br><通行機能確保>      | <p>○地震発生後に、府内の防災拠点（注）や周辺府県との連絡を確保し、救命救助活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能を確保するため、集中取組期間中に重点的に橋梁の耐震化を進め、令和2年度までに橋梁の耐震化の完了。引き続き、大河川（直轄管理）を跨ぐ橋梁等の耐震化を進める。</p> <p>○防災活動を支える道路ネットワークの整備を行い、災害時における緊急交通路の多重性、代替路の確保や防災拠点アクセス等の向上、府県間連携の強化を図る。</p>  | <p>通行機能確保</p> <p>・広域緊急交通路等の橋梁耐震化<br/>重点14路線（橋長15m未満）とその他路線を跨ぐ橋梁の耐震化については、令和6年度に対策完了したので、引き続き、大河川（直轄管理）を跨ぐ橋梁の耐震化を進める。</p> <p>・防災・減災に資する道路ネットワークの強化・整備<br/>引き続き、広域緊急交通路の機能強化などを進める。</p>   | <p>・橋梁の耐震化<br/>6橋推進<br/>(2橋完了予定)<br/>(7/19橋完了予定)</p> <p>・道路ネットワーク<br/>3.4km推進中<br/>(R7: 1.0km完了予定)<br/>(42.2/42.8km完了予定)</p> | <p>通行機能確保</p> <p>・大河川（直轄管理）を跨ぐ橋梁の耐震化を進めた。</p> <p>・防災・減災に資する道路ネットワークの強化・整備した。</p>   | <p>・橋梁の耐震化<br/>継続4橋・新規2橋<br/>(うち2橋完了)<br/>(全体7/19橋完了)</p> <p>・道路ネットワーク<br/>3.4km推進<br/>(R7: 1.0km完了)<br/>(42.2/42.8km完了)</p>  | ①    | 都市整備部                | <p>通行機能確保</p> <p>・大河川（直轄管理）を跨ぐ橋梁の耐震化を進める。</p> <p>・防災・減災に資する道路ネットワークの強化・整備<br/>引き続き、広域緊急交通路の機能強化などを進める。</p>  | <p>・橋梁の耐震化<br/>継続4橋<br/>(うち2橋完了予定)<br/>(全体9/19橋完了予定)</p> <p>・道路ネットワーク<br/>2.4km推進中<br/>(R8: 0.6km完了予定)<br/>(42.8/42.8km完了予定)</p> | I  |
| II<br>46              | 広域緊急交通路等の<br>通行機能確保<br><沿道建築物の耐震化>   | <p>○耐震改修促進法に基づき、平成25年11月に「住宅建築物耐震10か年戦略・大阪」において、耐震診断義務化対象路線、耐震診断の報告期限を定め、平成25年度から耐震診断補助を行うとともに、平成26年度からは耐震補強設計、耐震改修補助を行い、沿道建築物の耐震化を促進している。</p> <p>○特に、耐震診断の義務化対象建築物の内、前面道路を全幅閉塞する建築物の88棟については、令和17年度までに、耐震改修等の完了を働きかけている</p> <p>○大阪府北部地震や能登半島地震の被害を踏まえ、より大規模な地震が発生すれば、甚大な被害を及ぼすことが想定され、南海トラフ巨大地震の発生確率が引き上げられたという切迫した状況からも、新たに策定する「耐震改修促進計画」に基づき、府民一丸となって耐震化を加速させる。</p>  | <p>沿道建築物の耐震化</p> <p>・所有者毎に異なる課題に応じた的確な情報提供やアドバイスを行うなど、きめ細やかに対応し、検討のきっかけと事業の具体化を図るため、事業に精通した専門家（大阪府耐震プロデューサー）を派遣する。</p> <p>沿道のブロック塀等の耐震化</p> <p>・広域緊急交通路の沿道のブロック塀等（義務付け対象外含む）の耐震化を進める所有者に対して、個別訪問やダイレクトメールにより、診断、除却等の実施を働きかける。</p> | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価   | <p>沿道建築物の耐震化</p> <p>・所有者毎に異なる課題に応じた的確な情報提供やアドバイスを行うなど、きめ細やかに対応し、検討のきっかけと事業の具体化を図るため、重点化対象の所有者を優先に、事業に精通した専門家（大阪府耐震プロデューサー）を6棟、6回派遣した。</p> <p>・沿道建築物が3件除却された。</p> <p>沿道のブロック塀等の耐震化</p> <p>・広域緊急交通路の沿道のブロック塀等（義務付け対象外含む）の耐震化を進める所有者に対して、個別訪問やダイレクトメール等（134件）によって耐震化の周知活動を実施した。</p>   | 取組み実績は左記のとおり  | ①    | 都市整備部<br>(旧住宅まちづくり部) | <p>沿道建築物の耐震化</p> <p>・所有者毎に異なる課題に応じた的確な情報提供やアドバイスを行うなど、きめ細やかに対応し、検討のきっかけと事業の具体化を図るため、事業に精通した専門家（大阪府耐震プロデューサー）を派遣する。</p> <p>特に道路閉塞建築物に対して、パッシュ型で専門家派遣を行う。</p> <p>沿道のブロック塀等の耐震化</p> <p>・広域緊急交通路の沿道のブロック塀等（義務付け対象外含む）の耐震化を進める所有者に対して、個別訪問やダイレクトメールにより、診断、除却等の実施を働きかける。</p>  | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価   | I  |

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理（PDCA）シート

## 【ミッションⅡ】地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない

| No.      | アクション名   | 内 容（新APより抜粋）   | 令和7年度の目標  | 取組み指標  | 令和7年度の実績   | 取組み指標   | 進捗評価 | 担当部局           | 令和8年度取組み予定   | 取組み指標  | 分類 |
|----------|--|--|---|--|--|---|------|----------------|--|--|----|
| Ⅱ<br>46  | 広域緊急交通路等の通行機能確保<br><small>&lt;信号機電源付加装置の整備等や災害時の渋滞対策&gt;</small> | ○緊急交通路重点14路線を中心に、停電時に信号機への電源供給をバックアップする設備等について、引き続き、その緊要性を踏まえた計画的な整備を進める。<br>・鉄道運行停止や高速道路の通行止めにより、一般道路において大規模な交通渋滞が発生したが、各鉄道の踏切に設置されている遮断機が長時間閉鎖したことも大規模渋滞の要因の一つと考えられるため、発災時における交通総量抑制の検討を行う。<br>・鉄道運行停止時の迅速な閉鎖踏切開放について鉄道事業者等と協議を行う。   | ・緊急交通路指定予定路線14路線を中心に、停電時の信号機への電源供給バックアップ設備の整備及び更新を実施        | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価   | ・府下の主要交差点に設置されている信号機電源付加装置の更新及び高度化を実施した。<br>・信号機電源付加装置の更新等に伴い、各警察署が電源付加装置の有無・種類を確認できるように情報管理システムの内容を更新した。<br>・災害発生直後において、府下の緊急交通路等を確保するため、大阪府及び鉄道事業者等の関係機関と、発災時における閉鎖踏切優先開放に向けた連絡体制について確認した。 | 取組み実績は左記のとおり  | ①    | 警察本部           | ・緊急交通路指定予定路線14路線を中心に、停電時の信号機への電源供給バックアップ設備の整備及び更新を実施<br>・災害発生時において、鉄道運行停止時における閉鎖踏切に関する情報収集及び早期の閉鎖解除に向けて、大阪府及び鉄道事業者等の関係機関と連携を密にし、継続的に協議を実施していく。 | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価   | Ⅰ  |
| Ⅱ<br>46  | 広域緊急交通路等の通行機能確保<br><small>&lt;無電柱化の推進&gt;</small>                | ○地震発生時に、電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、「大阪府電線類地中化マスタープラン」において位置付けられた「優先して地中化するべき地域」のうち、広域緊急交通路に指定された路線、区間について、無電柱化を推進する。<br>○平成29年度に、「大阪府電線類地中化マスタープラン」に代わる「大阪府無電柱化推進計画」を策定し、都市防災の向上をはじめ、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の確保の3つの観点から無電柱化を推進する。<br>・平成30年台風第21号では、暴風により大阪府域で多くの電柱が倒壊し、車両や歩行者が通行できなくなる事態が生じた。災害時の救急活動、物資輸送を円滑に行うためには、緊急車両の通行する道路を確保することが重要であるため、大阪府無電柱化推進計画に基づき、引き続き、無電柱化の推進に積極的に取り組む。  | ・無電柱化の推進（2.4km）   | 無電柱化道路延長2.4km推進（うち0.2km完了予定）（21.6/23.8km完了予定）  | ・無電柱化の推進（2.4km）  | 無電柱化道路延長2.4km推進（うち0.2km完了）（21.6/23.8km完了）   | ①    | 都市整備部          | ・無電柱化の推進（2.4km）  | 無電柱化道路延長2.4km推進（うち0.2km完了予定）（23.8/23.8km完了予定）                                  | Ⅰ  |
| Ⅱ<br>46  | 広域緊急交通路等の通行機能確保<br><small>&lt;避難路等として活用できる基幹農道の整備&gt;</small>    | ○地震発生後に、農村地域からの避難や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、避難路、輸送路として活用できる農道を整備する。   | ・2.86km推進中（R8完了）  | R8:2.86km供用開始  | 2.86km推進中（R8完了）  | R8:2.86km供用開始   | ①    | 環境農林水産部        | 2.86km供用開始   | 2.86km供用開始   | Ⅰ  |
| Ⅱ<br>46  | 広域緊急交通路等の通行機能確保<br><small>&lt;災害発生時の踏切長時間遮断に係る対策&gt;</small>     | ○大阪府北部を震源とする地震の影響で、多数の列車が駅間に停止したため、長時間にわたり踏切が遮断状態となり、緊急自動車の運行に支障をきたす事態が発生した。災害発生時に優先的に速やかに開放する踏切の指定について、鉄道事業者等の関係機関に働きかける。指定された踏切について、関係機関と連携した訓練の実施とその検証を行い、道路踏切体制等の充実を図る。  | ・「地方踏切道災害時管理方法」を策定した関係者間での情報伝達訓練等を実施し、災害時の円滑な避難や緊急輸送の確保を図る。 | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価   | ・都市整備部地震・津波災害対策訓練において、「地方踏切道災害時管理方法」に基づき、鉄道事業者や道路管理者（市町村、土木事務所）などの関係者間での情報伝達訓練を実施した。<br>(令和7年11月、令和8年1月)   | 取組み実績は左記のとおり  | ①    | 危機管理室<br>都市整備部 | ・「地方踏切道災害時管理方法」を策定した関係者間での情報伝達訓練等を実施し、災害時の円滑な避難や緊急輸送の確保を図る。  | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価   | Ⅳ  |
| Ⅱ<br>46  | 広域緊急交通路等の通行機能確保<br><small>&lt;照明・標識の補修、更新&gt;</small>            | ○平成30年台風第21号では、記録的な暴風により、一部の照明・標識において損壊等が発生した。暴風等による倒壊、破損を防止するため、点検及び補修・更新のスピードアップを図る。   | ・R2年度完了   | ・R2年度完了  | ・R2年度完了  | ・R2年度完了   | —    | 都市整備部          | ・R2年度完了  | ・R2年度完了  | Ⅰ  |
| Ⅱ<br>46  | 広域緊急交通路等の通行機能確保<br><small>&lt;耐震強化岸壁の整備&gt;</small>              | ○地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等に必要となる人員・物資等を円滑に輸送できるよう、地震後も直ちに利用できる耐震強化岸壁を整備する。   | 耐震強化岸壁の整備<br>・耐震強化岸壁（国直轄事業）の整備について、国に働きかける。                 | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価   | 耐震強化岸壁の整備<br>・耐震強化岸壁（国直轄事業）を早期に着手できるよう、国に対して、要望活動を行った。   | 取組み実績は左記のとおり  | ①    | 大阪港湾局          | 耐震強化岸壁の整備<br>・耐震強化岸壁（国直轄事業）の整備について、国に働きかける。  | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価   | Ⅰ  |
| Ⅱ<br>新46 | 広域緊急交通路等の通行機能確保<br><small>&lt;高盛り土の対策&gt;</small>                | ○広域緊急交通路における盛土のり面（高盛り（10m以上）かつ集水地形）箇所において、大規模崩壊に伴う道路機能の喪失を防止することを目的とした対策を行う。   | ・広域緊急交通路に指定された路線、区間のうち、道路防災点検において、対策が必要（要対策）と診断された箇所の対策に着手  | ・高盛り対策箇所数3/3箇所【R7】（R7：3箇所着手）   | 令和3年道路防災点検の要対策箇所（約140箇所）のうち、約30箇所の対策着手（うち、3箇所が広域緊急交通路の高盛り対策着手）   | ・高盛り対策箇所数3箇所【R7】（R7：3箇所対策着手）  | ①    | 都市整備部          | 令和3年道路防災点検の要対策箇所（約140箇所）のうち、約30箇所の対策に着手（うち、3箇所の広域緊急交通路の高盛り対策を継続）   | ・道路防災対策着手箇所数30/140箇所【R8】（うち3箇所は高盛り対策継続）  | Ⅰ  |
| Ⅱ<br>47  | 鉄道施設の耐震対策  | ○地震発生時に、人的被害を軽減するとともに、地震発生後に防災拠点や周辺府県との連絡を確保し、救命救助活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能を確保するため、集中取組期間中に、鉄道事業者に対して、以下の取組みを働きかける。<br>・広域緊急交通路と交差又は並走する鉄道施設及びそれと連続する区間の耐震診断および診断結果を踏まえた耐震化<br>・乗降客数1万人/日以上かつ折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する高架駅及びそれと連続する区間の耐震診断及び診断結果を踏まえた耐震化<br>・南海トラフ巨大大地震発生時に、津波による浸水被害が想定される地下駅等の浸水対策。<br><br>・大阪モレールについては、点検方法の特殊性等や分岐設備の故障により、運行再開までに長期間を要することとなった。大阪モレールが設置した「大阪府北部地震大阪モレール被災検証委員会」での議論を踏まえ、大阪モレール側と、点検の効率化や施設の耐震力の強化等に取り組む。 | ①鉄道施設等の耐震化の実施<br>②鉄道駅舎の耐震化の実施                               | ①鉄道施設の対策1箇所促進（南海空港線 国道481号並走部）※上記補助箇所以外にも6箇所推進（37箇所/48箇所完了）<br>②鉄道駅舎の対策1駅促進（阪急北千里駅）※上記補助箇所以外にも1箇所推進（22駅/25駅完了）<br>左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | ①鉄道施設等の耐震化の実施<br>②鉄道駅舎の耐震化の実施  | ①鉄道施設の対策1箇所促進（南海泉北線：府道泉大津美原線）（33箇所/48箇所完了）<br>②鉄道駅舎の対策1駅促進（京阪枚方市駅）（21駅/25駅完了）<br><br>車両全22編成のうち既存車15編成対策完了対策済新車両7編成納車 | ①    | 都市整備部          | ①鉄道施設等の耐震化の実施<br>②鉄道駅舎の耐震化の実施<br><br>①分岐橋制震化工事   | ①鉄道施設の対策1箇所促進（南海空港線：国道481号）（34箇所/48箇所完了）<br><br>①分岐橋制震化工事2箇所対策（千里中央分岐橋、南茨木分岐橋） | Ⅲ  |

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理（PDCA）シート

## 【ミッションⅡ】地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない

| No. | アクション名          | 内 容（新APより抜粋）                          | 令和7年度の目標   | 取組み指標  | 令和7年度の実績             | 取組み指標  | 進捗評価                                     | 担当部署 | 令和8年度の取組み予定      | 取組み指標   | 分類 |
|-----|-----------------|---------------------------------------|--|--|----------------------|--|--|------|------------------|---|----|
| Ⅱ   | 48              | 迅速な道路啓開の実施                            | ○地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開（注）による通行機能の確保に向け、関係機関と連携した道路啓開訓練の実施とその検証を行い、集中取組期間中に、道路啓開体制等の充実を図る。   | ・関係機関（行政機関、協会等）と連携した道路啓開合同訓練等を実施する。  | 左記の取組み状況をR7年度末に評価。   | ・近畿道路啓開計画協議会において、「近畿道路啓開計画」を策定（R8.3）<br>・都市整備部地震・津波災害対策訓練において、鉄道事業者等と連携した長時間遮断踏切と道路啓開の情報伝達訓練、レッカー業者と連携した車両移動実働訓練などを実施した。（R7.11.5、R8.1.16）  | 取組み実績は左記のとおり                             | ①    | 都市整備部            | ・関係機関（行政機関、協会等）と連携した道路啓開合同訓練等を実施する。<br>左記の取組み状況をR8年度末に評価  | Ⅱ  |
| Ⅱ   | 48<br>(旧<br>49) | 迅速な航空啓開の実施                            | ○地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な航空啓開（注）による航空航行機能の確保に向け、関係機関と連携した航空啓開訓練の実施とその検証を行い、集中取組期間中に、航空啓開体制等の充実を図る。   | ・関係機関と連携した航空啓開訓練等を実施する。  | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | ・関係機関と連携した航空啓開訓練を実施した。   | 取組み実績は左記のとおり                             | ①    | 大阪港湾局            | ・関係機関と連携した航空啓開訓練等を実施する。<br>左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価   | Ⅱ  |
| Ⅱ   | 49<br>(旧<br>50) | 大規模災害時における受援力の向上                      | ○大規模災害時における他府県などからの人的・物的支援について、円滑に受入が行えるよう応援受援計画を策定し、災害時における受援体制の確立を図る。<br>○地震発生後に、被災地外から集結するヘリコプターの各種防災拠点や避難場所などへの到着陸を防止するとともに、被害状況確認を行う際の「道しるべ」となるよう、学校等の屋上等に上空から視認できるヘリサインの整備を促進していく。   | 未策定市町村への支援<br>・策定促進に向けたアプローチの強化<br>・既策定30市町村の経験・データを活かした研修のさらなる充実<br><br>策定済市町村への支援<br>・能登半島地震の振り返り等による国手引き等へ改訂があった場合、適宜、府の手引書・ひな型に反映し、市町村の計画更新を継続支援<br>・訓練実施・計画更新を支援するため、好事例を収集し、情報提供（府受援訓練との連携）<br><br>市町村共通の支援<br>・市町村との調整にかかる府の体制・手続の整理<br>・府における活動スペース確保事例共有、共同利用<br>・府における宿泊場所確保事例の共有、共同利用   | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | ・受援計画未策定市町村に対し、首長等への直接説明による策定促進に向けたアプローチを行い、その後、策定済市町村の事例を活用した計画策定支援の研修を実施した。<br>・大阪府地震・津波災害対策訓練に府内市町村も参画することで、災害時の受援イメージを共有し、府全体による体制確立の促進を図った。<br>・内閣府主催の受援体制の構築に関する研修会について市町村に周知し、同研修会にて、府の市町村受援計画策定の手引きとひな型の説明を実施した。   | 受援計画策定済自治体数<br>令和7年度当初：30<br>令和8年3月時点：37 | ①    | 危機管理室            | ・受援計画未策定市町村に対し、フォローアップ研修等を実施することで、策定に向けた伴走的な支援を実施する。<br>・応援職員の出泊施設や執務スペースに関して、大阪府の受援・応援計画の改訂に合わせて受援計画策定の手引きやひな型更新・周知することで、市町村の受援計画がより実効性のあるものになるように支援する。<br>左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価  | Ⅰ  |
| Ⅱ   | 50<br>(旧<br>51) | 食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の強化                    | ○備蓄や集配等のあり方の検討・調査結果（H26実施）等を踏まえ、平成27年度中に家庭・企業・事業所・行政等の適切な役割分担等を含む「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針」を策定する。<br>○その上で、必要備蓄量の目標設定と多様な方法による物資の調達・確保手段を確立し、集中取組期間中に、万が一の際の被災者支援のための計画的な備蓄に努める。<br>○集配体制については、避難所を運営する市町村等と十分協議し、集中取組期間中に、市町村ごとの各地域レベルでのニーズ把握、調達、配送などのシステムを構成させる。  | ・引き続き府内市町村と合同で訓練を行う。<br>・R6年度に訓練を実施しなかった市町村に対しても、ラストマイルの作成を依頼する。<br>・引き続き、誰もが過ごしやすい避難所となるよう、避難所生活のQOL向上に向け、市町村とともに備蓄のあり方等について検討し、必要な備蓄物資を調達していく。   | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | ・北部拠点・中部拠点・南部拠点を使用した配送ルートの検証を市町村と共に実施し、実効性の確認を行った。<br>・大阪府トラック協会と物資搬出・搬入訓練、搬送訓練を実施し、検証および意見交換を実施した。<br>・市町村に対しラストマイル（市町村配送マニュアル）の策定状況の調査を実施した。<br>・訓練を実施した市町村に、実施結果を踏まえたラストマイルの作成（作成済みの市町村には、マニュアルの修正）を依頼した。<br>・誰もが過ごしやすい避難所となるよう、避難所生活のQOL向上に向け、スフィア基準について、大阪府域救援物資対策協議会において、令和7年12月に市町村との意見交換を開始した。 | 取組み実績は左記のとおり                             | ①    | 危機管理室            | ・引き続き府内市町村と合同で訓練を行う。<br>・R7年度に訓練を実施しなかった市町村に対しても、ラストマイルの作成を依頼する。<br>・引き続き、誰もが過ごしやすい避難所となるよう、スフィア基準にかかる府の取組みの方向性を取りまとめを行い、これを踏まえた避難所生活のQOL向上に向け、市町村とともに備蓄のあり方等について検討し、必要な備蓄物資を調達していく。<br>左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価  | Ⅱ  |
| Ⅱ   | 51<br>(旧<br>52) | 災害発生時における電力確保のための電気自動車・燃料電池自動車等の利活用促進 | ○平成30年台風21号来襲時に停電が数日間続き、住民生活や事業活動に影響が及んだところもあったため、災害時に電力を供給することもできる電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）等の普及を促進する。  | ①イベント等においてFCV車両を展示、非常用電源としての給電機能をPRする。<br>②おおさか電動車協働普及サポートネット参加者等と連携し、市町村等が実施するEVやFCV等の普及イベントを支援する。<br>③災害等による停電時に電源確保が強く求められる事業者に対し、ZEVの給電機能を効果的に活かすモデル事例として導入支援を行うとともに、事例を広く周知する。  | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | ①イベント等においてFCV車両を展示、非常用電源としての給電機能をPRする。<br>②おおさか電動車協働普及サポートネット参加のディーラー等と連携し、市町村等が実施するEVやFCV等の普及イベントを支援：8回<br>③補助対象となる団体等へ周知活動を行ったが、新車種の販売時期や事業者の導入のタイミングと合わず、相談・問合せは多数あったものの交付決定に至らなかった。業界団体へのヒアリング等を実施し、次年度の補助対象者の拡充や補助要件の見直しを行った。   | 取組み実績は左記のとおり                             | ①    | 商工労働部<br>環境農林水産部 | ①イベント等においてFCV車両を展示、非常用電源としての給電機能をPRする。<br>②おおさか電動車協働普及サポートネット参加者等と連携し、市町村等が実施するEVやFCV等の普及イベントを支援する。<br>③災害等による停電時に電源確保が強く求められる事業者に対し、ZEVの給電機能を効果的に活かすモデル事例として導入支援を行うとともに、事例を広く周知する。<br>④EV・FC商用車（トラックなどの貨物車）を導入する事業者に導入支援を行う。<br>左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価   | Ⅳ  |
| Ⅱ   | 52<br>(旧<br>53) | 水道の早期復旧及び飲用水の確保                       | <水道の早期復旧><br>○大阪広域水道企業団及び市町村水道事業者において、水道施設・管路の更新・耐震化等を積極的かつ計画的に実施するとともに、集中取組期間中に基幹病院や避難拠点等の重要給水施設に対する給水確保等対策を重点的に働きかける。<br>○また、地震発生後に、損傷した管路等の早期復旧を図るため、災害時の相互応援協定等を基本とした水道（用水供給）事業者間での応援受援体制の強化を働きかける。これらの取組により、被害想定公表時に全面復旧には最長発災後40日（注1）まで要するとした復旧期間について、30日以内にまでの短縮をめざす。<br><飲用水確保><br>○地震発生後の水道断水地域における飲料水については、大阪広域水道企業団が設置している「あんしん給水栓（注2）」や市町村水道事業者が設置している応急給水栓等の活用、府・市町村等の備蓄及び支援物資の供給により確保に努めるとともに定期的に単独及び広域的な被害情報収集・応急給水訓練を実施する。 | ①全事業者に対し、水道事業計画ヒアリングや立入検査等において、水道施設や管路の更新・耐震化等の状況を聞き取り、積極的かつ計画的に実施するよう引き続き助言するとともに、耐震化計画を未策定の事業者に対して策定するよう指導する。<br>②重要施設に対する給水確保に関しては、事業者が策定した上下水道耐震化計画の進捗を確認するとともに、飲料水の確保対策も進めていくよう引き続き助言する。<br>③毎年実施している災害時応援可能人員・資機材等の調査の際等に、事業者間での連携強化の必要性について引き続き周知する。<br>④大阪府域の水道災害における情報共有及び支援に関する協定に基づき、企業団及び市町村水道事業者が参加する震災対策合同訓練を実施し、応援受援体制の強化を図る。 | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | ①②全事業者に対し、毎年実施している水道事業計画ヒアリングや立入検査において、水道施設や管路の耐震化の進捗状況を確認するとともに、国の交付金の活用を促し施設の更新・耐震化の促進に取り組みよう助言した。<br>・基幹管路耐震化適合率：56.1%（R5）→57.5%（R6）<br>③毎年実施している災害時応援可能人員・資機材等の調査の際、水道（用水供給）事業者間での連携強化の必要性について周知するとともに、事業者間で敷設されている連絡管を活用した訓練の実施状況等を確認した。<br>④令和7年11月に日本水道協会大阪府支部とともに被害情報収集・応急給水訓練を実施した。           | 取組み実績は左記のとおり                             | ①    | 健康医療部            | ①全事業者に対し、水道事業計画ヒアリングや立入検査等において、水道施設や管路の更新・耐震化等の状況を聞き取り、積極的かつ計画的に実施するよう引き続き助言するとともに、水道耐震化計画が未策定の事業者に対して策定するよう指導する。<br>②浄水場等の急所施設や基幹病院・避難所等の重要施設に接続する管路に係る上下水道耐震化計画の進捗を確認するとともに、これら施設における給水確保対策を進めていくよう助言する。<br>③毎年実施している災害時応援可能人員・資機材等の調査の際等に、事業者間での連携強化の必要性について引き続き周知する。<br>④大阪府域の水道災害における情報共有及び支援に関する協定に基づき、企業団及び市町村水道事業者が参加する震災対策合同訓練を実施し、応援受援体制の強化を図る。<br>左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価 | Ⅳ  |
| Ⅱ   | 53<br>(旧<br>54) | 井戸水等による生活用水の確保                        | ○地震発生時に、生活用水の確保を図るため、町村家の家庭用井戸や企業の自家用水道などを災害時協力井戸としての登録を進めるとともに、市においても同様の取組が行われるように働きかける。<br>○また、市が行う市域の災害時協力井戸の登録事業に協力し、市からの依頼に基づきホームページでの災害時協力井戸の情報掲載等を行う等、事業の周知及び府民への情報提供に努める。  | ①災害時協力井戸の登録事業の推進<br>②ホームページにおける事業周知及び登録状況の提供、登録情報の再確認  | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | ①災害時協力井戸の登録について、ホームページや保健所窓口等で継続的に呼びかけた。<br>②災害時協力井戸に関するホームページについて年1回定期的に更新を行うとともに、適宜、市にも情報照会を行いながら井戸所在情報を発信した。  | 取組み実績は左記のとおり                             | ①    | 健康医療部            | ①災害時協力井戸の登録事業を推進する。<br>②ホームページにおける事業周知及び登録状況の提供、登録情報の再確認を行う。<br>左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価  | Ⅳ  |

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

## 〔ミッションⅡ〕 地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない

| No.                  | アクション名                  | 内容 (新APより抜粋)  | 令和7年度の目標  | 取組み指標                           | 令和7年度の実績   | 取組み指標                       | 進捗評価 | 担当部局           | 令和8年度の取組み予定  | 取組み指標                             | 分類 |
|----------------------|-------------------------|---|---|---------------------------------|--|-----------------------------|------|----------------|--|-----------------------------------|----|
| Ⅱ<br>54<br>(旧<br>55) | 避難所の確保と運営体制の確立          | <p>○地震発生後に、被災者の避難生活を支援するため、各市町村における避難者等の発生規模と避難所や応急仮設住宅等における受入れ人数等についてあらかじめ評価し、必要な避難所指定や避難所受入れ体制を確保するよう、各市町村に働きかける。</p> <p>○スムーズな避難誘導や避難者のQOL (注) 確保等に向け、避難所運営マニュアル作成指針を策定し、各市町村に提示した。今後、各市町村において、同指針も参考に、地域の実情に即した「避難所運営マニュアル」の早期策定等が図られるよう働きかける。</p> <p>○また、H25年度の災害対策基本法の改正を踏まえ、同指針改訂版に基づき、各市町村に対し「避難所運営マニュアル」の充実を働きかける。</p> <p>□大阪府北部を震源とする地震の際、避難所運営にあたり、一部の市では自主防災組織による運営の仕組みが未整備であったため、市町職員が長期にわたり避難所運営に従事することにより、他の災害対応業務要員が不足することがあった。</p> <p>避難所運営の長期化も想定した、行政やそれ以外の組織等との連携による避難所運営の仕組みの検討を行う。</p>  | <p>・避難所のQOLについて、女性の視点も取り入れつつ、必要物資を確保するとともに協定の締結数を充実する等の取組みを行っていく。</p> <p>・市町村の避難所運営マニュアルの改定状況を把握し、改定がされていない市町村に対しては改定を促していく。</p> <p>・避難所開設訓練等において、炊き出し設備等を活用した訓練等を実施し、実効性を確保していく。</p> <p>・市町村の避難所開設訓練に参加し、「避難所における環境衛生対策ガイド」を使い、環境衛生対策の重要性を周知する。</p>  | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価            | <p>・避難所のQOL向上に資する水循環シャワーなどの資機材を扱う企業等と防災協定を締結するとともに、国等からの救援物資を受入れる物資輸送拠点等として、物流企業等と防災協定を締結し、物資の置場の確保を図った。</p> <p>・防災対策協議会等を通じて、市町村へ避難所運営マニュアルの改定を促すとともに、改定状況調査を実施し、改定に向けた課題等の意見交換を行った。引き続き必要に応じて伴走支援を行う。</p> <p>・自治体が行う避難所開設訓練等で組立式水洗トイレの組立訓練を実施。</p> <p>また、府民の防災意識向上のため、府が導入したトイレカーを訓練等で展示やキッチンカーを活用した炊き出し訓練も実施。</p> <p>・市町村に避難所における環境衛生対策ガイドの改定を周知した。</p>   | 取組み実績は左記のとおり                | ①    | 危機管理室<br>健康医療部 | <p>・避難所のQOL向上に向けて、女性の視点も取り入れつつ、必要物資を確保するとともに協定の締結数を充実する等の取組みを行っていく。</p> <p>・スフィア基準に対応するための取組みについて、国の動向や他府県の取組状況を確認しつつ、市町村とも意思疎通を図りながら方向性をとりまとめる。</p> <p>・市町村の避難所運営マニュアルの改定に関して、引き続き市町村に改定を促すとともに必要に応じて伴走支援を行う。</p> <p>・避難所開設訓練等において、炊き出し設備等を活用した訓練等を実施し、実効性を確保していく。</p> <p>・市町村の避難所開設訓練等の機会に「避難所における環境衛生対策ガイド」を使い、環境衛生対策の重要性を周知する。</p>   | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価              | Ⅳ  |
| Ⅱ<br>55<br>(旧<br>56) | 福祉避難所の確保                | <p>○地震発生後に、居宅、避難所等では自立的な生活や適切な処遇が確保できない要配慮者の避難生活を支援するため、引き続き各市町村での適切な福祉避難所 (二次的避難所) の指定を働きかける。</p> <p>○また、民間福祉関係者等の協力を得て、福祉避難所により必要となる、要配慮者の利用に配慮した設備等や介助職員等の確保を働きかける。</p> <p>○あわせて、福祉避難所の補完的体制として、民間社会福祉事業者の協力を得て、社会福祉施設における緊急一時的な受入れ体制の整備を働きかける。</p>  | <p>・引き続き、府立学校等の府有施設に対して指定福祉避難所拡充の協力について働きかける。</p> <p>・被災者の2次避難所確保のために、府内の協定未締結ホテル等に協定締結を働きかける。</p>  | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価            | <p>・教育庁と調整し、校長会 (R7.5) 及び事務長会 (R7.6) において、府立学校の福祉避難所への指定協力について説明を行い、学校との調整が円滑に行えるよう、市町村の避難所担当者とともに府立学校を訪問し指定の依頼を行った。(府立高校1校を新たに指定、その他支援学校2校も4～5月頃に指定見込み)</p> <p>・被災者の2次避難所及び応援職員等の宿泊先確保のために、府内のホテル等に協定締結を働きかけを行った (3つの団体等と変更協定を締結)。</p> <p>・7月、8月のDWT合同養成研修にて福祉避難所の啓発を行った。</p>   | 取組み実績は左記のとおり                | ①    | 危機管理室<br>福祉部   | <p>・引き続き、府立学校等の府有施設に対して指定福祉避難所拡充の協力について働きかける。</p> <p>・被災者の2次避難所確保のために、府内の協定未締結ホテル等に協定締結を働きかける。</p> <p>・引き続き、DWT合同養成研修等にて福祉避難所の啓発を行う。</p>   | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価              | Ⅳ  |
| Ⅱ<br>56<br>(旧<br>57) | 帰宅困難者対策の確立              | <p>○地震発生後に、府内で就業する事業者、雇用者の安全確保のため、国、大阪府、関西広域連合や経済団体等と連携して、帰宅困難者対策を確立する。</p> <p>○H26年度に策定した、「一斉帰宅の抑制」対策のためのガイドラインについて、事業者ごとの防災計画策定や具体的な備えを働きかけていく。</p> <p>○帰宅困難者等が多数集中し、混乱が危惧される大阪駅等の主要ターミナル駅周辺の混乱防止策について、一時滞在施設の確保など鉄道事業者等との連携により確立されるよう支援する。</p> <p>○府県を越えた「帰宅支援」については、関西広域連合の検討の場において、支援策を確立する。</p> <p>・「事業所における一斉帰宅の抑制対策ガイドライン」で想定していない出勤時間帯に地震が発生し、企業における従業員への対応がまちまちであったため、発災時間帯別の出勤及び帰宅困難者の対応を検討する。</p> <p>・北部地震では、鉄道が軒並み運行を見合わせたため、運行停止状況や復旧の目途など、情報発信に支障が生じたことから、主要駅を中心に滞留者が発生したため、鉄道事業者等における運行再開情報等の発信や駅間停車列車の救済対応を働きかけや、情報発信の充実・強化、行き場のない帰宅困難者等への対応の検討を進めていく。</p> | <p>①一斉帰宅の抑制については、啓発動画を活用しつつ、「社員と会社を守る防災ガイド」を用いて、経済団体や協定締結企業等との連携や防災講演等により、企業に社内待機の準備をするよう働きかけていく。</p> <p>②企業が参加する防災イベントにて超簡易版BCPを引き続き事業者に働きかける。</p> <p>③ターミナルの混乱防止については、府有施設や府立施設について、当該施設を一時滞在施設として確保を希望する市町村に提供できるよう協力するとともに、広域的な立場から事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求める。また、引き続き、府及び大阪市の観光部局とも連携し、災害時における旅行者の受入れ等に関する協定についても締結先が増えるよう進めていく。</p> <p>また、一時滞在施設の確保については、防災アプリのマップ上において逐次追加して行く。</p> <p>④帰宅支援については、国ガイドライン改訂に伴い、関西広域連合ガイドラインを改正して、関西広域連合の協議会において訓練を実施するとともに、実行性確保に向けて各関係機関との調整を進める。</p> | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価            | <p>①一斉帰宅の抑制については、啓発動画を活用しつつ、「社員と会社を守る防災ガイド」の内容について、マイドームおおさかで開催された震災対策技術展や中之島ウエスト・エリアプロモーション連絡会など各種防災イベントでの講演会や企業への防災講演を行うことで、社内待機の必要性を働きかけた。</p> <p>②大阪市内ターミナル協議会への参加において、BCPの策定を事業者に働きかけた。</p> <p>③ターミナルの混乱防止について、府有・府立施設を一時滞在施設として大阪大森の宮キャンパスを確保するなど、大阪市の協定締結に協力すると共に、ターミナル協議会参加企業への一斉帰宅の抑制について周知した。</p> <p>また、災害時における旅行者の受入れ等に関する協定については、府市の危機管理部局と観光部局が連携し、2施設と新たに締結し、防災アプリのマップ上へアップロードを行った。</p> <p>④関西広域連合ガイドライン改訂に基づき、関西広域連合協議会並びに参加自治体及び大阪市内ターミナル協議会参加事業者による、合同図上訓練を実施し、課題の洗い出しを実施した。</p> <p>⑤令和7年11月及び令和8年1月に、近畿運輸局や鉄道事業者と運行情報伝達訓練を行った。</p> | 取組み実績は左記のとおり                | ①    | 危機管理室<br>都市整備部 | <p>①一斉帰宅の抑制については、啓発動画を活用しつつ、「社員と会社を守る防災ガイド」を用いて、経済団体や協定締結企業等との連携や防災講演等により、企業に社内待機の準備をするよう働きかけていく。</p> <p>②企業が参加する防災イベントにて超簡易版BCPを引き続き事業者に働きかける。</p> <p>③ターミナルの混乱防止については、府有施設や府立施設について、当該施設を一時滞在施設として確保を希望する市町村に提供できるよう協力するとともに、広域的な立場から事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求める。また、引き続き、府及び大阪市の観光部局とも連携し、災害時における旅行者の受入れ等に関する協定についても締結先が増えるよう進めていく。</p> <p>また、一時滞在施設の確保については、防災アプリのマップ上において逐次追加して行く。</p> <p>④近畿運輸局や鉄道事業者と連携して、大規模な地震発生時における鉄道の運行情報等に関する情報伝達訓練を実施し、情報集約や伝達の充実を図る。</p> | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価              | Ⅳ  |
| Ⅱ<br>57<br>(旧<br>58) | 後方支援活動拠点の整備充実と広域避難地等の確保 | <p>○地震発生後に、府内の被災者の救出・救助等にあたる自衛隊・消防・警察等の支援部隊が集結・駐屯する後方支援活動拠点や、火災の延焼拡大によって生じる輻射熱や熱気流から住民の安全を確保するための広域避難地等の確保、充実を図る。</p> <p>○後方支援活動拠点については、集中取組期間中に、支援部隊の府域全域での迅速な展開を図る観点から、被害想定に基づく府域全体の配置のあり方を検証し、充実を図る。</p> <p>○また、国の南海トラフ巨大地震対策計画等の検討を踏まえ、活動拠点の配置、運用や受入れ計画の見直しを行う。</p>   | <p>①久宝寺緑地、大泉緑地他の拡張整備</p> <p>②訓練等を通じて広域支援部隊の受入等、各種マニュアル・計画について検証を行う。</p> <p>③後方支援活動拠点について、抽出した課題に基づき、受入計画の見直しを行う。</p>  | ①714ha<br>②左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | <p>①久宝寺緑地、大泉緑地の拡張整備を進めた。</p> <p>②後方支援活動拠点である万博記念公園において実施した、救助機関やライフライン機関と連携した部隊展開訓練 (実動訓練及び検討会) などを通じて、広域的支援部隊受入計画の見直しに向けた検証を行った。</p> <p>③令和6年度末に実施した各拠点の確認結果及び上記検証結果を踏まえ、令和7年度末に受入計画を改定した。</p>  | 取組み実績は左記のとおり<br>①R7:715.3ha | ①    | 危機管理室<br>都市整備部 | <p>①久宝寺緑地他の拡張整備</p> <p>②訓練等を通じて広域支援部隊受入計画等について検証を実施し、必要に応じて改定を行う。</p>  | ①715.5ha<br>②左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価 | Ⅰ  |
| Ⅱ<br>58<br>(旧<br>59) | DPATの編成等の被災者のこころのケアの実施  | <p>○地震発生時に、恐怖や避難所での厳しい生活等による強度の不安、抑うつ、イライラ等のストレスやPTSD (注1) に対応するため、「こころのケア」を行うことができる人材の養成等、こころの健康に関する相談の実施体制を確保する。</p> <p>○被災時のこころのケアマニュアルの必要に応じた改訂と、DPATの隊員の養成と技能向上を図る。</p> <p>・精神科病院の被災状況を把握する際に、EMISでは確認できない精神科特有の情報 (保護室・隔離拘束等の状況) の把握が困難であったため、精神科病院の被災状況を把握できるよう、EMIS入力時の精神科特有の情報入力ルールを検討するとともに情報共有のあり方について、DPAT事務局と協議検討を行う。</p> <p>・夜間・休日の精神科救急ダイヤル等の委託事業において、交通途絶等による出勤困難により、体制確保の調整をすの間に時間を要したため、夜間・休日の精神科救急ダイヤル等の委託業者と夜間・休日体制の職員配置、オンコール等の基準を検討する。</p>  | <p>①大阪DPAT養成研修を開催し、大阪DPAT隊員を養成する。</p> <p>②大阪DPAT隊員登録者を対象に、技能維持研修を実施し、DPAT活動能力の維持向上をめざす。</p> <p>③保健所や市町村の精神保健福祉担当者、災害対策担当者等 (ケースワーカー・保健師等) に対して、災害時等のこころのケアに関する研修を実施する。</p> <p>④大阪DPAT運営委員会を開催し、人材育成・確保、受援体制の整備、派遣体制の整備等について協議を行う。</p> <p>⑤ローカルDPATを含むDPATへの設備整備支援を行う。</p>   | ①年1回開催<br>②年1回開催<br>③年1回開催      | <p>①9/27・28大阪DPAT養成研修を開催。【新規隊員登録者数：42名】</p> <p>②大阪DPAT技能維持研修をeラーニング配信で開催。【受講申込者：20名、アンケート回収者：12名】</p> <p>③保健所や市町村の精神保健福祉担当者等を対象に12/19災害時等こころのケア研修を開催。【受講者31名】</p>  | ①年1回開催<br>②年1回開催<br>③年1回開催  | ①    | 健康医療部          | <p>①大阪DPAT養成研修を開催し、大阪DPAT隊員を養成する。</p> <p>②大阪DPAT隊員登録者を対象に、技能維持研修を実施し、DPAT活動能力の維持向上をめざす。</p> <p>③保健所や市町村の精神保健福祉担当者等を対象に災害時等のこころのケアに関する研修を実施する。</p> <p>④大阪DPAT運営委員会を開催し、人材育成・確保、受援体制の整備、派遣体制の整備等について協議を行う。</p>   | ①年1回開催<br>②年1回開催<br>③年1回開催        | Ⅱ  |

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理（PDCA）シート

## 【ミッションⅡ】地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない

| No.                  | アクション名                               | 内 容（新APより抜粋）   | 令和7年度までの目標   | 取組み指標  | 令和7年度の実績  |   | 進捗評価 | 担当部署  | 令和8年度取組み予定  |   | 分類 |
|----------------------|--------------------------------------|--|--|--|---|---|------|-------|---|---|----|
|                      |                                      |  |  |  | 取組み指標   | 取組み指標   |      |       | 取組み指標   | 取組み指標   |    |
| Ⅱ<br>59<br>(旧<br>60) | 災害時における被災児童生徒のこころのケアの実施              | ○府内各学校において、避難者として転入があること、児童生徒が精神的な被害を被ることなどをふまえ、被災児童生徒のこころのケアを行うためスクールカウンセラー等の緊急派遣体制を確保する。<br><br>○高等学校においては、スクールカウンセラーの連絡協議会において、災害時における生徒の心のケアに関する教職員の専門性の向上に努める。<br>・支援学校においては、地震等の災害時における児童生徒の心のケアなどの対応方法について、臨床心理士による研修の実施など、教職員の専門性の向上に努める。<br>・小中学校においては、大規模災害時における府教育庁と市町村教育委員会が連携した緊急支援体制について、専門家の意見も参考に方向性を明示し、市町村教育委員会及びスクールカウンセラーに周知していく。  | ①引き続き、スクールカウンセラー連絡協議会において、災害時における生徒の心のケアに関する教職員の専門性の向上に努める。また、被災地から避難してきた生徒を受け入れた場合は、必要に応じてスクールカウンセラーの面談等の支援を行っていく。【高校】<br>②引き続き、各校で臨床心理士等により災害時における幼児児童生徒の心のケアに関する指導を行うなど、教職員の専門性の向上を図る。【支援学校】<br>③大規模災害等 緊急事案発生時、要請に基づき学校及び市町村に対して、スクールカウンセラーをはじめとする府の緊急支援チームの派遣や、市町村教育委員会への府の支援等を周知、指導助言していく。【市町村立学校】   | ①スクールカウンセラー連絡協議会において、災害時における生徒の心のケアについて取り上げ、研修を実施する。<br><br>③研修会の実施（年2回）   | ①スクールカウンセラー連絡協議会において、スクールカウンセラーと教職員に対して、災害時における生徒の心のケアに関する内容を含む研修を実施した。【高校】<br><br>②府立支援学校においては、「福祉医療関係人材活用事業」の中で、要望のあるすべての学校に、公認心理師又は臨床心理士を配置しており、災害時における幼児児童生徒の心のケアを含め、各校の必要性に応じて、これらの人材による教職員を対象とした研修を実施している。【支援学校】<br><br>③市町村教育委員会指導主事に対し、府の支援内容や方法について、周知を行った。また、市町村教育委員会担当指導主事を対象とした地区別ブロック研修会において、府の緊急支援チームの派遣と市町村・学校との連携について、専門家と共有し、理解を図った。加えて、スクールカウンセラー-SV等会議や、スクールロイヤー及びスクールソーシャルワーカー-SV、スクールカウンセラー-SVによる合同会議を実施し、緊急支援時の専門家による活動のあり方について、講義や協議を通して、SV等による市町村、学校支援の進め方の共通認識を持つ機会とした。【市町村立学校】  | ①スクールカウンセラー連絡協議会を実施（年2回）<br><br>③研修会（市町村教委対象）の実施（年2回、4月、11月）、地区別ブロック研修会 4地区ごとに1回ずつ開催(10月)、SCSV等会議2回開催(8.2月)、合同会議1回開催(3月)  | ①    | 教育庁   | ①引き続き、スクールカウンセラー連絡協議会において、災害時における生徒の心のケアに関する教職員の専門性の向上に努める。また、被災地から避難してきた生徒を受け入れた場合は、必要に応じてスクールカウンセラーの面談等の支援を行っていく。【高校】<br><br>②引き続き、各校で臨床心理士等により災害時における幼児児童生徒の心のケアに関する指導を行うなど、教職員の専門性の向上を図る。【支援学校】<br><br>③大規模災害等 緊急事案発生時、要請に基づき学校及び市町村に対して、スクールカウンセラーをはじめとする府の緊急支援チームの派遣や、市町村教育委員会への府の支援等を周知、指導助言していく。【市町村立学校】  | ①スクールカウンセラー連絡協議会において、災害時における生徒の心のケアについて取り上げ、研修を実施する。<br><br>③研修会の実施（年2回）  | Ⅱ  |
| Ⅱ<br>60<br>(旧<br>61) | 被災者・要配慮者への健康相談や連携支援等の実施による災害関連死の防止   | ○地震発生後に、避難者の生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防のため、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施し、健康管理や生活環境の整備を図る。また、巡回健康相談等による健康状況の把握により、支援が必要な被災者については、医療機関（医療救護班）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）等、保健・医療・福祉等関係機関と連携した支援につなげ、災害関連死の防止に努める。<br><br>・発災直後の被災市町村では、災害応急対応に追われ、避難者の健康管理など避難所支援の要請まで対応できない状況にあることを認識し、府保健医療調整本部の指揮のもと、速やかに公衆衛生チームを派遣する必要がある。公衆衛生チームの構成員の養成並びに資質の維持及び向上を図るとともに、速やかにDHEAT及び公衆衛生チームの受援及び派遣ルールを検討する。<br>・能登半島地震においては、災害関連死の死者数が災害による直接死者数を上回っており、その防止に向けたリスク軽減策が必要である。災害関連死のリスク軽減を図るために、医療的ケア等のニーズを把握し、関係者間で情報等を共有する仕組みを構築することにより、速やかに医療につなげるよう努めるものとする。<br>・人工呼吸器等高度医療機器を使用する難病患者に対して、発災時における共助による支援の重層化を図る。 | ①大阪府訪問看護ステーション協会との連携により、在宅人工呼吸器装着患者のための非常用電源確保に係る支援を行う。<br>②かかりつけ医や積極的医療機関による在宅人工呼吸器装着患者のための非常用電源確保に係る支援を行う。<br>③連携の拠点による地域の多職種で情報共有を行う連携体制の構築を支援する。<br>④発災時に在宅人工呼吸器装着難病患者に対して支援活動等を行う「難病患者ひなんサポーター」を育成する。<br>⑤府・市町村の保健師を対象とした健康危機管理研修の充実を図る。<br>⑥平時からの各保健所と市町村等の関係機関との連携及び災害時における連携体制の充実を図る。<br>⑦近畿ブロックDHEAT協議会において、合同研修訓練を実施（R7担当：和歌山県）<br>⑧災害関連死のリスク軽減を図るため、関係者間で情報等を共有する仕組みを構築。（災害関連死防止対策システム） | ①設置ステーション50か所⇒57か所<br>②③取組みの達成状況をR7年度末に評価<br>④難病患者ひなんサポーター登録者数50名<br>⑤1回/年以上の実施<br>⑥保健所健康危機管理関係機関連絡会等の開催<br>⑦8-11月頃を目途に実施<br>⑧システム構築と試験運用の実施 | ①新たに府内訪問看護ステーション7か所に非常用電源を整備し、設置ステーション数を57か所とするともに、非常用電源の取扱いに関する研修やメンテナンス、設置ステーション利用登録を推奨する周知物作成に対して支援を実施した。<br>②かかりつけ医や積極的医療機関については、新たにそれぞれ6施設及び79施設に対して支援を実施し、昨年度整備された施設と合わせて、合計11施設及び186施設に非常用電源が整備される予定。<br>③連携の拠点对し、支援を実施した。<br>④保健師を対象とした健康危機管理研修の充実を図る取組<br>⑤応急対策後の生活安定期及び復旧支援移行時について、災害時の支援活動を行う関係機関（保健・医療・福祉）の平時からの情報共有を検討する取組等<br>⑥難病患者ひなんサポーター研修会を2回開催(8月2日、11月15日)し、64名の難病患者ひなんサポーターを登録した。<br>⑦研修・訓練について、以下のとおり実施した。※人数はいずれも保健師等<br>・日本公衆衛生協会 DHEAT研修（基礎編22名 / 企画運営リーダー編3名 / 統括DHEAT編4名）、国立保健医療科学院 DHEAT研修（標準編2名）を受講。<br>・大阪府DHEATエキスパート研修（39名）、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）基礎研修（85名）を受講。<br>・府および市町村の保健師を対象に、健康危機管理研修を実施（37名受講）。<br>・能登半島地震に伴う中長期派遣職員業務報告会を実施（WEB R7.6）。また、派遣報告会を実施（WEB R8.3）。<br>⑧平時からの各保健所と市町村等の関係機関との連携及び災害時における連携体制の充実を図るための取組みを進めた。<br>⑨近畿ブロックDHEAT協議会において、各自自治体の本部体制や研修・訓練の取り組み状況、DHEAT派遣実績について情報共有した。<br>⑩保健師等チーム等、被災自治体、大阪府間で避難者の情報を一元管理できるシステムを構築した。複数の保健所において、システムを活用した研修・訓練を実施し、一部の保健所では、市町村職員も参加した。 | ①設置ステーション50か所⇒57か所<br>②③取組実績は左記のとおり<br>④難病患者ひなんサポーター登録者数50名<br>⑤左記研修を実施<br>⑥健康危機管理関係協議会の実施（計44回）<br>⑦1月に和歌山県主催で実施<br>⑧10月にシステム構築完了<br>11月以降保健所でシステム活用研修・訓練を実施（7保健所） | ①    | 健康医療部 | ①大阪府訪問看護ステーション協会との連携により、在宅人工呼吸器装着患者のための非常用電源確保に係る支援を行う。<br>②かかりつけ医や積極的医療機関による在宅人工呼吸器装着患者のための非常用電源確保に係る支援を行う。<br>③連携の拠点による地域の多職種で情報共有を行う連携体制の構築を支援する。<br>④難病患者ひなんサポーター研修会を2回開催し、140名の難病患者ひなんサポーターを登録する。<br>⑤府・市町村の保健師等を対象とした健康危機管理研修の充実を図る。<br>⑥各保健所と市町村等の関係機関との連携及び災害時におけるの連携体制の充実に向けた会議等を実施する。<br>⑦近畿ブロックDHEAT協議会において、合同研修訓練を実施する。（R8担当：兵庫県）<br>⑧受援時に災害関連死防止対策システムを適切に活用できるよう保健所と連携した研修・訓練を実施する。 | ①受入ステーション用マニュアルの作成<br>②③取組の達成状況をR8年度末に評価<br>④難病患者ひなんサポーター登録者数140名<br>⑤1回/年以上の実施<br>⑥保健所健康危機管理関係機関連絡会等の開催<br>⑦協議会への参画<br>⑧システムを活用した研修・訓練の実施（1回/年以上の実施） | Ⅰ  |
| Ⅱ<br>61<br>(旧<br>62) | 災害時における福祉専門職等(災害派遣福祉チーム等)の確保体制の充実・強化 | ○福祉関係団体が参画する「大阪府災害福祉支援ネットワーク」との連携を図り、災害発生時の福祉ニーズに円滑に対応するための取組みを進めていく。<br>○地震発生後に被災した府民の福祉ニーズに対応できるよう、「大阪府災害福祉支援ネットワーク」を活用した、民間施設等の福祉専門職等からなる災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣等、災害時における福祉専門職の確保体制の充実・強化を図る。<br>○民間施設等の福祉専門職からなる災害派遣福祉チーム（DWAT）を構築し、被災地に派遣できる体制を整えていく。<br>○また、現場における多職種多機関連携のあり方やチーム員同士の連携強化、受援体制の構築について検討する。"  | ・これまでに引き続き、「大阪DWA T」の更なるチーム力の向上を図るため、ネットワーク会議の開催や、合同養成研修による新たなチーム員の養成、ステップアップ研修等を実施する。また令和6年能登半島地震での派遣で明らかになった課題を踏まえ、災害時における福祉支援体制の充実・強化を進める。  | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価   | 災害派遣福祉チーム（DWA T）の体制の充実・強化に向けて、主に以下の取組みを実施した。<br>・災害福祉支援ネットワーク会議を3回開催（内1回は大阪DWAT本部訓練で実施）。<br>・京都府、奈良県と合同養成研修を2回開催し、新たに28名がチーム員登録した。<br>・ステップアップ研修を2回開催し、70名のスキルアップを図った。<br>・コーディネーター研修を1回開催し、15名のスキルアップを図った。<br>・市町村主催の防災訓練等18回（各圏域から延べ98名参加）<br>・大阪DWATチーム員ポータルサイトの開設<br>・令和6年能登半島地震の派遣を踏まえ以下の取組みを実施（大阪DWAT本部研修2回、大阪DWAT本部訓練1回開催）   | 取組み実績は左記のとおり  | ①    | 福祉部   | ・これまでに引き続き、「大阪DWA T」の更なるチーム力の向上を図るため、ネットワーク会議の開催や、合同養成研修による新たなチーム員の養成、ステップアップ研修等を実施するほか、令和7年災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行及び災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドラインの改正を踏まえながら、災害時における福祉支援体制の充実・強化を進める。   | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価  | Ⅱ  |
| Ⅱ<br>62<br>(旧<br>63) | 被災地域の食品衛生監視活動の実施                     | ○地震発生後に、被災地域における食中毒の未然防止を図るため、食品関係施設への食品等取扱の衛生指導、消費者への広報を行うとともに、衛生講習会を実施し、被災時における食品衛生に関する意識の向上を図る。   | ・食品関係施設への監視指導及び衛生講習会並びに消費者への広報及び衛生講習会を効果的・効率的にできるよう検討し実施。<br>・関西広域連合における自動車による飲食店営業許可基準の共通化に係る指針を受け、府県の区域を越えた営業許可の相互乗り入れについて検討を行い、和歌山県市と実施予定。  | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価   | ・広域に流通する食品製造施設や大量調理施設等を中心に食品関係施設への監視指導を実施するとともに、府内の各保健所等において食品の衛生管理等について講習会を実施することで、平常時はもとより被災時においても食品衛生が確保できるよう努めた。また、災害時食品衛生監視活動マニュアルを改正することにより、発生時における食品衛生監視活動の実施について必要な事項を整理した。<br>・関西広域連合における自動車による飲食店営業許可基準の共通化に係る指針を受け、府県の区域を越えた営業許可の相互乗り入れを和歌山県市と実施した。  | 取組み実績は左記のとおり  | ①    | 健康医療部 | ・食品関係施設への監視指導及び衛生講習会並びに消費者への広報及び衛生講習会を効果的・効率的にできるよう検討し実施する。   | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価  | Ⅱ  |

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理（PDCA）シート

## 【ミッションⅡ】地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない

| No.                  | アクション名                  | 内容（新APより抜粋）  | 令和7年度の目標  | 取組み指標                | 令和7年度の実績  | 取組み指標  | 進捗評価  | 担当部署    | 令和8年度の取組み予定   | 取組み指標   | 分類                   |   |
|----------------------|-------------------------|--|---|----------------------|---|--|---|---------|---|---|----------------------|---|
| Ⅱ<br>63<br>(旧<br>64) | 被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施     | ○地震発生後に、被災地域における感染症の拡大を抑えるため、速やかに感染症の発生状況及び動向調査を行い、必要と認めるときは健康診断の勧告を行う等、迅速かつ的確に防疫活動や保健活動を行うことができるよう、集中取組期間中に各保健所が策定した防疫活動の実施に向けたマニュアル等を検証し、必要な改定を行う。<br>○災害時感染症制御チーム（DICT）の派遣要請を迅速に行えるよう調整を行う。   | ・災害時の感染症対策に係る情報を府ホームページに掲載し、府民に対して啓発を行う。<br>・引き続き、市町村との連携体制を強化し、国から災害時の感染症対策に係る通知が発出された場合、速やかに共有を行う。<br>・災害時感染症制御チーム（DICT）の体制把握など感染症制御に関する情報収集を行う。  | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | 大阪府ホームページ「災害と感染症」において、継続して府民向けの啓発を実施した。<br>・令和7年7月4日、7月28日、7月30日、8月7日、8月20日、8月28日、9月5日、9月13日、10月9日、12月9日付で厚生労働省より、台風・大雨・地震に係る感染症予防対策等に関する事務連絡が発出された。これらの通知内容を踏まえ、府保健所および市町村の保健医療主管部局等へ、災害時における感染症対策について速やかに周知した。<br>・本年度、厚生労働省より「災害時感染症制御支援チーム（DICT）活動要領」が発行されたことを受け、発災時におけるDICTの組織体制・活動内容について把握を行った。 | 取組み実績は左記の通り  | ①   | 健康医療部   | ・災害時の感染症対策に係る情報を府ホームページに掲載し、府民に対して啓発を行う（継続）。<br>・市町村との連携体制を強化し、国から災害時の感染症対策に係る通知が発出された場合、速やかに共有を行う（継続）。<br>・発災時においてDICTと円滑に連携するため、避難所等における感染症発生状況の把握体制（報告経路、情報の流れ等）に関する情報整理を行う。 | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価  | Ⅱ                    |   |
| Ⅱ<br>64<br>(旧<br>65) | 下水道施設の耐震化等の推進           | ○地震発生後に、流域下水道施設の監視・制御機能を確保するため、集中取組期間中に、管理棟やポンプ棟の耐震補強を完成した。<br>○被災時にも下水道管渠の流下機能を確保するとともに、広域緊急交通路の交通途絶を引き起こさないよう、流域下水道管渠の耐震対策を進め、優先度の高いものから計画的に耐震対策を行い、その完了をめざす。<br>○流域下水道処理場の吐口からの津波の逆流を防止するため、集中取組期間中に逆流防止の対策を完了した。   | ・被災時に社会的影響の大きい管渠や処理場施設等の耐震化を推進していくための耐震診断の実施。   | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | ・被災時の影響が大きいと想定される広域緊急交通路（縦断部）や防災拠点等に影響する区間の耐震診断を発注した。   | 管路耐震診断（0.0 km / 56.6 km、R7年度末時点）   | ①   | 都市整備部   | ・被災時の影響が大きいと想定される広域緊急交通路（縦断部）や防災拠点等に影響する区間の耐震診断を実施するとともに、過去の大規模地震での被害報告等を踏まえて次期APでの実施メニューを検討する。   | 管路耐震診断（56.6 km / 56.6 km、R8完了予定）  | Ⅰ                    |   |
| Ⅱ<br>65<br>(旧<br>66) | 下水道機能の早期確保              | ○地震発生後に、流域下水道施設の処理機能のうち、揚排水機能、沈殿機能、消毒機能が早期に確保出来るよう策定した業務継続計画（下水道BCP（H25年度策定））について、集中取組期間中に点検を行い、仮設ポンプ、仮設沈殿池の設置等、具体的な復旧計画を追加する等、現計画の改訂を行う。<br><br>・地震発災直後の緊急点検（地上からの目視）では管渠内の異常が発見できなかったため、緊急点検の内容の見直しを行う。<br><br>・台風により受電設備が損傷した送泥ポンプ場は、電源を喪失し機能が停止したため、非常用発電機等による電源確保を進める。                  | ・BCPの実効性を高めるべく、資機材の確保等を推進。また、上下水道一体での連携検討も実施。<br>・下水道台帳の電子化に併せ、データのクラウド化を推進。  | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | ・被災時に監視制御設備の部品共有化について大阪広域水道企業団と協議を行い、共有による有用性を検証・確認し、ルールを取りまとめた。<br>・下水道台帳の電子化、データのクラウド化を完了した。  |  | ①   | 都市整備部   | ・BCPの実効性を高めるべく、資機材の確保等を推進。部品共有化に関する課題を整理した上で、大阪広域水道企業団との覚書取り交わしを行う。   |   | Ⅱ                    |   |
| Ⅱ<br>66<br>(旧<br>67) | し尿及び浄化槽汚泥の適正処理          | ○地震発生後に、関係施設が被害を受けた場合や避難所等に仮設トイレ（汲取り式）を設置する場合にも、市町村が適正処理できるよう、関係機関（大阪府衛生管理協同組合等）との連携体制の充実など、広域的な支援の要請・調整を府が行う。   | ・大阪府衛生管理協同組合との災害および感染症発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の協力に関する協定の継続   | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | ・大阪府衛生管理協同組合との災害および感染症発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の協力に関する協定の継続。  | 取組み実績は左記のとおり   | ①   | 健康医療部   | ・大阪府衛生管理協同組合との災害および感染症発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の協力に関する協定の継続。  | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価  | Ⅱ                    |   |
| Ⅱ<br>67<br>(旧<br>68) | 生活ごみの適正処理               | ○地震発生後に、被災地域の衛生状態を維持するため、府内市町村等の廃棄物処理施設が被害を受けた場合にも、生活ごみの処理が適正に行われるよう、府が広域的な応援要請や応援活動の調整を行う等、適正処理を支援するため、他府県等、関係機関との連携体制の充実を図る。   | ・市町村等と連携して災害廃棄物処理に関する手順等に係る研修等を実施【継続】   | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | ・市町村を対象に災害廃棄物処理に関する研修（5月、9月）や仮置場設置・運営訓練（10月）を実施した。  | 取組み実績は左記のとおり   | ①   | 環境農林水産部 | ・市町村等と連携して災害廃棄物処理に関する手順等に係る研修等を実施【継続】   | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価  | Ⅳ                    |   |
| Ⅱ<br>68<br>(旧<br>69) | 管理化学物質の適正管理指導           | ○地震発生に伴う有害化学物質の周辺環境への飛散・流出が原因となる二次災害を防止するため、「大阪府化学物質適正管理指針」に基づき、事業者による環境リスク低減対策の検討・実施を働きかける。集中取組期間中に、一定規模以上の事業者に対して、化学物質管理計画書の変更届出完了を指導するとともに、管理化学物質等に係る法令の権限が移譲された市町村においても、同様の取組みが行われるよう働きかける。<br>○また、二次災害の拡大防止及び消防活動の安全性を向上するため、府から市町村消防局等に対して、対象事業者の管理化学物質の取扱いに係る情報を提供し、相互共有を完了する。        | ①届出内容に変更のあった事業者や新規対象事業者に対し届出指導。立入検査等により対策推進指導<br>②市町村消防部に、届出に基づく事業所の管理化学物質の取扱いに関する情報を5月頃に提供する。  | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | ①届出内容に変更のあった事業者や新規対象事業者に対し届出指導を行うとともに、立入検査等により対策推進指導を実施した。（令和7年度立入検査実績：45件）<br>②市町村消防部に、届出に基づく事業所の管理化学物質の取扱いに関する情報を令和7年5月に提供した。   | 取組み実績は左記のとおり   | ①   | 環境農林水産部 | ①届出内容に変更のあった事業者や新規対象事業者に対し届出指導。立入検査等により対策推進指導<br>②市町村消防部に、届出に基づく事業所の管理化学物質の取扱いに関する情報を5月頃に提供する。  | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価  | Ⅳ                    |   |
| Ⅱ<br>69<br>(旧<br>70) | 有害物質（石綿、PCB等）の拡散防止対策の促進 | ○地震発生時に、建物倒壊等により発生する可能性がある石綿、PCB等有害物質の周辺環境への拡散・漏洩を防止するため、適正処理を解体業者等に働きかけるとともに、集中取組期間中に、拡散・漏洩による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備する。<br>○また、石綿等、有害物質に係る法令の権限が移譲された市町村においても、同様の取組みが行われるよう働きかける。  | ①関係団体の研修会等に講師を派遣し、災害時の石綿飛散防止対策について周知<br>②権限移譲市町村等との災害時対応に関する情報共有の実施<br>③解体業者等に対し、建設リサイクル法に係る説明会等の場を活用し、石綿飛散防止や建設廃棄物及びPCB廃棄物の適正処理について周知  | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | ①講師派遣 4回<br>セミナー 1回<br>②研修会 1回<br>市町村連絡会議 2回<br>③説明会 1回   | ①関係団体の研修会等に講師を派遣し、災害時の石綿飛散防止対策について周知<br>・石綿飛散防止対策セミナーの実施<br>②権限移譲市町村等との災害時対応に関する情報共有の実施<br>③解体業者等に対し、建設リサイクル法に係る説明会等の場を活用し、石綿飛散防止や建設廃棄物及びPCB廃棄物の適正処理について周知 | ①   | 環境農林水産部 | ①関係団体の研修会等に講師を派遣し、災害時の石綿飛散防止対策について周知<br>・石綿飛散防止対策セミナーの実施<br>②権限移譲市町村等との災害時対応に関する情報共有の実施<br>③解体業者等に対し、建設リサイクル法に係る説明会等の場を活用し、石綿飛散防止や建設廃棄物及びPCB廃棄物の適正処理について周知                      | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価  | Ⅱ                    |   |
| Ⅱ<br>70<br>(旧<br>71) | 火薬類・高圧ガス製造事業所の保安対策の促進   | ○地震発生時に、火薬類・高圧ガス等の周辺環境への漏洩を防止するため、事業所への立入検査等により、火薬庫、可燃性ガス貯槽や消防火設備等に関する法令遵守の徹底や、耐震性の向上等の自主保安の取組みを指導する。<br>○また、「火薬類取締法」、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の権限が移譲された市町村においても、同様の取組みが行われるよう働きかける。<br><br>・地震や強風により、LPガスの容器転倒や漏えいが発生した。事業者に対する自主保安の指導徹底、業界団体等に事故の未然防止の周知と事故発生時の対応体制の維持を要請する。 | ①事業所に対する立入検査<br>・事業所に対する計画的な立入検査等を通じ、法令遵守の徹底や耐震性の向上等の自主保安の取組みを促進する。<br>・府所管（1年あたり）<br>火薬類：9か所、高圧ガス：14か所、液化石油ガス：7か所<br>②府内消防機関及び関係者への耐震対策に係る情報共有・周知<br>・府内消防機関に保安3法事務連携機構おさか等を通じて自主保安の取組みに関する情報共有を行うことで、同様の取組みを促す。<br>・高圧ガス保安研修会、LPガス保安講習会、火薬類保安講習会等の各種保安教育の機会を通じて、関係事業者に対し耐震性の向上等の自主保安の取組みに係る情報を周知する。<br><br>③業界団体に地震等への対応を要請する。<br>・容器の転倒防止措置の再点検<br>・地震等により、容器の転倒やガスの漏えい等があったときに迅速に対応できる体制の維持 | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | ①事業所に対する立入検査<br>・事業所に対する計画的な立入検査等を通じて、施設の整備状況や規程類、保安教育の内容等を確認し助言するなど、法令遵守の徹底や耐震性の向上等の自主保安の取組みを促進した。<br>②府内消防機関及び関係者への耐震対策に係る情報共有・周知<br>・権限移譲を行った市町村（消防局・本部）に対し、「保安3法事務連携機構おさか」等を通じて、事故事例の情報共有や立入検査時の指導内容の基本的部分の統一を図る等、保安体制の向上に取り組みだ。<br>・各種保安教育の機会を通じて、関係法令の解説を講演するなど、関係事業者に対し耐震対策に係る情報共有・周知を行った。     | ①府所管<br>火薬類：11か所<br>高圧ガス：14か所<br>液化石油ガス：8か所<br>②保安3法事務連携機構おさか作業部会：2回<br>高圧ガス保安研修会：6回<br>LPガス保安講習会：5回<br>火薬類保安講習会：2回  | ①事業所に対する立入検査<br>・事業所に対する計画的な立入検査等を通じ、法令遵守の徹底や耐震性の向上等の自主保安の取組みを促進する。<br>・府所管（1年あたり）<br>火薬類：8か所、高圧ガス：8か所、液化石油ガス：4か所<br>②府内消防機関及び関係者への耐震対策に係る情報共有・周知<br>・府内消防機関に保安3法事務連携機構おさか等を通じて自主保安の取組みに関する情報共有を行うことで、同様の取組みを促す。<br>・高圧ガス保安研修会、LPガス保安講習会、火薬類保安講習会等の各種保安教育の機会を通じて関係事業者に対し、施設の耐震対策に係る情報を周知する。<br><br>③業界団体に地震等への対応を要請する。<br>・容器の転倒防止措置の再点検<br>・地震等により、容器の転倒やガスの漏えい等があったときに迅速に対応できる体制の維持 | ①       | 危機管理室   | ①事業所に対する立入検査<br>・事業所に対する計画的な立入検査等を通じ、法令遵守の徹底や耐震性の向上等の自主保安の取組みを促進する。<br>・府所管（1年あたり）<br>火薬類：8か所、高圧ガス：8か所、液化石油ガス：4か所<br>②府内消防機関及び関係者への耐震対策に係る情報共有・周知<br>・府内消防機関に保安3法事務連携機構おさか等を通じて自主保安の取組みに関する情報共有を行うことで、同様の取組みを促す。<br>・高圧ガス保安研修会、LPガス保安講習会、火薬類保安講習会等の各種保安教育の機会を通じて関係事業者に対し、施設の耐震対策に係る情報を周知する。<br><br>③業界団体に地震等への対応を要請する。<br>・容器の転倒防止措置の再点検<br>・地震等により、容器の転倒やガスの漏えい等があったときに迅速に対応できる体制の維持 | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価 | Ⅱ |

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理（PDCA）シート

## 【ミッションⅡ】地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない

| No.         | アクション名             | 内 容（新APより抜粋）  | 令和7年度の目標  |                      | 令和7年度の実績   |              | 進捗評価 | 担当部署    | 令和8年度の取組み予定   |                      | 分類 |
|-------------|--------------------|---|---|----------------------|--|--------------|------|---------|---|----------------------|----|
|             |                    |   | 取組み指標   | 取組み指標                | 取組み指標  | 取組み指標        |      |         | 取組み指標   | 取組み指標                |    |
| 71<br>(旧72) | 毒物劇物営業者における防災体制の指導 | ○地震発生時に、貯蔵施設の破壊等により周辺環境への漏洩等を防止するため、毒物劇物営業者に対し、定期的な立入検査を実施し、毒物劇物の適正な使用・保管管理、法令遵守の徹底を働きかける。<br>○毒劇物に係る法令の権限が移譲された保健所設置市においても、同市からの要請に応じて、同様の取組みが行われるよう働きかける。   | ・毒物劇物営業者の施設への立入調査等を実施(約250件)。違法状態があった場合、是正を求め、法令遵守を徹底   | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | 毒物劇物営業者の施設への立入調査等を実施(179件)。違法状態があったため、是正を求め、法令遵守を指導(13件)。<br>上記に加え、毒物劇物の管理強化、爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理を促す通知を関係団体に送付する等、注意喚起を行い法令遵守の徹底を図った。  | 取組み実績は左記のとおり | ①    | 健康医療部   | 毒物劇物営業者の施設への立入調査等を実施(約250件)。違法状態があった場合、是正を求め、法令遵守を徹底  | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価 | Ⅱ  |
| 72<br>(旧73) | 遺体対策               | ○「大阪府広域火葬計画」に基づき、地震発生後に多数の犠牲者が発生した場合に備え、亡くなられた方の尊厳を確保した遺体の処理、火葬等が行えるよう、集中取組期間中に、市町村において、ご遺体の保存に必要な資材の調達、輸送手段の確保等の必要な措置の検討及びそれらの措置に関する葬祭関係団体との広域的な援助協定締結等を働きかける。<br>○身元調査法に基づく災害時の身元確認について、府警察の要請に基づき、監察医事務所がその役割の一部を担えるよう事務所の老朽化対策等、機能の充実を図る。また、医師会、歯科医師会等との連携を進める。 | ・前年までに引き続き、市町村担当部署との連携を確認、広域火葬体制の充実に努める。<br>・監察医事務所の老朽化対策等を通じ身元確認の体制の充実を図る。   | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | ・市町村担当部署との連携、緊急連絡体制の確認を実施した。<br>・身元確認の体制充実に向けて、大阪府警察本部、医師会、歯科医師会、警察医会、泉佐野市等と合同で身元確認訓練を実施するとともに、監察医事務所の老朽化対策の検討を実施し方針を決定した。   | 取組み実績は左記のとおり | ①    | 健康医療部   | ・前年までに引き続き、市町村担当部署との連携を確認、広域火葬体制の充実に努める。<br>・身元確認の体制充実に向けて、監察医事務所の一部移転先施設の設備調査等を実施するとともに、大阪府警察本部をはじめとする関係機関と合同で身元確認訓練を実施する。   | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価 | Ⅳ  |
| 73<br>(旧74) | 愛護動物の救護            | ○地震発生後に、飼い主がわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護を図るため、市町村や大阪府獣医師会等の関係団体と協力し、集中取組期間中にVMAT（災害派遣獣医療チーム）等が動物救護活動を行うためのマニュアルを整備するとともに、他府県市との広域連携体制の構築を図る。<br>○また、保護した被災動物の避難所設置を市町村に促すなど、動物救護施設の確保にも努める。   | ①災害時等動物救護本部を構成する各団体間で、救護本部の運営や活動マニュアルについて適宜意見交換を行う。<br>②危機管理室とも連携し、発生時ペット同行避難可能な避難所設置や同行避難を適切に受けられる体制を市町村が整えられるよう、支援を実施。<br>③ペットの飼い主による平時からの準備等も重要であることから、災害時のペット対応に関する啓発活動を展開する。 | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | ①訓練の一環として、大阪府災害時等動物救護本部設置要領に基づき、構成団体へ災害発生時の救護本部設置にかかる緊急連絡体制確認訓練実施。<br>②ペット同伴で避難できる避難所を確保すべく、昨年度に引き続き、危機管理室と連携して府立学校を訪問し、指定に向けた依頼を行った。<br>富田林市ペット同行避難訓練に参画し、技術支援を実施（R7.11）。<br>民間企業2社と発生時の物資提供等に関する防災協定を締結<br>・株式会社カインズ（R7.7） ・イオンペット株式会社（R7.9）<br>③ペット防災イベントにおいて啓発活動を実施<br>・泉南市（R7.10） ・羽曳野市（R7.11） ・富田林市（R7.12） | 取組み実績は左記のとおり | ①    | 環境農林水産部 | ①災害時等動物救護本部を構成する各団体間で、救護本部の運営や活動マニュアルについて適宜意見交換を行う。<br>②危機管理室とも連携し、発生時ペット同行避難可能な避難所設置や同行避難を適切に受けられる体制を市町村が整えられるよう、支援を実施。<br>③ペットの飼い主による平時からの準備等も重要であることから、災害時のペット対応に関する啓発活動を展開する。 | 左記の取組の達成状況をR8年度末に評価  | Ⅱ  |
| 新74         | 防災DX・新技術の活用検討      | ○災害対応の効率化・高度化に向けて、防災DX・新技術の活用を推進する。   | ・ドローンによる物資輸送の体制整備に向け、複数の民間企業との協定締結や訓練の実施等を検討していく。   | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | ・孤立した集落を想定した物資輸送の実効性を確保するため、協定締結先のドローン事業者、内閣府、市町村と連携した訓練を実施（R7.11）   | 取組み実績は左記の通り  | ①    | 全部局     | ・引き続き、災害対応にかかる新技術の活用について検討していく。   | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価 | Ⅱ  |

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

〔ミッションⅢ〕「大都市・大阪」の府民生活と経済の、迅速な回復のための、復旧復興対策

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない

| No. | アクション名 | 内容 (新APより抜粋)                               | 令和7年度の目標  | 取組み指標  | 令和7年度の実績  |                                  | 進捗評価 | 担当部署                          | 令和8年度の取組み予定  |   | 分類 |
|-----|--------|--|---|--|---|----------------------------------|------|-------------------------------|--|---|----|
|     |        |  |   |  | 取組み指標   | 取組み実績                            |      |                               | 取組み指標  | 取組み実績                                     |    |
| Ⅲ   | 75     | 災害ボランティアの充実と連携強化                           | ○引き続き、大阪災害支援活動連携会議における意見交換会等において、更なる連携強化を図る。<br>○また、常設型災害ボランティアセンターを核に、災害ボランティアに関する研修会等を開催するとともに、市町村ボランティアセンターの運営に関わる職員の確保及び質の向上を図る。  | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価                             | ・大阪災害支援活動連携会議において、各団体の取組みの共有や勉強会を実施し、さらなる連携強化を図った。(計3回の会議開催)<br>・大阪府社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアに関する研修会等を開催するとともに、市町村ボランティアセンターの運営に関わる職員の確保及び質の向上を図った。(研修会やボランティアセンターの運営シミュレーション、市町村社協との支援体制検討会を実施)<br>・府ボランティア事前登録制度の登録方法について、これまで書面による申請であったが、オンラインでの登録を可能にした。また、万博ボランティア等への積極的な働きかけを行った結果、令和6年度比で約10倍にあたる登録者を確保した。<br>・内閣府「官民連携による被災者支援体制整備」モデル事業を実施し、災害中間支援組織の機能強化に取り組んだ。 | 取組み実績は左記のとおり                     | ①    | 危機管理室                         | ・引き続き、大阪災害支援活動連携会議における意見交換会等において、更なる連携強化を図る。<br>・また、常設型災害ボランティアセンターを核に、災害ボランティアに関する研修会等を開催するとともに、市町村ボランティアセンターの運営に関わる職員の確保及び質の向上を図る。                                       |   | Ⅱ  |
| Ⅲ   | 76     | 災害廃棄物の適正処理                                 | ○速やかな生活基盤の回復や事業者の活動再開に不可欠な災害廃棄物等の早急かつ適正な処理を図るため、集中取組期間中に、市町村に対し、災害廃棄物等の仮置場の候補地、最終処分までの処理ルート等、市町村が予め検討しておくべき事項について技術的助言を行い、市町村における災害廃棄物処理体制の確保を働きかける。<br>○また、府域での処理が困難な場合に備え、他府県と連携した広域的な処理体制の整備を図る。   | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価                             | ・災害廃棄物の迅速な処理体制の構築が図れるよう市町村等に対して、必要な情報提供や助言等を実施【継続】<br>・市町村等と連携して災害廃棄物処理に関する手順等に係る研修等を実施【継続】<br>・大阪府災害廃棄物処理計画の見直しを行う(～R8年度)【新規】<br>・市町村等の災害廃棄物処理計画の策定及び改定の支援を行う【新規】  | 取組み実績は左記のとおり                     | ①    | 環境農林水産部                       | ・災害廃棄物の迅速な処理体制の構築が図れるよう市町村等に対して、必要な情報提供や助言等を実施【継続】<br>・市町村等と連携して災害廃棄物処理に関する手順等に係る研修等を実施【継続】<br>・大阪府災害廃棄物処理計画の見直しを行う【継続】<br>・市町村等の災害廃棄物処理計画の策定及び改定の支援を行う【継続】                | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価                      | Ⅳ  |
| Ⅲ   | 77     | 応急仮設住宅の早期供給体制の整備                           | ○被災者の避難生活を支援するため、被災者が恒久住宅に移行するまでに必要と見込まれる応急仮設住宅については、「建設型仮設住宅」において市町村と連携した建設候補地を確保するとともに、「借上型仮設住宅」においては平時より関連する民間団体との連携強化、仮設住宅となる民間住宅の借り上げ等により、その速やかな確保に向けた体制整備を行う。<br><br><借上型仮設住宅><br>・大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度をはじめ運用したため、市町村の関係部局及び民間関係団体の支部関係者への制度周知が不十分な点もあり、速やかな連携がとれなかった。大規模な災害発生時に備え、市町村や民間関係団体等との連携強化に努める。   | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価<br><br>左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | <建設型応急住宅><br>・協定締結3者との伝達訓練の実施<br>・応急仮設住宅建設マニュアルの充実化<br>・建設型応急住宅用地確保状況調査を実施<br>・能登半島地震等を踏まえた建設型応急住宅用地確保状況調査の調査項目の見直しと対応方針の検討等<br><br><借上型仮設住宅><br>・大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度マニュアルを基に、宅地建物取引業者向け研修会及び市町村危機管理部署の会議等での制度周知を図るとともに、実際の災害時を想定した防災訓練を実施する。  | 取組み実績は左記のとおり<br><br>取組み実績は左記のとおり | ①    | 危機管理室<br>都市整備部<br>(旧住宅まちづくり部) | <建設型応急住宅><br>・協定締結3者との伝達訓練の実施<br>・市町村担当者向けに応急仮設住宅に係る研修会を実施予定。<br><br><借上型仮設住宅><br>大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度マニュアルを基に、宅地建物取引業者向け研修会及び市町村危機管理部署の会議等での制度周知を図るとともに、実際の災害時を想定した防災訓練を実施する。 | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価                      | Ⅱ  |
| Ⅲ   | 78     | 被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備                      | ○地震発生時に、余震等による被災建築物や宅地における二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の養成、登録を進め、判定体制の充実を図る。<br>(R8年度までの目標)<br>・被災建築物応急危険度判定士の登録者数は10,000人を確保。<br>・被災宅地危険度判定士の登録者数は1,000人確保を継続。<br>・近畿圏で整備している相互応援体制による判定士派遣の支援を受け、計画どおり判定を実施することができたが、今後の地震に備え判定体制のさらなる充実のため、判定士数の養成、登録を進め判定体制の充実、確保を図る。<br><br><大阪府北部地震における被災建築物応急危険度判定士の派遣・支援実績><br>兵庫、京都、和歌山、福井、三重、徳島、滋賀、奈良、鳥取、民間建築団体、府内市町及び大阪府から派遣支援(派遣数855人)<br>被災宅地危険度判定士については、各市町にて実施。<br>ただし、島本町での判定においては大阪府からの派遣支援を実施。(他府県からの派遣支援は実施せず。) | ①左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価<br><br>②1,000人確保を継続        | ①被災建築物応急危険度判定士養成講習会(年7回)の受講者を増やす方策を検討のうえ実施することにより、登録者数の確保を進めるとともに、府内で判定士の確保が困難となるケースを想定し、全国自治体と連絡訓練などを通じて体制整備を進める。<br><br>②被災宅地危険度判定士の登録者数の確保   | ①取組み実績は左記のとおり<br><br>②1,000人確保   | ①    | 都市整備部<br>(旧住宅まちづくり部)          | ①被災建築物応急危険度判定士養成講習会(年7回)の受講者を増やす方策を検討のうえ実施することにより、登録者数の確保を進めるとともに、府内で判定士の確保が困難となるケースを想定し、全国自治体と連絡訓練などを通じて体制整備を進める。<br><br>②被災宅地危険度判定士の登録者数の確保                              | ①左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価<br><br>②1,000人確保を継続 | Ⅰ  |
| Ⅲ   | 79     | 中小企業に対する事業継続計画(BCP)及び事業継続マネジメント(BCM)の取組み支援 | ○地震発生後に中小企業における中核事業の維持や早期復旧が可能となるよう、地域経済団体と連携したBCPの策定支援やセミナーの開催等の支援策を充実させる。<br>○集中取組期間中に中小企業組合等と連携したセミナーの開催等の啓発事業を展開し、中小企業の主体的なBCP/BCMへの取組みを促進する。<br>・経済団体と連携し、更にBCP策定促進による災害対応力の強化を行うため、経済団体と連携した更なるBCP策定支援策を実施する。   | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価                             | ①BCP普及啓発セミナー・ワークショップ等の開催<br>21回開催 374社参加<br>②コンサルタント等の専門家によるBCP策定支援の実施(小規模補助金事業：府商工会連合会実施)<br>③中小企業組合等に対するBCP普及啓発セミナー等の開催<br>④民間企業等との連携による普及啓発<br>⑤近畿経済産業局との連携協定に基づくBCP大阪府スタイルの普及推進   | 取組み実績は左記のとおり                     | ①    | 商工労働部<br>危機管理室                | ①BCP普及啓発セミナー・ワークショップ等の開催<br>②コンサルタント等の専門家によるBCP策定支援の実施(小規模補助金事業：府商工会連合会実施)<br>③中小企業組合等に対するBCP普及啓発セミナー等の開催<br>④民間企業等との連携による普及啓発<br>⑤近畿経済産業局との連携協定に基づくBCP大阪府スタイルの普及推進        | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価                      | Ⅰ  |

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

[ミッションⅢ] 「大都市・大阪」の府民生活と経済の、迅速な回復のための、復旧復興対策

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない

| No. | アクション名 | 内容 (新APより抜粋)            | 令和7年度の目標  | 取組み指標  | 令和7年度の実績   |   | 進捗評価                                       | 担当部署 | 令和8年度の取組み予定   |   | 分類  |   |
|-----|--------|-------------------------|---|--|--|---|--|------|---|---|---|---|
|     |        |                         |   |  | 取組み実績  | 取組み指標   |  |      | 取組み指標   | 取組み指標   |   |   |
| Ⅲ   | 80     | 災害復旧に向けた体制の充実           | ○被災したまちを迅速に再建・回復できるようにするため、集中取組期間中に、以下の復旧に向けた体制について再点検を行い、充実に図る。<br>・公共土木施設等の速やかな復旧<br>・府有建築物等の速やかな復旧<br>・被災農地等の早期復旧支援  | ・ため池による被害防止と軽減を図るため、市町村等と連携した災害情報伝達訓練を実施する。(ため池防災支援システムの活用)  | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価   | ・令和7年度大阪府地震・津波災害対策訓練(令和8年1月16日)に際し、市町村と連携した災害情報伝達訓練を実施した。<br>訓練ではため池防災支援システムを活用した被害点検報告と、被害発生時の対応方針について、伝達訓練を行った。   | 取組み実績は左記のとおり                               | ①    | 環境農林水産部   | ・ため池による被害防止と軽減を図るため、市町村等と連携した災害情報伝達訓練を実施する。(ため池防災支援システムの活用)   | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価                                    | Ⅱ |
| Ⅲ   | 81     | 生活再建、事業再開等の関連情報の提供      | ○地震発生後に被災者の生活を迅速に再建・回復できるようにするため、以下の被災者支援や中小企業者の復興に向けた支援について、適切な措置を講じるための関係機関との連携・協力体制を確保、点検しておく。<br>1) 被災者生活再建支援金の支給<br>・被災者に対して、被災者生活再建支援制度に基づく支援金を支給し、その生活の再建を支援する。<br>2) 雇用機会の確保<br>・国の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、避難者等に対する被災地域の実情に応じた雇用確保に努める。<br>3) 中小企業に対する災害時の金融支援措置<br>・中小企業信用保険法の特例措置など国の信用補完制度における対応を踏まえ、災害により被害を受けた中小企業者の復興を支援するために適切な措置を講じる。<br>4) 被災農林漁業者の経営支援<br>・地震災害で経営が悪化した農林水産事業者を支援するため、国の施策とも連携しながら、資金融資を行う金融機関に対し利子補給を行う。また、災害時に活用出来る各種資金の制度を周知する。<br>5) 住宅の供給<br>・被災者が安定した生活を送れるよう、集中取組期間中に応急住宅の状況、民間賃貸住宅の状況、住宅補修、住宅関連資金融資等、住宅関連情報を的確に提供するための体制整備を図る。<br>○今後起こりうる南海トラフ地震など、大規模災害により被災した、住家、農家、中小企業等の復興に向けた支援施策・制度等の情報を、的確に提供するため、情報提供体制の強化を図る。 | ・被災者再建支援制度に基づく支援金の支給等を迅速に行うために、関係機関に対して被災者生活再建支援制度等の周知や研修等を行う。<br>・研修・訓練の実施等を通じて、OSAKAごとフィールドのBCP推進体制を整備し、職員の意識向上及び対応力向上を図る。また、訓練による検証(点検、課題整理、改善方法の検討等)やフィールド及び連携機関等との情報共有により、OSAKAごとフィールドの業務継続計画の持続的な改善に努める。<br>・制度資金説明会等において関係職員・団体へ災害時に活用できる農林漁業者の支援に関する各種支援制度を周知する。 | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価<br><br>左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価<br><br>左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価 | ・被災者の生活を迅速に再建・回復するため、被災者生活再建支援金の申請に必要となる住家の被害を証明する罹災証明書が速やかに発行されるよう「住家の被害認定調査」について、市町村に対して研修を行った。<br>・OSAKAごとフィールドの業務継続計画に基づき、国の対策と連携した就業支援体制の早期確保ができるよう、非常時優先業務等の周知徹底を図った。<br>・農業関連融資について、詳細な資料を府HPに掲載するなど、農業融資関係職員への周知を行った。<br>・漁業関連融資について、府内の漁業協同組合・漁業協同組合連合会を対象とした説明会を開催した。<br>・林業関連融資について、部内及び各農と緑の総合事務所の担当職員を対象とした会議に出席し、融資手続等に係る説明を行った。また、大阪府森林組合連合会に対して、制度資金についてのパンフレットを送付した。 | 取組み実績は左記のとおり<br><br>各1回<br><br>設置運営訓練 1回以上 | ①    | 危機管理室<br><br>商工労働部<br><br>環境農林水産部<br><br>都市整備部(旧住宅まちづくり部) | ・被災者再建支援制度に基づく支援金の支給等を迅速に行うために、関係機関に対して被災者生活再建支援制度等の周知や研修等を行う。<br>・研修・訓練の実施等を通じて、OSAKAごとフィールドのBCP推進体制を整備し、職員の意識向上及び対応力向上を図る。また、訓練による検証(点検、課題整理、改善方法の検討等)やフィールド及び連携機関等との情報共有により、OSAKAごとフィールドの業務継続計画の持続的な改善に努める。<br>・制度資金説明会等において関係職員・団体へ災害時に活用できる農林漁業者の支援に関する各種支援制度を周知する。<br>・引き続き、住まい情報提供室の迅速な設置・運営に向けて設置運営訓練を実施する。 | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価<br><br><br><br><br><br>設置運営訓練 1回以上 | Ⅱ |
| Ⅲ   | 82     | 大阪府復興計画策定マニュアル(案)の作成・充実 | ○被災者の生活、被災したまちを迅速に再建・回復するため、集中取組期間中に、復興計画(注)策定の手順等を取りまとめたマニュアルを事前に作成しておく。<br>○引き続きマニュアル(案)の充実に図る。   | ・復興計画策定マニュアル(案)の点検を行い、必要に応じて改定を行う。   | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価   | 復興計画策定マニュアル(案)の点検を行い、改定の必要性について確認を行った。  | 取組み実績は左記のとおり                               | ①    | 政策企画部   | 復興計画策定マニュアル(案)の点検を行い、必要に応じて改定を行う。   | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価                                    | Ⅱ |
| Ⅲ   | 83     | 大阪府震災復興都市づくりガイドラインの改訂   | ○迅速な復興まちづくりを進めるため、震災復興都市づくりに携わる都市計画実務担当の手引である「大阪府震災復興都市づくりガイドライン(H17策定、R6修正)」を市町村へ周知するとともに、防災訓練や研修会等を通じて、府、市町村双方の復興に関する手続きの習熟を図る。   | ・引き続き、ワーキング等の実施などにより、市町村等に対して事前復興に関する情報発信に努めるとともに、府内市町村を募り事前復興WGを開催し、復興都市づくりのノウハウの習得及び防災の意識の向上について働きかけを行う。   | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価   | ・大阪都市計画協会に参加している市町村に対し、事前復興の必要性、国発出事前復興ガイドラインの説明や国費予算措置等について、説明や周知を行った。   | 取組み実績は左記のとおり                               | ①    | 大阪都市計画局   | ・引き続き、ワーキング等の実施などにより、市町村等に対して事前復興に関する情報発信に努めるとともに、府内市町村を募り事前復興WGを開催し、復興都市づくりのノウハウの習得及び防災の意識の向上について働きかけを行う。  | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価                                    | Ⅱ |
| Ⅲ   | 84     | 復旧資機材の調達・確保             | ○被災者の生活、被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、集中取組期間中に復旧資機材(建設資材、木材、機械)の調達・あっ旋に向けた関係機関との連携体制の確立を図る。   | ・引き続き関係機関との連携を図り、体制を確立するよう取り組んでいく。   | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価   | 関係機関と木材(素材)の供給量について調査を実施した。(1回)   | 取組み実績は左記のとおり                               | ①    | 環境農林水産部   | 引き続き、関係機関との連携を図り、体制を確立するよう取り組んでいく。  | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価                                    | Ⅱ |
| Ⅲ   | 85     | 特定大規模災害からの復旧事業に係る府の代行   | ○円滑かつ迅速な復興のため、集中取組期間中に特定大規模災害における市町村の復旧事業に係る府の代行手続きをあらかじめ定める。   | ・国による代行手続きの事例等を収集しながら、府の代行手続きの設定に向け、検討する。  | 左記の取組みの達成状況をR7年度末に評価   | ・国による代行手続きの事例等を収集確認した。  | 取組み実績は左記のとおり                               | ①    | 全部局   | ・国による代行手続きの事例等を収集しながら、府の代行手続きの設定に向け、検討する。   | 左記の取組みの達成状況をR8年度末に評価                                    | Ⅱ |
| Ⅲ   | 86     | 地籍調査の推進                 | ○被災者の生活、被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、とりわけ南海トラフ巨大地震により建物全壊被害が想定される地域において、道路やライフラインの復旧、まちの復興の基礎となる現地復元性のある地図の整備に向けた、官民境界等先行調査の実施を市町村に働きかける。  | ・未着手・休止市町村へ向けて地籍調査事業の実施を促進<br>・対象市町へ官民境界等先行調査の実施を促進  | 113km2/約123km2(R6)<br>⇒約114km2/<br>約123km2(R7)                               | ・未着手・休止市町村に対して、首長に直接訪問等を行い、地籍調査の実施を働きかけた結果、東大阪市と千早赤阪村が令和7年度から新規着手となった。<br>・対象市町へ津波浸水想定区域における官民境界等先行調査の実施を働きかけた。   | 約114km2/約123km2                            | ①    | 環境農林水産部   | ・未着手・休止市町村へ向けて地籍調査事業の実施を促進<br>・対象市町へ官民境界等先行調査の実施を促進   | 約115km2/約123km2   | Ⅰ |

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理（PDCA）シート

## 府の行政機能の維持

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない

| No. | アクション名                          | 内 容（新APより抜粋）   | 令和7年度の目標   | 令和7年度の実績  | 進捗評価     | 担当部署                             | 令和8年度のおおきき  | 分類 |
|-----|---------------------------------|--|--|---|----------|----------------------------------|---|----|
| 87  | 大阪府の初動体制の運用・改善                  | <p>○南海トラフ巨大地震等を想定し、事前防災体制の確保から発生後の初期段階の対応方針を定めた、「大阪府災害等応急対策実施要領」をH26年度に改定したが、東日本大震災を教訓とした避難生活の長期化への対応も視野に入れ、発災直後から時系列・ステージ毎に即した対策とその目標を定めた実施要領として、今後運用していく。</p> <p>○地震発生後も、府庁として必要な行政機能の維持と府民サービスに努めるため、業務資源の変更等に応じて、府庁BCP（業務継続計画）を改訂し、運用していくとともに、BCPの職員への周知や定期的な訓練等を実施し、職員の意識向上を図る。</p> <p>・大阪府は、大阪北部地震において、市町村の被害状況を把握・支援を行うために、発災当日に先遣隊を派遣、その後も現地情報連絡員（リエゾン）の派遣など、迅速に人的支援を行い一連の機能は果たしたが、南海トラフ地震等の広域的な災害を想定し、被災地への支援等、活動体制の強化を行うため、庁内の人的支援要員の把握や、交通機関の途絶や職員自身の被災などにより、参集が難しい職員が多数想定される場合にも備えるため、全庁体制による迅速な初動体制の確保を進める。</p> <p>・災害時には危機管理事務局だけでなく、全庁による災害対応体制がスムーズに取れるよう、あらかじめ職員の理解が必要である。訓練等を通じて職員への周知を図り、非常時優先業務の対応能力の向上を図るとともに、非常時優先業務に必要な人員を確保できたが、BCPをより実効性のあるものにするため、非常時優先業務とBCPの点検を実施する。</p> <p>○今後の災害に備え、府民自らが判断し行動がとれるよう、災害情報を集約・整理を行い、様々な事業者と連携・協力のうえSNSなどあらゆるツールを活用して発信するよう情報マネジメントの強化を図る。</p> | <p>・地震発生後も、府庁として必要な行政機能の維持と府民サービスに努めるため、業務資源の変更等に応じて、BCPを改訂・運用するとともに、BCPの職員への周知や定期的な訓練等を実施し、職員の意識向上を図る。</p> <p>・災害時には危機管理事務局だけでなく、全庁による災害対応体制がスムーズに取れるよう、あらかじめ職員の理解が必要である。訓練等を通じて職員への周知を図り、非常時優先業務の対応能力の向上を図るとともに、非常時優先業務に必要な人員を確保できたが、BCPをより実効性のあるものにするため、非常時優先業務とBCPの点検を実施する。</p> <p>○今後の災害に備え、府民自らが判断し行動がとれるよう、災害情報を集約・整理を行い、様々な事業者と連携・協力のうえSNSなどあらゆるツールを活用して発信するよう情報マネジメントの強化を図る。</p>  | <p>・各部署のロジックを集めた会議を実施し、府庁BCPの認識を共有するとともに、課題等について意見交換を行った。</p> <p>・非常時優先業務の調査等を基に代替執務スペースの割当を修正し、その内容を前提とした代替執務スペース移転訓練及び職員備蓄の配布訓練を令和8年1月に実施した。</p>  | <p>①</p> | <p>全部局</p>                       | <p>・最新の組織体制に対応するBCPについて内容検討を行い、適宜改訂を行う。</p> <p>・新規採用職員研修等でBCPについて周知啓発することで、大規模災害時における継続的な行政サービスの意識向上を図る。</p> <p>・各部署のBCPを所管する担当者を対象とした協議会を実施し、吹上庁舎が津波襲撃により使用不可能となった場合においても全庁による継続的な業務体制をとれるよう、非常時優先業務の点検及び代替執務スペースの確保・調整を進め、併せて訓練を実施することで、職員の理解促進と実効性の確保を図る。</p>  | II |
| 88  | 大阪府防災行政無線による迅速・的確な情報連絡体制確保      | <p>○地震発生後に、既設回線が被害を受けた場合でも、必要な防災情報を迅速かつ的確に収集、共有し、応急災害対策活動に活用できるよう、H26年度に再整備が完了した大阪府防災行政無線を最大限に活用し、その適切な運用により、府、市町村、防災関係機関相互の迅速・確実な情報連絡及び行政連携体制を確保する。</p> <p>○衛星系の防災行政無線で利用している第2世代のサービスの提供が終了することに伴い、第3世代に切り替える。地上系防災行政無線についても設備が老朽化しているため、再構築することとし、R12年度の完了をめざして、R8年度から検討を進める。</p>   | <p>・防災行政無線設備の正常な機能を維持するため、保守点検を行い、情報連絡体制を確保する。</p> <p>・大阪府防災行政無線で活用している衛星無線（地域衛星通信ネットワーク 第2世代）が終期を迎えるため、第3世代へと更新するための再整備工事を進行中。</p> <p>・機器の老朽化に伴う地上系防災行政無線の再構築に向け、R8年度に行う設計に係る準備を行う。</p>   | <p>・防災行政無線設備については年2回の点検及び日々の保守業務管理を適正に行い、情報連絡体制が確保できた。</p> <p>・衛星無線（地域衛星通信ネットワーク 第3世代）再整備工事について、更新対象の衛星設備は地域衛星通信ネットワークを使用しており、それを所管するLASCOM（自治体衛星通信機構）の対向試験(UAT)が完了しなければ利用開始できない。本工事が緊急防備準備であるため、全国的に令和7年度に第3世代化工事が集中したことにより、想定数以上のUAT要望が各自自治体からLASCOMに集中した結果、想定外の本府のUAT計画見直しが生じたが、適正に遅滞なく工期延期手続きを行った。令和7年度実績は更新予定145局中40局完了。</p> <p>・機器の老朽化に伴う地上系防災行政無線の再構築に向け、R8年度に行う詳細設計の仕様書案を作成した。</p>  | <p>①</p> | <p>危機管理室</p>                     | <p>・防災行政無線設備の正常な機能を維持するため、保守点検を行い、情報連絡体制を確保する。</p> <p>・令和7年度に工期延期を行った衛星無線（地域衛星通信ネットワーク 第3世代）再整備工事について、令和8年12月を目途に確実に完了させる。</p> <p>・機器の老朽化に伴う地上系防災行政無線の再構築に向け、R8～9年度に行う設計業務の発注及び業務管理を適正に行う。</p>  | II |
| 89  | 災害時の府民への広報体制の整備・充実              | <p>○地震発生後に、府民が必要とする防災情報を伝えるため、プレスセンターを開設する等、府政記者会加盟社をはじめとする各報道機関と締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、協力・連携体制を強化する。あわせて、被災者の方々の生活支援に必要な情報を提供できるよう、迅速・的確な広報活動に向け、広報体制の充実を図る。</p> <p>・大阪北部地震では、鉄道が軒並み運行を見合わせたため、駅閉止発生し、運航停止状況や復旧の目途など、情報発信に支障が生じ、主要駅を中心に利用者の滞留や混乱が見られたため、鉄道利用者への情報発信の充実・強化を行うことや、災害に対する基礎知識、経験のない訪日外国人等が、交通情報等必要な情報入手できず混乱が生じていたため、訪日外国人の視点に立った多言語対応による情報発信を行う。</p> <p>・災害対応初期期の行政官、特に市町村から避難所への情報伝達が十分でなかったため、避難所への情報提供方法の検討を行う。</p>   | <p>・災害時に迅速に情報発信が行えるよう災害情報発信訓練（緊急情報トップページへの切替方法の確認、SNSで発信等）を実施</p> <p>・災害情報発信について関係部局と協議</p> <p>・ホームページを多言語対応するための自動翻訳サービスを引き続き契約</p>   | <p>・災害時に迅速に情報発信が行えるよう災害情報発信訓練（緊急情報トップページへの切替方法の確認、SNSで発信等）を実施した。</p> <p>・7月30日（水）に発生した「カムチャッカ半島付近の地震に伴う津波注意報」に関して、関係部局と協議し、府ホームページの「防災・緊急情報」や公式SNS等に掲載した。</p> <p>・ホームページを多言語対応するための自動翻訳サービスを引き続き契約した。</p>   | <p>①</p> | <p>危機管理室<br/>政策企画部<br/>府民文化部</p> | <p>・災害時に迅速に情報発信が行えるよう災害情報発信訓練（緊急情報トップページへの切替方法の確認、SNSで発信等）を実施</p> <p>・災害情報発信について関係部局と協議</p> <p>・ホームページを多言語対応するための自動翻訳サービスを引き続き契約</p>  | II |
| 90  | 都府県市間相互応援体制の確立・強化               | <p>○地震発生時に、近畿2府7県、関西広域連合、全国知事会の広域応援協定、関西広域連合と9都府県、九州地方知事会、中国地方知事会、四国知事会との応援協定等に基づき相互応援が円滑に行われ、府民の救助救済、被災者支援に厚みある活動が行えるよう、都府県市間の連携を強化する。</p> <p>・大阪府北部地震は、出勤時間帯に発生したこと、また府域域を超えて通勤・通学している人が多く、影響が広域に及んだ。広域連合をはじめ鉄道事業者など、広域連携による帰宅困難者対策の取組を推進する。</p>   | <p>①一斉帰宅の抑制については、啓発動画を活用し、「社員と会社を守る防災ガイド」を用いて、経済団体や協賛企業等との連携や防災講演等により、企業に社内待機の準備を促すよう働きかけていく。</p> <p>②企業の参加する防災イベントに超簡易版BCPを引き続き事業者に働きかける。</p> <p>③ターミナルの混乱防止については、府有施設や府立施設について、当該施設を一時滞在施設として確保を希望する市町村に提供できるように協力するとともに、広域的な立場から事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求める。また、引き続き府及び大阪市の観光部局とも連携し、災害時における旅行者の受入れ等に関する協定についても締結先が増えるよう進めていく。</p> <p>また、一時滞在施設の提供については、防災アプリのマップ上において逐次追加していく。</p> <p>④帰宅支援については、国ガイドライン改定に伴い、関西広域連合ガイドラインを改定して、関西広域連合の協議会において訓練を実施するとともに、実行性確保に向けて各関係機関との調整を進める。</p> | <p>①一斉帰宅の抑制については、デジタルサイネージで啓発動画を配信し、多くの府民へ視覚的に訴えることができた。「社員と会社を守る防災ガイド」の内容について、各種防災イベントでの講演会や企業への防災講演を行うことで、社内待機の必要性を働きかけた。</p> <p>②大阪市内ターミナル協議会への参加において、BCPの策定を事業者に働きかけた。</p> <p>③ターミナルの混乱防止について、府有施設を一時滞在施設として大阪大森之宮キャンパスを確保するなど、大阪市の協賛企業に協力すると共に、ターミナル協議会参加企業の一斉帰宅の抑制について周知した。</p> <p>また、災害時における旅行者の受入れ等に関する協定については、府有危機管理事務局と観光部局が連携し、2施設と新たに締結し、防災アプリのマップ上へアップロードを行った。</p> <p>④関西広域連合ガイドライン改訂に基づき、関西広域連合協議会並びに参加自治体及び大阪市内ターミナル協議会参加事業者による、合同向上訓練を実施し、課題の洗い出しを実施した。</p> | <p>①</p> | <p>危機管理室</p>                     | <p>①一斉帰宅の抑制については、啓発動画を活用し、「社員と会社を守る防災ガイド」を用いて、経済団体や協賛企業等との連携や防災講演等により、企業に社内待機の準備を促すよう働きかけていく。</p> <p>②企業が参加する防災イベント等に超簡易版BCPを引き続き事業者に働きかける。</p> <p>③ターミナルの混乱防止については、府有施設や府立施設について、当該施設を一時滞在施設として確保を希望する市町村に提供できるように協力するとともに、広域的な立場から事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求める。また、引き続き、府及び大阪市の観光部局とも連携し、災害時における旅行者の受入れ等に関する協定についても締結先が増えるよう進めていく。</p> <p>また、一時滞在施設の提供については、防災アプリのマップ上において逐次追加していく。</p> | II |
| 91  | 健康危機発生時における近府県地方衛生研究所の相互協力体制の強化 | <p>○地震発生後に府内での感染症、食中毒等の健康危機に府及び大阪市の要求に応じ地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「大研研」という。）が迅速かつ必要な対応を取るとともに、府のみでは対応が困難な場合に備え、近畿府県における地方衛生研究所との相互協力体制を確立、強化する。</p>  | <p>①地方衛生研究所全国協議会近畿支部が実施する健康危機模擬訓練を通じ、近畿府県地方衛生研究所との相互協力体制を確立する。</p> <p>②地方衛生研究所全国協議会近畿支部会議において、広域連携体制の確認を行う。</p> <p>③広域連携マニュアルに基づき、他の地方衛生研究所の依頼により相互技術研修を実施する。</p>  | <p>①地研近畿ブロックの健康危機管理模擬訓練を主催、その結果を近畿支部疫学情報部研究会で報告し、健康危機対応や検査等の体制について確認や意見交換を行った。</p> <p>②地方衛生研究所（地研）全国協議会近畿支部総会（年3回）、「地研全国協議会近畿ブロック会議（年2回）」「役員会（年1回）」に参加した。これらの会議において、健康危機対応計画の策定状況や課題などについて意見交換するとともに地研の連絡窓口リストを更新するなど健康危機発生時における協力体制を確認した。</p> <p>③衛生微生物技術協議会における近畿のレファレンスセンターとして16種中12種の微生物等を担当し、近畿の地方衛生研究所からの技術協力依頼に対応した。地方衛生研究所全国協議会近畿支部の研究会にて、報告や情報共有を行った。</p>  | <p>①</p> | <p>健康医療部</p>                     | <p>①地方衛生研究所全国協議会近畿支部が実施する健康危機模擬訓練を通じ、近畿府県地方衛生研究所との相互協力体制を確立する。</p> <p>②地方衛生研究所全国協議会近畿支部会議において、広域連携体制の確認を行う。</p> <p>③広域連携マニュアルに基づき、他の地方衛生研究所の依頼により相互技術研修を実施する。</p>   | IV |
| 92  | 発災時における地域の安全の確保                 | <p>○地震発生後に懸念される各種犯罪の予防、検挙に努めるとともに、被災家庭、避難所等への訪問活動を実施する。</p> <p>・被災地及びその周辺において、警戒活動を実施する。</p> <p>・ヘリコプター等を効果的に運用し、被災情報の収集、被災者の捜索救出や物資等の空輸及び二次災害防止に向けた広報活動を実施する。</p> <p>・被災者等からの意見・要望の把握、災害に便乗した犯罪の被害防止に関する情報等、地域安全情報の提供を行い、地域の安全を確保する。</p>  | <p>・各種防災組織との情報共有及び連携の強化</p> <p>・ヘリコプター等の運用による情報収集能力の強化</p>   | <p>・カムチャッカ半島沖地震発生に伴う津波注意報発表時には、関係機関と連携し、沿岸部における警戒を実施した。</p> <p>・ヘリコプターを活用した被災情報の収集訓練を実施した。</p>  | <p>①</p> | <p>警察本部</p>                      | <p>・各種防災組織との情報共有及び連携の強化</p> <p>・ヘリコプター等の運用による情報収集能力の強化</p>  | II |
| 93  | 緊急消防援助隊受入れ・市町村消防の広域化の推進         | <p>○地震発生後に、府民の救出救助活動に従事する市町村消防の体制を強化するため、国（消防庁）の支援による、全国からの緊急消防援助隊について、府内代表機関である大阪市消防局との密接な連携により、その受入体制の確保に万全を期す。</p> <p>○また、いわゆるハイパーレスキュー等について、府内において、専任体制の確保や資機材等の充実強化を図れるよう、国に強く求めていく。</p> <p>○また、府内の消防力強化に向けて、「大阪府消防広域化推進計画」を一部改定するとともに、市町村消防の広域化や連携・協力の実現に向けた支援を行う。</p> <p>○大阪府北部地震（H30）や能登半島地震（R6）など度重なる災害の課題・教訓・対応など</p> <p>・広域消防相互応援及び緊急消防援助隊の派遣要請を円滑かつ効果的に行うことができる災害発生状況や消防活動状況の情報収集に課題があった。</p> <p>○課題・教訓・対応などを踏まえた対応方針</p> <p>・応援要否の判断などに活用できるような情報共有体制の確立のために、可能な手法の検討を進める必要がある。</p>   | <p>・「大阪府緊急消防援助隊受援計画」に基づき、代表消防機関である大阪市消防局と連携し、震災訓練などの機会において緊急消防援助隊の受入体制の充実強化を図っていく。</p> <p>・令和8年度実施予定の緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練に向けて、代表消防機関の大阪市消防局及び関係機関（自衛隊・警察等）と連携を図り、適切な訓練場所の確保及び訓練項目の決定等、当該訓練が緊急消防援助隊の受入体制の更なる充実強化に繋がるよう、万全の準備を期す。</p> <p>一部改定後の大阪府消防広域化推進計画に基づき、広域化や連携・協力に向けた各消防本部の取組を支援する。</p>   | <p>・大阪府震災訓練実施時に大阪市消防局方面を大阪府消防応援活動調整副本部長（指揮支援部部長）及び本部員として招集し、調整本部の設置・運用について確認を行うなど、緊急消防援助隊の受入体制の充実強化を図った。</p> <p>・令和8年度実施予定の緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練に向けて、代表消防機関の大阪市消防局及び関係機関（自衛隊・警察等）と準備会議を行い、緊急消防援助隊の受入体制の更なる充実強化に繋がるよう、適切な訓練場所の確保及び訓練項目を決定した。</p> <p>・改定された大阪府消防広域化推進計画に基づき、広域化や連携・協力に向けた各消防本部の取組を支援した。（令和7年度中に、2件の指令センターの共同化の運用が開始された。また、1件のはしご付消防自動車の共同運用の協議がとまった。）</p>   | <p>①</p> | <p>危機管理室</p>                     | <p>・「大阪府緊急消防援助隊受援計画」に基づき、代表消防機関である大阪市消防局と連携し、震災訓練などの機会において緊急消防援助隊の受入体制の充実強化を図っていく。</p> <p>・令和8年11月7、8日に実施予定の緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練に向けて、代表消防機関の大阪市消防局及び関係機関（自衛隊・警察等）と連携を図り訓練内容を策定し、当該訓練が緊急消防援助隊の受入体制の更なる強化に繋がるよう、万全の準備を期す。</p> <p>一部改定後の大阪府消防広域化推進計画に基づき、広域化や連携・協力に向けた各消防本部の取組を支援する。</p> <p>・大阪府消防広域化推進計画に基づき、広域化や連携・協力に向けた各消防本部の取組を支援していく。</p>   | II |
| 94  | 救急救命士の養成・能力向上                   | <p>○地震発生時に救急救命活動を的確に行う体制を強化するため、市町村が必要とする救急救命士を計画的に養成するとともに、消防庁の指針に基づき、その能力向上を図る。また、救急業務全体の質の向上のため指導救命士を早急に養成し、維持する。</p>   | <p>・市町村消防のニーズ把握を行い、救急救命士の計画的な養成を継続する。</p> <p>・救急業務全体の質の向上、及び大規模災害時の対応訓練を日常的に行えるような体制の構築を図るため、指導救命士の目標認定者数を維持できるように計画的に養成する。</p>  | <p>・大規模災害に多数発生するクラッシュ症候群に対応できる救急救命士を99名養成。</p> <p>・指導救命士を19名養成。</p> <p>・時限措置指導救命士の養成なし。（指導救命士の目標認定者数を達成したため、時限措置指導救命士制度はR6年度で運用を終了）</p> <p>※府内救急救命士有資格者数：2,583名（R8.3.31現在）</p> <p>※府内指導救命士有資格者数：208名（R8.3.31現在）</p>   | <p>①</p> | <p>危機管理室</p>                     | <p>・救急救命士の計画的な養成を継続する。</p> <p>・救急業務全体の質の向上、及び大規模災害時の対応訓練を日常的に行えるような体制の構築を図るため、指導救命士の目標認定者数を維持できるように計画的に養成する。</p>  | II |
| 95  | 救出救助活動体制の充実・強化                  | <p>○地震発生時に効果的な救出救助活動を行うため、救出救助活動に必要な装備を充実するとともに、迅速な初動活動を確立し、被災者の救出救助活動にあたる。</p> <p>○地震発生時における救出救助技術の向上のため、各種訓練を行う。</p>   | <p>・救出救助活動に必要な装備資器材の充実</p> <p>・救出救助技術の向上、ヘリコプターを活用した救出救助体制の強化</p>  | <p>・経年劣化による装備品の減耗更新を行った。</p> <p>・関係機関との合同訓練などの各種訓練を実施し、救出救助技術の向上を図った。</p>   | <p>①</p> | <p>警察本部</p>                      | <p>・救出救助活動に必要な装備資器材の充実</p> <p>・救出救助技術の向上、ヘリコプターを活用した救出救助体制の強化</p>   | II |
| 96  | 災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ             | <p>○災害対策本部等に係る業務にあたる職員（防災要員）や市町村その他の場所に派遣され災害対策にあたる職員（緊急防災推進員）が地震発生後に、迅速かつ的確な応急災害対策活動を行えるよう、研修や訓練を行い、災害対応に対する意識や能力の向上を図る。</p>  | <p>・基礎研修、災害対策本部事務局員研修のほか、地域連絡部において研修を実施することにより、緊急防災推進員の能力向上を図る。</p> <p>・年間を通じ、事務局訓練や各種研修等を実施することにより、初動対応の徹底、本部要員のスキルアップに取り組む。</p>  | <p>・緊急防災推進員については、基礎研修、災害対策本部事務局員研修、地域連絡部による研修等を実施するとともに、「大阪府地震・津波災害対策訓練」において初動対応訓練を実施し、能力向上を図った。</p> <p>・防災要員については、年度当初に南海トラフ巨大地震を想定した事務局訓練を実施したほか、受援計画の検証に重点を置いた「大阪府地震・津波災害対策訓練」を実施し、能力向上を図った。</p>   | <p>①</p> | <p>危機管理室</p>                     | <p>①防災要員について、年間を通じ、事務局訓練や各種研修等を実施することにより、スキルアップに取り組む。</p> <p>②緊急防災推進員について、各種研修・訓練を継続して実施するほか、各種マニュアルの見直しを行い、より実効性を高めることで、スキルアップに繋げる。</p>  | IV |
| 97  | 発災後の緊急時における財務処理体制の確保            | <p>○地震発生後に、停電等が発生した場合においても、緊急を要する支払等の財務処理が行えるよう、訓練等を通じて実効性を確保しておく。</p>   | <p>・大阪府が実施する地震等災害対策訓練時に、緊急時における財務処理に係る訓練を実施する。</p>   | <p>・大阪府880万人訓練（11月）及び大阪府地震・津波災害対策訓練（1月）において、緊急時の財務会計処理に係る訓練（緊急支払い及び指定金融機関送付用の府費の支払データ作成）を実施した。</p>  | <p>①</p> | <p>会計局</p>                       | <p>・大阪府が実施する地震等災害対策訓練時に、緊急時における財務処理に係る訓練を実施する。</p>  | II |

